

地方公共団体における
情報セキュリティ監査に関する
ガイドライン（案）

平成15年12月25日 策定
平成19年 7月 6日 全部改定
平成22年 X月 X日 一部改定

総務省

目 次

第 1 章 総則.....	2
1.1. 本ガイドラインの目的	2
1.2. 本ガイドライン策定の経緯	3
1.3. 情報セキュリティ監査の意義と種類.....	4
1.4. 本ガイドラインとポリシーガイドラインの関係.....	6
1.5. 本ガイドラインの構成	7
第 2 章 情報セキュリティ監査手順	10
2.1. 監査手順の概要	10
2.2. 監査手順	11
2.2.1. 準備	11
2.2.2. 監査計画	13
2.2.3. 監査実施	15
2.2.4. 監査報告	18
2.2.5. 監査結果への対応等	19
2.2.6. 監査結果の公開	20
2.2.7. フォローアップ監査	21
2.3. 外部監査人の調達	22
第 3 章 情報セキュリティ監査項目	28
3.1. 対象範囲.....	29
3.2. 組織体制.....	30
3.3. 情報資産の分類と管理方法	31
3.4. 物理的セキュリティ	33
3.4.1. サーバ等の管理	33
3.4.2. 管理区域（情報システム室等）の管理	38
3.4.3. 通信回線及び通信回線装置の管理	41
3.4.4. 職員等のパソコン等の管理	43
3.5. 人的セキュリティ	44
3.5.1. 職員等の遵守事項.....	44
3.5.2. 研修・訓練.....	50

3.5.3. 事故、欠陥等の報告	52
3.5.4. ID 及びパスワード等の管理	53
3.6. 技術的セキュリティ	56
3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理.....	56
3.6.2. アクセス制御.....	66
3.6.3. システム開発、導入、保守等	70
3.6.4. 不正プログラム対策	74
3.6.5. 不正アクセス対策.....	78
3.6.6. セキュリティ情報の収集.....	80
3.7. 運用.....	81
3.7.1. 情報システムの監視	81
3.7.2. 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認	82
3.7.3. 侵害時の対応	84
3.7.4. 外部委託	85
3.7.5. 例外措置	87
3.7.6. 法令遵守	88
3.7.7. 懲戒処分等.....	89
3.8. 評価・見直し	90
3.8.1. 監査	90
3.8.2. 自己点検	92
3.8.3. 情報セキュリティポリシーの見直し	93

【付録】

- 監査証拠資料例一覧／索引
- 情報セキュリティ監査実施要綱（例）
- 情報セキュリティ監査実施計画書（例）
- 情報セキュリティ監査報告書（例）
- 情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）
- 情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

總則

1.1. 本ガイドラインの目的

第1章 総則

1.1. 本ガイドラインの目的

現在、ほとんどの地方公共団体は、組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書である情報セキュリティポリシーを策定している。「地方自治情報管理概要」（平成 21 年 10 月公表）によれば、情報セキュリティポリシーの策定状況は、平成 21 年 4 月時点で都道府県では全団体、市区町村では 97.1% で策定されている。

地方公共団体の情報セキュリティ対策は、情報セキュリティポリシーに従って実施され、また情報システムの変更や新たな脅威の出現等を踏まえて、対策の見直しを行うことで、情報セキュリティ対策の水準が向上していく。このため、情報セキュリティ対策全般の実効性を確保するとともに、情報セキュリティポリシーの見直しを行うことが重要であるが、そのための有効な手法となるのが「情報セキュリティ監査」である。

同「地方自治情報管理概要」によれば、情報セキュリティ監査を実施している地方公共団体は、都道府県においては 40 団体(85.1%)、市区町村では 594 団体(33.0%) であり、今後もさらに多くの地方公共団体で情報セキュリティ監査が実施されるよう、推進していく必要がある。

本ガイドラインは、情報セキュリティ監査の標準的な監査項目と監査手順を示すものであり、地方公共団体が情報セキュリティ監査の実施する際に活用されることを期待して作成している。

もとより、本ガイドラインに記述した構成や項目等は参考として示したものであり、各地方公共団体が必要に応じて独自の情報セキュリティ監査項目を追加設定したり、監査方法を修正するなど各団体の実情に応じた変更を加えて、情報セキュリティ監査を実施することを妨げるものではない。

1.2. 本ガイドライン策定の経緯

総務省では、地方公共団体における情報セキュリティ対策について、これまでにも、情報セキュリティポリシーの策定や情報セキュリティ監査の実施を要請するとともに、その参考としてガイドライン等を策定してきた。平成13年3月に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（以下「ポリシーガイドライン」という。）を、また、平成15年12月に「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」（以下「監査ガイドライン」という。）を策定した。

平成18年2月に政府の情報セキュリティ政策会議は「第1次情報セキュリティ基本計画」を決定し、地方公共団体向けの重点施策として、地方公共団体における情報セキュリティ確保に係るガイドラインの見直しや情報セキュリティ監査実施の推進が掲げられた。これを踏まえ、総務省では、地方公共団体の情報セキュリティ水準の向上を推進するため、平成18年9月にポリシーガイドラインを、平成19年7月に監査ガイドラインを全部改定した。

平成21年2月に情報セキュリティ政策会議によって「第2次情報セキュリティ基本計画」が決定され、地方公共団体に関して、小規模な地方公共団体も含め、全ての地方公共団体において、望ましい情報セキュリティ対策が実施されることを目指し、対策の促進を行うこととされたこと、平成22年5月に情報セキュリティ政策会議によって「国民を守る情報セキュリティ戦略」及び「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針（第3版）」が決定されたこと、平成22年7月に「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る『安全基準等』策定にあたっての指針 対策編」が策定されたこと等を踏まえ、平成22年X月にポリシーガイドラインを一部改定した。

今回は、監査ガイドラインの監査手順自体の改定は行わず、ポリシーガイドラインの一部改定に伴う監査項目の一部見直しを行ったものである。

1.3. 情報セキュリティ監査の意義と種類

1.3. 情報セキュリティ監査の意義と種類

(1) 情報セキュリティ監査の意義

情報セキュリティ監査とは、情報セキュリティを維持・管理する仕組みが組織において適切に整備・運用されているか否かを点検・評価することである。

また、監査の結果は、情報セキュリティに関する管理及び対策が適切であるか否かを示すとともに、情報セキュリティ上の問題点の指摘と改善の方向性の提言をまとめたものである。ただし、監査業務は、あくまで改善の方向性を示すものであり、具体的な解決策を提示するコンサルティング業務とは異なる。

なお、監査業務には、改善を勧告した事項について、後日、フォローアップする業務も含まれる。

(2) 内部監査と外部監査

情報セキュリティ監査には、地方公共団体内の職員自らが監査を行う内部監査と外部に委託して監査を行う外部監査がある。なお、内部監査の場合も被監査部門から独立した監査人等が行うことが必要であり、情報システム等を運用する者自らによる検証を行う場合は、監査ではなく自己点検になる。

内部監査は、外部に委託する経費を要しない他、監査の実施を通じて内部職員の情報セキュリティに対する意識を高めることができるという長所がある。他方、外部監査は、第三者の視点による客観性や専門性を確保できるという長所がある。地方公共団体の業務は公共性が高く、住民の権利等を守るという目的があることから、内部監査に加え、外部監査を行うことが望ましい。

外部監査を行う場合、監査実施の全部を外部監査する他、特定の監査テーマについてのみ外部監査とし、それ以外は内部監査とすることも考えられる。

(3) 助言型監査と保証型監査

外部監査の形態には、当該地方公共団体に対し、情報セキュリティ対策の改善の方向性を助言することを目的とする助言型監査と、住民や議会等に対し、情報セキュリティの水準を保証することを目的とする保証型監査がある。

どちらの型の外部監査を行うかは地方公共団体の判断次第であるが、一般的には、情報セキュリティ対策の向上を図るために、最初は継続的な内部監査と合わせて助言型監査を行い、必要に応じて保証型監査を行うことが考えられる。

(4) 準拠性監査と妥当性監査

情報セキュリティ監査では、準拠性監査と妥当性監査がある。

準拠性監査においては、当該団体の情報セキュリティポリシーというルールに

1.3. 情報セキュリティ監査の意義と種類

従って情報セキュリティ対策が実施されているか否かを点検・評価する。

一方、妥当性監査においては、当該団体の情報セキュリティポリシーというルールそのものが、ポリシーガイドラインをはじめ、JIS Q 27002 等の基準や当該団体の情報セキュリティを取り巻く状況等に照らし妥当なものかどうかを点検・評価する。

どちらの型の外部監査を行うかは地方公共団体の判断次第であるが、一般的には、最初は点検・評価のしやすい準拠性監査を行い、必要に応じて妥当性監査を行うことが多いと考えられる。

1.4. 本ガイドラインとポリシーガイドラインの関係

1.4. 本ガイドラインとポリシーガイドラインの関係

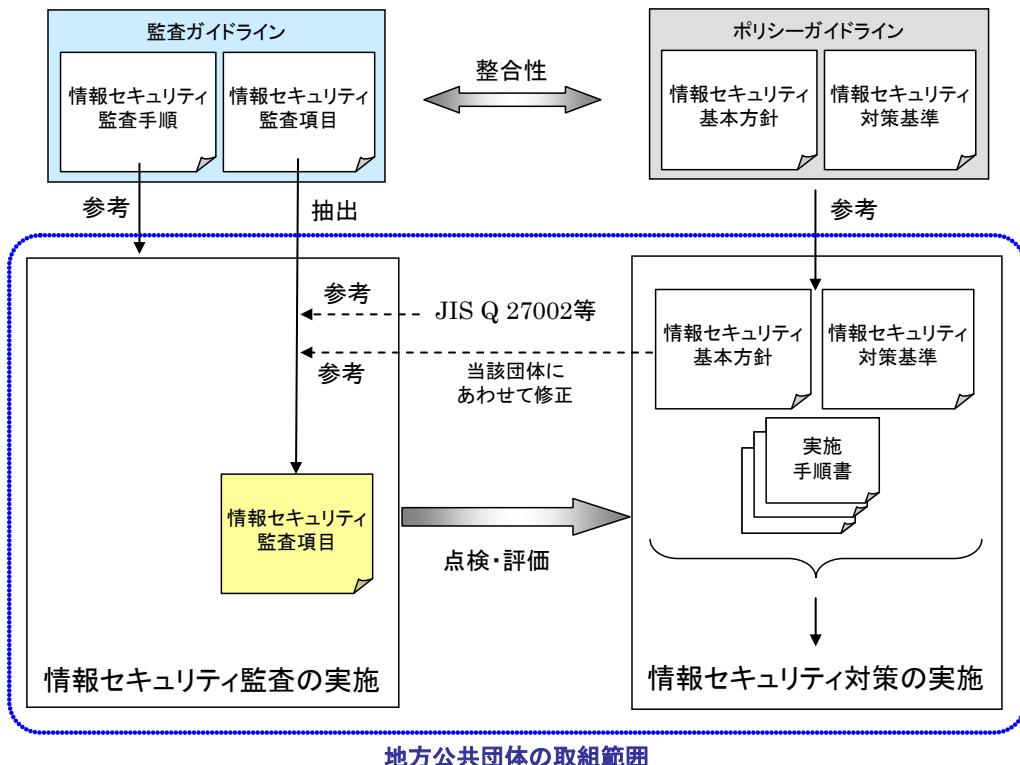
総務省では、監査ガイドラインとポリシーガイドラインを策定しているが、両者は内容的に整合性を図っている。特に、監査ガイドラインの情報セキュリティ監査項目は、ポリシーガイドラインにおける対策基準に即して構成している。

地方公共団体は、ポリシーガイドラインを参考にして、情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準）や実施手順書を策定して、情報セキュリティ対策を実施している。

情報セキュリティ監査は、情報セキュリティポリシーの実施状況を点検・評価するものであり、各地方公共団体は、監査ガイドラインを参考にして、情報セキュリティ監査を実施する。この際、監査項目の設定においては、当該団体の情報セキュリティポリシーを踏まえて、監査テーマに応じた監査項目を情報セキュリティ監査項目から抽出することで、各地方公共団体が策定している情報セキュリティポリシーの内容と情報セキュリティ監査項目の対応付けや読み替えなどの工数を削減することができるようになっている。

なお、情報セキュリティ監査の実施においては、監査ガイドライン以外に、必要に応じて、JIS Q 27002等も参考にするとよい（図表 1.1）。

図表 1.1 監査ガイドラインとポリシーガイドラインの関係

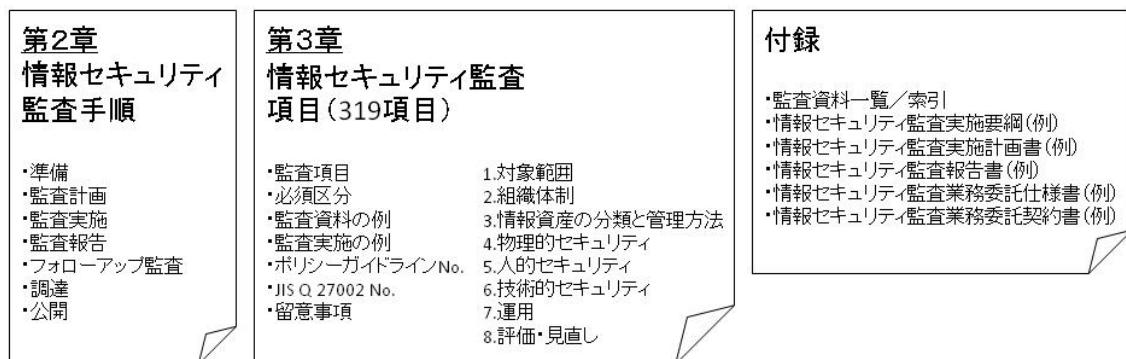


1.5. 本ガイドラインの構成

次章より、情報セキュリティ監査の具体的内容を扱うが、第2章の「情報セキュリティ監査手順」においては、情報セキュリティ監査の標準的な手順を、第3章の「情報セキュリティ監査項目」においては、319項目の監査項目と項目毎に確認すべき内容や方法を記載している。また、「付録」として、監査資料一覧など情報セキュリティ監査を実施する際に参考となる資料をつけている（図表1.2）。

監査資料例一覧は、情報セキュリティ監査項目に挙げた監査資料の例を50音順に一覧にしたものであり、それぞれの監査資料の内容について解説を記載している。

図表1.2 監査ガイドラインの構成



なお、監査を効率的に行えるよう、情報セキュリティ監査項目に監査結果や確認した監査資料、指摘事項、改善案の記入欄を追加した監査チェックリストの例を電子データで作成しているので、監査を実施する際に各団体の実情に応じて加工して活用頂きたい（図表1.3）。

1.5. 本ガイドラインの構成

図表 1.3 情報セキュリティ監査チェックリストの例

項目		No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	監査結果	確認した監査資料	指摘事項	改善案	情報セキュリティポリシーの項目	情報セキュリティポリシーの例文の番号	関連するJISQ27002番号
4. 物理的セキュリティ	4.1. サーバ等の管理	19	(1) 機器の取付け	I) 機器の設置に関する基準及び手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行う場合の基準及び手続が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 機器設置基準/手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機器の設置に関する基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確かめる。					3.4.1.(1)	9.1.4 9.2.1	
		20	○	II) 機器の取付け 情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行ふ場合、火災、水害、埃、振動、温度等の影響を可能ならぬり排除した場所に設置し、容易に取外せないよう固定するなどの対策が講じられている。	<input type="checkbox"/> 機器設置基準/手続 <input type="checkbox"/> 建物プロアレイアウト図 <input type="checkbox"/> 管理区域(情報システム室等)のレイアウト図 <input type="checkbox"/> 機器設置記録 <input type="checkbox"/> 情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の観察により、サーバ等の機器が設置されているか確かめる。					3.4.1.(1)	9.1.4 9.2.1	
		21	(2) サーバの冗長化	I) サーバ冗長化基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバを冗長化する基準が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> サーバ冗長化基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、サーバの冗長化に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。					3.4.1.(2)(1)	10.5.1 ※注意 JISQ27002では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	
		22		II) 基幹サーバの冗長化 情報システム管理者によって、基幹サーバ(重要な情報を格納しているサーバ、セキュアなサーバ、住民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバ)が冗長化されている。	<input type="checkbox"/> サーバ冗長化基準 <input type="checkbox"/> システム構成図	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、基幹サーバが冗長化され、同一データが保持されているか確かめる。					3.4.1.(2)(1)	10.5.1 ※注意 JISQ27002では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	
				(以下、略)									

監査手順

2.1. 監査手順の概要

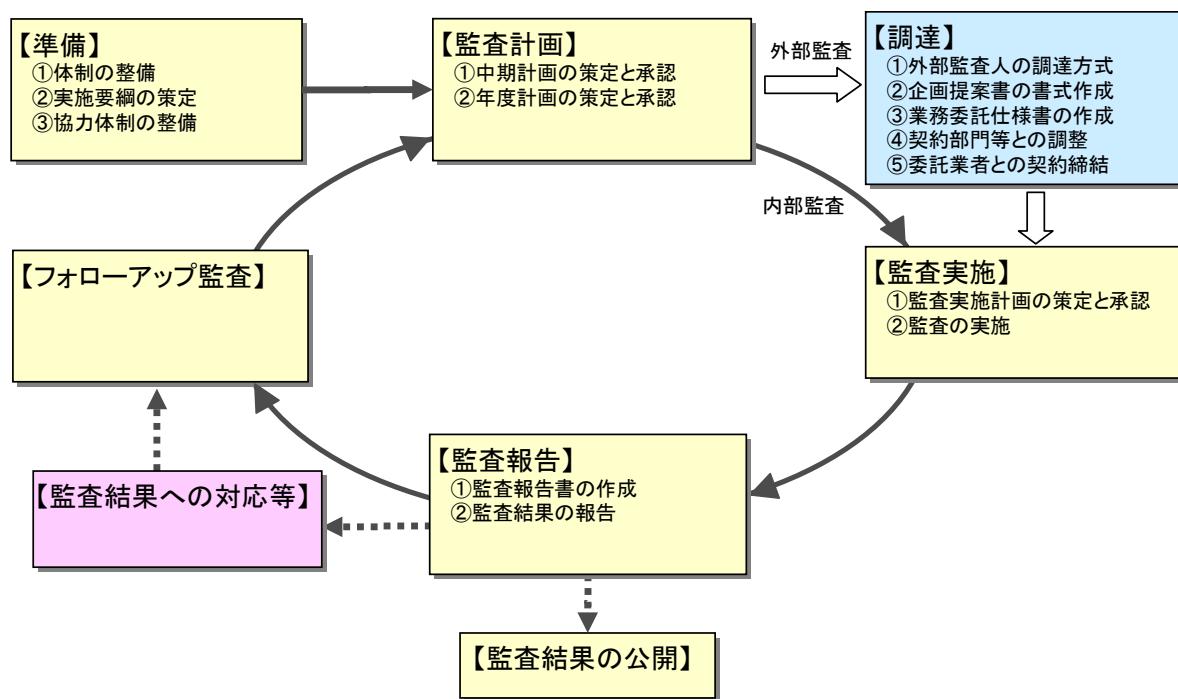
第2章 情報セキュリティ監査手順

2.1. 監査手順の概要

情報セキュリティ監査は、基本的に「準備」、「監査計画」、「監査実施」、「監査報告」、「監査結果の公開」及び監査結果への対応等に対する「フォローアップ監査」の手順により実施される。内部監査の場合は、この手順に基づいて実施されるが、外部監査の場合は、この手順に「外部監査人の調達」が加わる（図表 2.1）。

本章では、「2.2 監査手順」において、監査の基本的な手順を、「2.3 外部監査人の調達」において、外部監査人に委託する場合の手順について記述する。

図表 2.1 情報セキュリティ監査手順



2.2. 監査手順

2.2.1. 準備

(1) 体制の整備

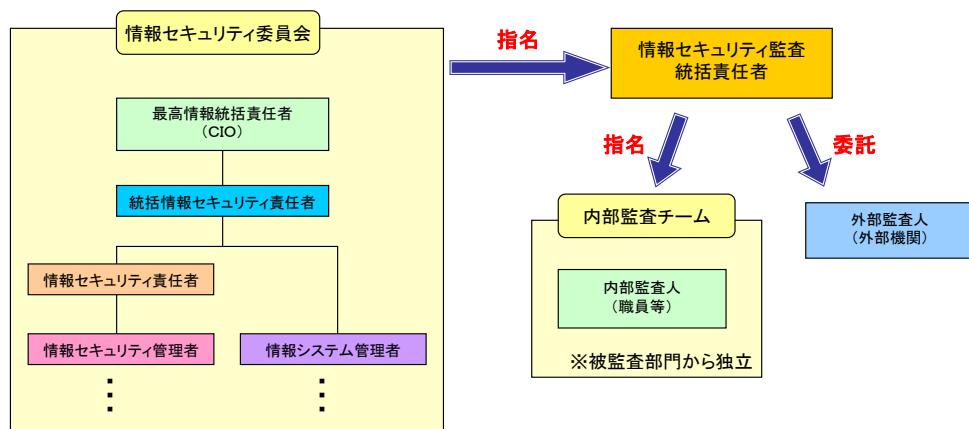
情報セキュリティ監査を実施するに当たり、まず、情報セキュリティ委員会は、「情報セキュリティ監査統括責任者」を指名し、情報セキュリティ監査を実施する責任者を明確にする（図表 2.2）。情報セキュリティ監査統括責任者は、情報セキュリティ監査に関わる責任と権限を有する。情報セキュリティ監査統括責任者は、組織全体の監査に責任を負うため、地方公共団体の長に準じる権限と責任を有する者とすることが望ましい。

情報セキュリティ監査統括責任者は、内部監査人を指名して内部監査チームの編成や、外部監査人への委託により、情報セキュリティ監査の体制を整備する。

内部監査人は、公平な立場で客観的に監査を行うことができるよう、被監査部門（監査を受ける部門）から独立した者を指名しなければならない。また、監査及び情報セキュリティについて、専門的知識を有するものでなければならない。そのため、必要に応じ内部監査人として必要な知識について研修を実施したり、外部で行われる研修に派遣することが適当である。内部監査人は、監査担当部門の職員があたる場合もあるが、情報システムを所管する課の職員に他の情報システム所管課の内部監査を行わせる方法（相互監査）も有効である。

なお、規模の小さい地方公共団体においては、最高情報統括責任者（CIO）が情報セキュリティ監査統括責任者を兼務したり、内部監査チームの職員等も他の業務と兼務せざるを得ないことも考えられる。この場合においても、監査を実施する者は、自らが直接担当する業務やシステムの監査を実施させないなど、監査の客観性の確保を図る必要がある。

図表 2.2 情報セキュリティ監査の実施体制（例）



2.2.1. 準備

(2) 実施要綱の策定

情報セキュリティ監査統括責任者は、情報セキュリティ委員会の承認を得て監査に関する基本的事項を定めた「情報セキュリティ監査実施要綱」を策定する（図表2.3）。

なお、「情報セキュリティ監査実施要綱」に基づき、内部監査人が監査を実施する際の具体的な手順を記述した「情報セキュリティ監査実施マニュアル」や「情報セキュリティ監査実施の手引き」等を作成し、要綱にこれらを位置づけることもある。

図表2.3 情報セキュリティ監査実施要綱に記載する事項（例）

区分	項目
1.総則	(1)目的
	(2)監査対象
	(3)監査実施体制
	(4)監査の権限
	(5)監査人の責務
	(6)監査関係文書の管理
2.監査計画	(1)監査計画
	(2)中期計画および年度計画
	(3)監査実施計画
3.監査実施	(1)監査実施通知
	(2)監査実施
	(3)監査調書
	(4)監査結果の意見交換
4.監査報告	(1)監査結果の報告
	(2)監査結果の通知と改善措置
5.フォローアップ	(1)フォローアップ監査の実施

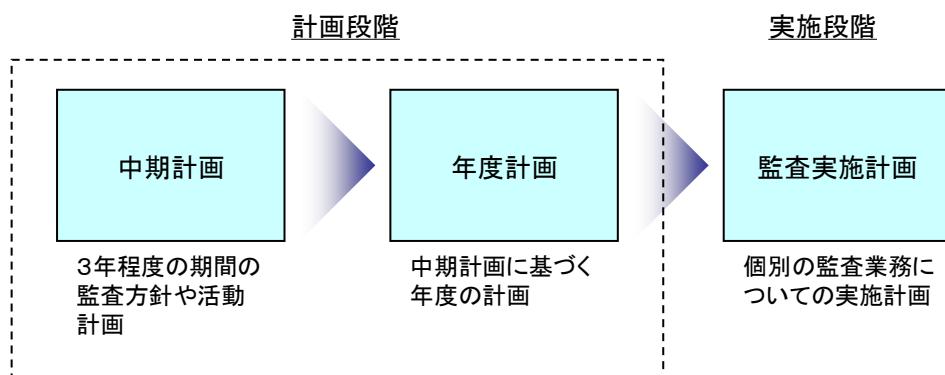
(3) 協力体制の整備

被監査部門は、情報セキュリティ監査に協力する義務を負うが、監査を円滑に実施するとともに、監査の効果をあげるためには、組織内の理解を得ておくことが重要である。とりわけ、被監査部門に対して監査資料の提示や担当者へのインタビュー、執務室の視察等を求める考えると、監査の実施に被監査部門の担当者の理解と協力が必要である。また、外部の専門家の支援を受けたり、外部監査人に委託する場合には予算措置が必要となるので、幹部、財政担当部門等の理解を得ておく必要がある。

2.2.2. 監査計画

情報セキュリティ監査を効率的かつ効果的に行うために、情報セキュリティ監査を実施する計画を策定する。一般に、監査計画には、「中期計画」、「年度計画」、及び個々の「監査実施計画」がある。計画段階では、中期計画及び年度計画を策定する（図表 2.4）。

図表 2.4 情報セキュリティ監査計画策定の流れ



（1）中期計画の策定と承認

情報セキュリティ監査の対象は広範囲に及ぶことから、一回の監査や単年度内ですべてを網羅することはできない。したがって、一定の期間（例えば、3年程度）を見据えた計画が必要となる。中期計画は、この期間における情報セキュリティ監査の方針や実施目標、監査範囲、大まかな実施時期等の項目を記述した文書であり、情報セキュリティ監査に関する中期的な方針を示すものである。

なお、期間中であっても、地方公共団体の置かれている環境の変化や監査実施計画自体の進捗状況により、見直しを行う必要がある。中期計画は策定・見直しの都度、情報セキュリティ委員会の承認を得る必要がある。

また、規模の小さい地方公共団体においては、監査の対象規模が相対的に大きくなないことから、年度計画のみを作成するなど簡素化することも考えられる。

（2）年度計画の策定と承認

年度計画は、中期計画に基づいて年度当初に策定されるものであり、各年度の監査重点テーマや実施回数、監査対象、実施時期等を記述した文書である。年度計画は、当該年度の監査目標を遂行するための計画なので、誰が（実行責任者）、いつ（実施時期）、何を（実施内容）、いくらで（予算）で実施するのかを明確に定める必要がある。監査テーマの選定においては、情報資産やネットワーク及び情報システム等の重要度や脆弱性、情報システムの変更等の視点から検討し、よ

2.2.2. 監査計画

り重要性、緊急性、リスク等の高いものから選定する。

年度計画についても、中期計画同様、情報セキュリティ委員会の承認を得る必要がある。

2.2.3. 監査実施

(1) 監査実施計画の策定と承認

情報セキュリティ監査統括責任者は、年度計画に基づいて、内部監査人又は外部監査人に指示して具体的な監査実施計画を策定する（図表 2.5）。

監査実施計画書中、監査項目は、例えば、本ガイドライン「第3章 情報セキュリティ監査項目」の大分類や中分類のレベルを記載するとよい。また、適用基準には、例えば、付録の「情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）」の適用基準を参考に記載するとよい。

図表 2.5 情報セキュリティ監査実施計画書に記載する事項（例）

項目	内容
1 監査目的	監査を実施する目的
2 監査テーマ	監査の具体的なテーマや重点監査事項
3 監査範囲	監査対象の業務、情報システム等の範囲
4 被監査部門	監査の対象となる部門
5 監査方法	監査で適用する監査技法
6 監査実施日程	監査の計画から報告までの日程
7 監査実施体制	監査担当者
8 監査項目	監査で確認する大項目
9 適用基準	監査で適用する基準等

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査実施計画書を、組織として受け入れ、監査実施の責任と権限を明確にするため、情報セキュリティ委員会による承認を得る。また、情報セキュリティ委員会の承認を得た後に、被監査部門に対して十分に説明する機会を設け、監査スケジュールを被監査部門へ伝え、担当者の選出、監査資料の準備等の事項の依頼など、効率的に監査を実施するための調整を行う。

(2) 監査の実施

①監査チェックリストの作成

監査人は、監査を効率的かつ効果的に実施するため、次の手順を参考にして、確認すべき具体的な項目を事前に選定して、監査チェックリストを作成する。

i) 監査項目の選定

監査テーマに該当する項目を本ガイドライン「第3章 情報セキュリティ監査項目」から選定する。なお、「第3章 情報セキュリティ監査項目」で必須項目となっているものは、監査において基本的な項目又は必要性の高い項目であることから、極力、監査項目に含めることが望まれ

2.2.3. 監査実施

る。必須項目は、はじめて情報セキュリティ監査を行う場合等の初期段階用に選定したものであり、これで満足することなく、より高いレベルを目指した必須項目以外も対象とする監査を実施する必要がある。

監査項目の選定後は、当該地方公共団体の情報セキュリティポリシーに合わせた表現とするなど、必要に応じて項目中の文言を当該団体にとって適切な表現に修正する。なお、本ガイドラインの監査項目はポリシーガイドラインに準拠しているので、ポリシーガイドラインに対する妥当性を監査する場合には表現の修正は行わなくてもよい。

ii) 当該地方公共団体に必要と思われる項目の追加

監査項目を選定し、適宜表現を修正した後、当該地方公共団体にとって必要と考えられる項目を追加する。特に、監査範囲内において非常に重要な情報資産が存在し、脅威の発生頻度が高く、脅威が発生した場合の被害が大きい場合には、通常の情報セキュリティ対策に加えて、より厳格な対策を追加することを検討すべきである。

iii) 当該地方公共団体が定める条例、規則、規程等との整合性の確保

当該地方公共団体が定める条例、規則、規程等との整合性を図り、矛盾が生じないように監査項目を修正する。

iv) 関連法令の参照

関連する法令の要求する事項の中で特に重要と考えられる事項について追加する。

関連する主な法令としては、例えば、以下のようなものが考えられる。

- ・地方公務員法
- ・著作権法
- ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・個人情報保護条例

v) 他の基準・規程類の参照

その他、JIS Q 27002、ISO/IEC TR 13335（GMITS）、情報システム安全対策基準（通商産業省告示第536号）、コンピュータウイルス対策基準（平成9年通商産業省告示第952号）、コンピュータ不正アクセス対策基準（平成12年通商産業省告示第950号）等、情報セキュリティ対策の実施に参考となる基準を適時参照して、必要があれば、項目の追加、修正をする。

②監査の実施

監査人は、監査チェックリストに基づいて情報セキュリティ監査を実施し、

2.2.3. 監査実施

監査調書を作成する。主な監査技法には、レビュー、インタビュー、視察、アンケートがある。

- ・レビュー : 文書や記録等の監査資料を入手し、内容を確認する
- ・インタビュー : 担当者等に質問し、状況を確認する
- ・視察 : 業務を行っている場所や状況を見て確認する
- ・アンケート : 質問書への回答から実態を確認する

具体的な監査方法については、本ガイドラインの「第3章 情報セキュリティ監査項目」の監査チェックリストにおいて、監査項目毎に、監査資料の例、監査実施の例を示している。また、レビューで確認すべき文書や記録等については、付録に「監査資料例一覧／索引」としてとりまとめているので、参考にされたい。

情報セキュリティ監査の実施中、情報セキュリティ監査統括責任者は、監査人による監査業務の実施状況について随時報告を求める等、適切な管理を行う必要がある。また、監査人が作成した監査調書は、脆弱性の情報など漏えいした場合に当該地方公共団体の情報セキュリティに脅威となる情報も含むことから、情報セキュリティ監査統括責任者は、紛失等が生じないように適切に保管する必要がある。

③監査結果の取りまとめ

情報セキュリティ監査統括責任者は、実施した監査の内容を踏まえて、監査結果、確認した監査証拠、指摘事項、改善案等、監査結果を取りまとめる。具体的には、例えば、図表1.5の監査チェックリストに記入する。

また、監査結果については、必要に応じ、事実誤認がないかどうかを被監査部門に確認する。

2.2.4. 監査報告

2.2.4. 監査報告

(1) 監査報告書の作成

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査調書に基づいて、被監査部門に対する指摘事項や改善案を含む監査報告書を作成する（図表 2.6）。

また、詳細な監査結果や補足資料等がある場合は、監査報告書の添付資料としてもよい。

図表 2.6 情報セキュリティ監査報告書に記載する事項（例）

項目	内容
1 監査目的	監査を実施した目的
2 監査テーマ	監査の具体的なテーマや重点監査事項
3 監査範囲	監査対象の業務、情報システムなどの範囲
4 被監査部門	監査の対象とした部門
5 監査方法	監査で適用した監査技法
6 監査実施日程	監査の計画から報告までの日程
7 監査実施体制	監査を実施した担当者
8 監査項目	監査で確認した大項目
9 適用基準	監査で適用した基準等
10 監査結果概要（総括）	監査結果の総括
11 監査結果	監査で確認した事実（評価できる事項を含む）
12 指摘事項	監査結果に基づき、問題点として指摘する事項
13 改善勧告	指摘事項を踏まえて、改善すべき事項 (緊急改善事項、一般的改善事項)
14 特記事項	その他記載すべき事項

(2) 監査結果の報告

情報セキュリティ監査統括責任者は、監査結果を情報セキュリティ委員会に報告する。

また、被監査部門に対して監査報告会を開催し、監査人から直接、監査結果の説明を行う。監査人は、指摘事項をより具体的にわかりやすく説明し、必要に応じ「監査調書」の内容等、監査証拠に基づいた改善のための方策等を助言することが望ましい。

2.2.5. 監査結果への対応等

情報セキュリティ監査は、その結果を今後の情報セキュリティ対策に反映させなければ、その意味は乏しいといわざるをえない。情報セキュリティ対策に反映することで、情報セキュリティ対策の実施サイクル（PDCA サイクル）がはじめて回転していくことになる。

このため、最高情報統括責任者は、監査結果を踏まえ、監査の指摘事項を所管する被監査部門に対し、改善計画書の作成などの対処を指示する。また、他の部門に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には当該課題及び問題点の有無を確認させなければならない。

指示を受けた部門は、監査結果の指摘事項について、緊急性、重要性、費用等も考慮して、必要な改善措置を検討し、最高情報統括責任者に対して、対応措置を報告する。

また、情報セキュリティポリシー委員会においては、監査結果を情報セキュリティポリシーの見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用する。

2.2.6. 監査結果の公開

2.2.6. 監査結果の公開

情報セキュリティ監査の結果については、行政の透明性確保、住民に対する説明責任遂行の観点からは積極的に公開することが望まれる。特に、行政は住民の個人情報を含め、大量の情報を扱っていること、電子自治体の取組を進めていく上で住民の信頼が必要であることに鑑みれば、情報セキュリティ監査の結果を住民に示すことは重要である。

他方、情報セキュリティ監査の成果物には、情報資産やネットワーク及び情報システム等の脆弱性に関する情報が含まれており、情報セキュリティ確保の観点からは、すべてを公開することは適当ではない場合もある。

したがって、一律に公開、非公開とすることはいずれも適当ではなく、各地方公共団体の制定する情報公開条例の「不開示情報」の取扱いなどを踏まえ、適切な範囲で公開していく必要がある。

2.2.7. フォローアップ監査

2.2.7. フォローアップ監査

監査報告書で指摘した改善事項について、被監査部門の対応状況を確かめるため、監査終了後、半年から1年毎にフォローアップ監査を実施する。フォローアップ監査は個別の監査として実施してもよいし、次回の監査の中で実施してもよい。

2.3. 外部監査人の調達

2.3. 外部監査人の調達

ここでは、外部監査を行う場合における外部監査人の調達方法について説明する。なお、県と県内市町村など、複数の地方公共団体が共同で外部監査人の調達を行うことによって、調達を効率化する方法もあり、実際にこのような取組も行われている。

(1) 外部監査人の調達方式

外部監査人の調達は、当該地方公共団体の調達基準や手続にしたがって行われるが、特に、監査の客観性、公正性等の観点から、委託業者の決定の透明性と公平性の確保には特に留意する必要がある。

外部監査の委託業者の調達方式には、次のような方式がありえる。

- ・ 公募型プロポーザル方式（企画提案書を評価して判断して事業者を選定）
- ・ 総合評価入札方式（価格と技術的要素を総合的に判断して事業者を選定）
- ・ 一般競争入札方式（最も安価な価格を提示した事業者と契約）
- ・ 条件付き一般競争入札方式（一定の条件を満たす事業者の中で、最も安価な価格を提示した事業者と契約）

(2) 企画提案書の書式作成

公募型プロポーザル方式により情報セキュリティ監査に関する企画提案を求める場合は、「企画提案書」を作成する。企画提案書には、情報セキュリティ監査業務の受託を希望する提案者が、業務委託仕様書に基づいて、当該監査に関する考え方、実施方法、実施体制等の具体的な内容を記述する（図表 2.7）。また、委託業務内容に加えて、費用の見積りに必要となる事項も併せて記載する。例えば、ネットワークへの侵入検査を行う場合には、対象サーバ数や IP アドレス数などの対象、範囲、実施の程度等の詳細な記載があれば、企画提案者の費用積算は精緻なものになり、より正確な見積りが期待できる。

図表 2.7 企画提案書に記載する事項（例）

項目	内容
1 監査期間	委託する監査の期間
2 監査実施内容	委託する監査業務の内容 i)目的 ii)本業務の対象範囲 iii)準拠する基準 iv)監査のポイント 等

2.3. 外部監査人の調達

3	監査内容	i)事前打合せ ii)事前準備依頼事項 ・事前の提出資料 ・アンケート等の有無 等 iii)監査実施計画書作成 iv)予備調査 v)本調査 ※機器又は情報システムに対して情報システム監査ツール を使用する場合はその名称も記載 vi)監査報告書作成 vii)監査報告会
4	監査スケジュール	上記 3 の概略スケジュール ※詳細は監査人決定後に求める。
5	監査実施体制	i)監査責任者・監査人・監査補助者・アドバイザ等の役割、 氏名を含む監査体制図 ii)当該団体との役割分担
6	監査人の実績等	i)組織としての認証資格等 ※例ええば、ISMS 認証やプライバシーマーク認証 ii)監査メンバの保有資格・技術スキル・地方公共団体を含む 実務経験等
7	監査報告書の目次 体系	監査報告書の目次体系（章立て） i)総括 ii)情報セキュリティ監査の実施の概要 iii)評価できる事項 iv)改善すべき事項(緊急改善事項・一般的改善事項のまとめ) v)監査結果の詳細 vi)添付資料（補足資料等）
8	成果物	最終成果物（納品物）一覧
9	その他	会社案内、パンフレット等必要な添付書類

（3） 業務委託仕様書の作成

入札方式による場合、事前に業務委託の内容を業務委託仕様書としてまとめ、入札に応じる民間事業者、団体等に提示する。また、業務委託仕様書の添付資料に選定基準の概要や提案書の評価基準を開示するとよい。

業務委託仕様書には、監査目的、監査対象、適用基準等の記載に加えて、当該地方公共団体が実施する情報セキュリティ監査に関する方針、実施条件等、どのような監査を実施したいかを正確かつ具体的に記載することが重要である（図表2.8）。

なお、付録に「情報セキュリティ監査業務委託仕様書」の例を挙げているので参考されたい。

2.3. 外部監査人の調達

図表 2.8 業務委託仕様書に記載する事項（例）

項目	内容
1 業務名	委託する業務の名称
2 監査目的	監査を実施する目的
3 発注部署	監査を委託する部署名
4 監査対象	監査対象の業務、情報システムなどの範囲
5 業務内容	委託する監査業務の内容
6 適用基準	監査を行う際、準拠すべき基準や参考とする基準を記載
7 監査人の要件	受託者及び監査人の要件
8 監査期間	委託する監査の期間
9 監査報告書の様式	監査報告書の作成様式、宛名
10 監査報告書の提出先	監査報告書を提出する部署
11 監査報告会	監査結果を報告する会議等の内容
12 監査成果物と納入方法	委託した監査業務の成果物と納入の方法
13 成果物の帰属	成果物及びこれに付随する資料の帰属
14 委託業務の留意事項	再委託、資料の提供、秘密保持等の留意事項
15 その他	その他の事項

（4） 契約部門等との調整

委託業者の決定までの間に、調達事務を行う契約部門、出納部門等と調整し、委託業務契約書に盛り込む事項や個人情報保護に関する措置等を検討する。

特に、外部監査人は、地方公共団体の情報セキュリティにおける脆弱性を知ることになるので、情報資産に関する守秘義務等を契約上どのように規定するか十分な検討が必要である。なお、外部監査人が個人情報を扱うことが想定される場合には、個人情報保護条例に従い、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講じなければならない。

（5） 委託業者との契約締結

委託業者が決定すれば、地方公共団体と委託業者との間で契約を締結することになる。委託業者は、監査対象と直接の利害関係がないことを確認して選定する必要がある。

契約に当たっての主な合意事項は下記のとおりである。業務委託契約書の記載例については、付録の「情報セキュリティ監査業務委託契約書(例)」を参照されたい。

- ・目的、対象、範囲を含む監査内容に関する事項
- ・成果物（納品物）に関する事項
- ・監査報告書の記載内容に関する事項

2.3. 外部監査人の調達

契約には、監査人が監査業務上知り得た情報や監査内容を関係者以外に開示したり、監査人から情報が漏えいしないよう、監査人の守秘義務に係る規定や監査人における監査結果の管理方法についても規定を明記しなければならない。

また、契約の適正な履行を確保するため、監査目的、監査対象、監査方針、実施条件、計画、実施、報告を含む主たる実施手順、準拠規範、監査技法、収集すべき監査証拠の範囲等の監査品質、対価の決定方法、金額と支払の時期、支払方法、中途終了時の精算、負担すべき責任の範囲等を明確に定め、監督、検査の判断基準を明確にすることが必要である。なお、地方公共団体が契約保証金の納付を求めた場合、「契約の相手方が契約上の義務を履行しないとき」、すなわち、監査品質が所定の水準に達しないときは、契約において別段の定めをしない限り契約保証金は地方公共団体に帰属する。

付録の「情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）」では、情報セキュリティ監査特有の部分のみを取り上げている。その他の事項である履行方法、契約保証人、保証契約、前払い金、損害賠償、権利義務の譲渡禁止、再委託、一括下請けの禁止、監督員、貸与品の処理、作業の変更中止、履行期間の延長、成果物の納品と検査、所有権の移転時期、請負代金の支払時期や支払方法、瑕疵担保、委託完成保証人の責任、甲乙の解除権、解除に伴う措置、秘密保持、その他は、既に各地方公共団体にある請負契約約款（準委任とするときは準委任契約約款）を用いることができる。

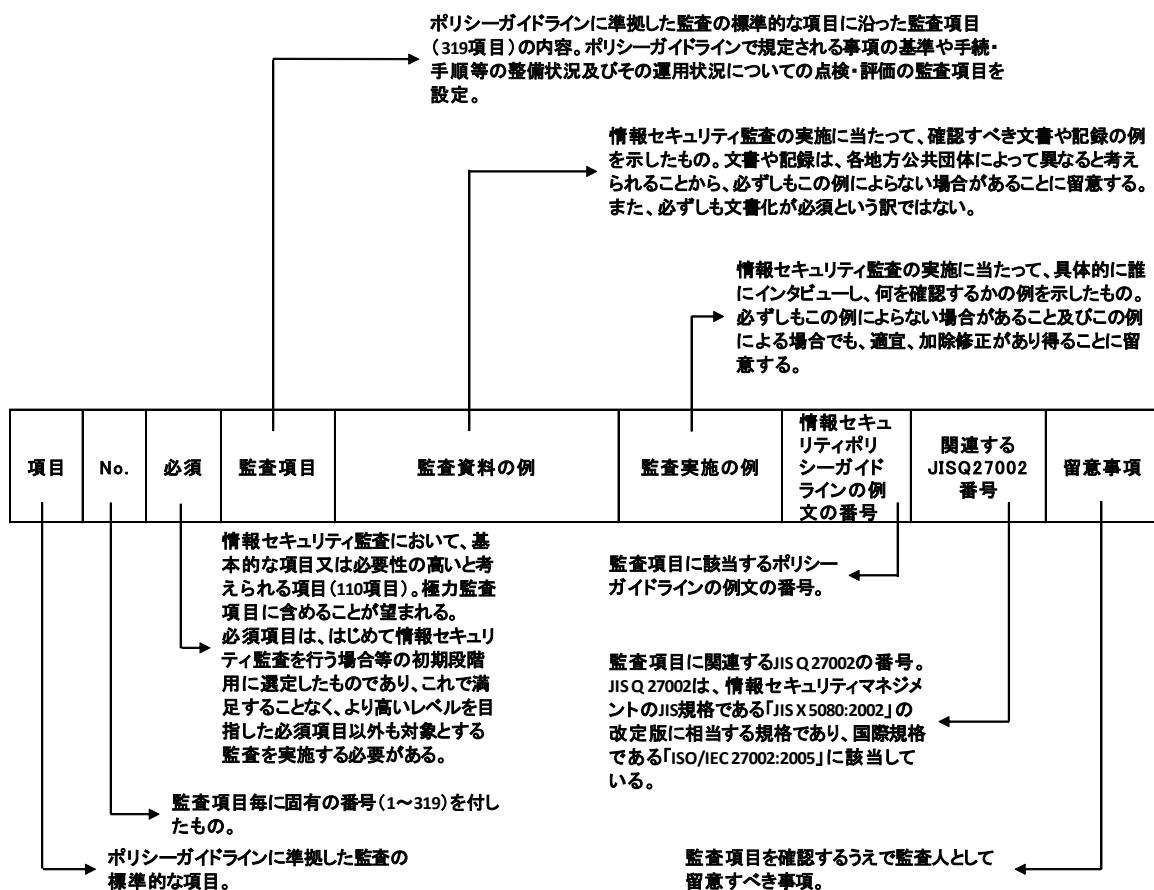
監査を継続的に行うときは、毎回業務委託契約を締結する方法と、業務委託基本契約と業務委託個別契約に分けて契約を締結する方法がある。毎回契約を締結する方法が一般的であると考えられ、付録の契約書例もこの形態を想定している。後者の基本契約と個別契約に分けて契約を締結する方法によるときは、契約書例の中から、毎回共通する事項を抜き出して基本契約として締結し、毎回定めるべき事項を個別契約で合意する。

監查項目

1.1. 本ガイドラインの目的

第3章 情報セキュリティ監査項目

情報セキュリティ監査項目は、以下の構成となっている。



（注）監査項目の趣旨や運用上の留意点を理解するため、総務省が平成22年月に一部改定した「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の解説を併せて確認されたい。

実際の情報セキュリティ監査項目を、次頁以降に記載する。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの範囲	情報セキュリティポリシーの範囲	情報セキュリティポリシーの範囲	情報セキュリティポリシーの範囲
項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの範囲	情報セキュリティポリシーの範囲	情報セキュリティポリシーの範囲	情報セキュリティポリシーの範囲
1. 対象範囲	(1)行政機関の範囲	○	i) 行政機関の範囲 最高情報責任者によって、情報セキュリティポリシーを適用する行政機関の範囲が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者へのパンタビューや、情報セキュリティポリシーを適用する行政機関の範囲が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.1.(1)	5.1.1	3.1.(1)	5.1.1
	(2)情報資産の範囲	○	ii) 情報資産の範囲 最高情報責任者によって、情報セキュリティポリシーを適用する情報資産の範囲が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者へのパンタビューや、情報セキュリティポリシーを適用する情報資産の範囲が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.1.(2)	5.1.1	3.1.(2)	5.1.1

3.2. 組織体制

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーにおける権限と責任の範囲	関連する規則番号	留意事項
2. 組織体制		(1)組織体制、権限及び責任	i)組織体制、権限及び責任	□情報セキュリティポリシー □権限・責任等一覧	監査資料のレポートにより、情報セキュリティ対策に係る権限、責任、連絡体制、権限及び責任が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.2.(1)～(6)、(8)	6.1.1 6.1.3	
	3	○ (2)情報セキュリティ委員会	ii)情報セキュリティ委員会の設置	□情報セキュリティポリシー □情報セキュリティ委員会設置要綱	監査資料のレポートにより、情報セキュリティ委員会が毎年度開催される重要な事項を決定する機関である。(情報セキュリティ委員会)が設置されている。	3.2.(7)①	6.1.2	・情報セキュリティに関する意思決定機関として情報セキュリティ委員会以外に府議会や幹部会議等を位置づけることも可能である。
	4	○ (2)情報セキュリティ委員会	iii)情報セキュリティ委員会の開催	□情報セキュリティポリシー □情報セキュリティ委員会設置要綱 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレポートにより、情報セキュリティ委員会が毎年度開催され、情報セキュリティ対策の改善計画を策定し、その実施状況が確認されているか確認する。	3.2.(7)②	6.1.2	
	5							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーにおける基準	関連するJSQ27002番号	留意事項
3. 情報資産の分類と管理制度	6	○	i) 情報資産の分類に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者によって、機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類と分類に応じた取扱いが定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー □情報資産分類基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類と分類に応じた取扱いが文書化され、正式に承認されるか確かめる。	3.3.(1)	7.2.1	
	7	○	ii) 情報資産の管理に関する基準 統括情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティ責任者によつて、情報資産の管理に関する基準が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー □情報資産管理体制基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報資産の管理に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	3.3.(2)	7.1.2 7.1.3	
	8	○	iii) 情報資產管理体制帳の作成 情報セキュリティ管理者によつて、重要な情報資産について目録(情報資産管理体制台帳)が作成されている。	□情報資産管理体制基準 □情報資産管理体制台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、重要な情報資産について目録(情報資産管理体制台帳)が作成され、定期的に見直されているか確かめる。	3.3.(2)(1)	7.1.1	
	9		iv) 情報資産の分類の表示 情報資産に分類が表示されている。	□情報資産管理体制基準 □情報資産管理体制台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員へのインタビュー、執務室及び管理区域の視察により、情報資産に分類が表示されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.3.(2)(2)	7.2.2	・分類の表示について、情報システムに記録される情報の分類をあらかじめ規定する方法や、表示の有無によって分類する方法などもある。
	10		v) 情報の作成 情報の作成時に情報資産の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限が定められている。	□情報資産管理体制基準 □情報資産管理体制台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報資産の作成時に情報資産の分類に基づき、当該情報の分類と取扱制限が定められているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.3.(2)(3)	10.7.3	
	11		vi) 情報資産の入手 情報資産を入手した場合、情報資産の分類に基づき情報資産が取扱われている。また、情報資産の分類が不明な場合は、情報セキュリティ管理者に判断を仰いでいる。	□情報資産管理体制基準 □情報資産管理体制台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報資産を入手した場合、情報資産の分類に基づき情報資産が取扱われる。また、情報資産の分類が不明な場合は、情報セキュリティ管理者に判断を仰いでいるか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.3.(2)(4)	10.7.3	
	12		vii) 情報資産の利用 情報資産は、情報資産の分類に応じて適切に取り扱われており、業務以外の目的に利用されていない。	□情報資産管理体制基準 □情報資産管理体制台帳	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報資産は、情報資産の分類に応じて適切に取り扱われており、業務以外の目的に利用されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.3.(2)(5)	10.7.3	

3.3. 情報資産の分類と管理方法

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
3. 情報資産の分類と管理法	(2)情報資産の管理		vii)情報資産の保管	<input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳 <input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳	監査資料のレビュートレーニングと情報セキュリティ管理者、情報システム管理者及び職員等へのインタビューより、情報資産の分類について、情報資産が適切に保管されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.3.(2)(6)	10.7.3	
	13		viii)情報の送信	<input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳 <input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳	監査資料のレビュートレーニングと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューより、機密性の高い情報や情報資産を送信する場合、必要に応じ暗号化又はパスワード設定を行われている。	3.3.(2)(7)	10.7.3 10.8.4	
	14		ix)情報資産の運搬	<input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳 <input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳	監査資料のレビュートレーニングと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューより、機密性の高い情報資産を車両等により機密性の高い情報資産を運搬する場合、必要に応じ暗号化又はパスワード設定を行われている。	3.3.(2)(8)	10.7.3 10.8.3	
	15		x)情報資産の提供	<input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳 <input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳	監査資料のレビュートレーニングと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューより、機密性の高い情報資産を車両等で、必要に応じ鍵付きの許可を得た上で、必要に応じ暗号化又はパスワード等に格納し、暗号化又はパスワードの設定を行は等、情報資産の不正利用を防止するための措置がとられている。	3.3.(2)(9) (ア)～(イ)	10.7.3	
	16		xii)情報資産の公表	<input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳 <input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳	監査資料のレビュートレーニングと情報セキュリティ管理者へのインタビューより、住民に公開する情報資産について、完全性が確保されている。	3.3.(2)(9) (ウ)	10.7.3	・完全性とは、情報が破壊・改ざん又は消去されない状態を確保することをいいう。
	17		xiii)情報資産の廃棄	<input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳 <input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳	監査資料のレビュートレーニングと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューより、情報資産を廃棄する場合、情報資産の許可を得た上で廃棄され、行った処理について、日時、担当者及び処理内容が記録されている。	3.3.(2)(10)	10.7.2 10.7.3	
	18							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される基準及び手順の番号	関連するJISQ27002番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ	4.1. (1)機器の取付け 19	○	i) 機器の設置に關わる基準及び手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行った場合の基準及び手続が定められ、文書化されている。	□機器設置基準/手続 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインダビューアーにより機器の設置に關わる基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.4.1.(1) 9.1.4 9.2.1	3.4.1.(1) 9.1.4 9.2.1	JISQ27002 9.1.4 9.2.1	
	4.1. (2)サーバの冗長化 20	○	ii) 機器の取付け 情報システム管理者によって、サーバ等の機器の取付けを行いう場合、火災、水害、疾患、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないように固定するなどの対策が講じられている。	□機器設置基準/手続 □建物プロアレイアウト図 □管理区域(情報システム等)のレイアウト図 □機器設置記録 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューアー及び管理区域の観察により、サーバ等の機器が設置されているか確認する。	3.4.1.(1) 9.1.4 9.2.1	3.4.1.(1) 9.1.4 9.2.1	・情報資産管理台帳などに機器の設置場所や設置状態などを明記しておくことが望ましい。
	(2)サーバの冗長化 21		i) サーバ冗長化基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバを冗長化する基準が定められ、文書化されている。	□サーバ冗長化基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューアーにより、サーバの冗長化に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.4.1.(2) 10.5.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	3.4.1.(2) 10.5.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	JISQ27002 10.5.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	・サーバの冗長化には、ハードウェア・ソフトウェアが二重必要となる等、多額の費用を要する。冗長化にかかる費用とサーバ等の停止による損失の影響度合いを十分に検討したうえで、冗長化を行うか否かを判断することが望ましい。
	ii) 基幹サーバの冗長化 22		ii) 基幹サーバの冗長化 情報システム管理者によって、基幹サーバ(重要情報を格納しているサーバ、セキュリティサーバ、住民サービスに関するサーバ及びその他の基幹サーバ)が冗長化されている。	□サーバ冗長化基準 □システム構成図 監査資料のレビューにより、基幹サーバが冗長化されているか確認する。	3.4.1.(2) 10.5.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	3.4.1.(2) 10.5.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	JISQ27002 10.5.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	・サーバの冗長化には、ハードウェア・ソフトウェアが二重必要となる等、多額の費用を要する。冗長化にかかる費用とサーバ等の停止による損失の影響度合いを十分に検討したうえで、冗長化を行うか否かを判断することが望ましい。
	iii) サーバ障害対策基準 23	○	iii) サーバ障害対策基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、メイクサーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が定められ、文書化されている。	□サーバ障害対策基準 □サーバ障害対応手順 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインダビューアーにより、サーバに障害が発生した場合の対策基準及び実施手順が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.4.1.(2) 13.1.1 14.1.4	3.4.1.(2) 10.5.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	JISQ27002 10.5.1 ※注意 JISQ27002 では、広義の意味でバックアップ全般を規定している。	・サーバの冗長化には、ハードウェア・ソフトウェアが二重必要となる等、多額の費用を要する。冗長化にかかる費用とサーバ等の停止による損失の影響度合いを十分に検討したうえで、冗長化を行うか否かを判断することが望ましい。

3.4.1. サーバ等の管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ	4.1. (2)サーバの冗長化	24	IV) サーバ障害対策 情報システム管理者によって、メインサーバに障害が発生した場合に、システムの運用停止時間を最小限にする対策が講じられている。	<input type="checkbox"/> サーバ障害対策基準 <input type="checkbox"/> サーバ障害対応実施手順 <input type="checkbox"/> 障害報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、サーバ障害時にセカンダリサーバが起動され、システムの運用停止時間が最小限になるような対策が講じられているか確認する。実際にサーバ障害が発生している場合は、対策が有効に機能しているか確認する。	3.4.1.(2)②	10.5.1 13.1.1 14.1.4	・定期保守等で予備機への切替試験等を実施し、その記録を確認することが望ましい。 ・定期保守については、No.33～34も関連する項目であることから参考すること。
	(3)機器の電源	25	I) 機器の電源に関する基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、停電や落雷等からサーバ等の機器を保護する基準が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 機器電源基準	監査資料のレビューと情報システム管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより、停電等異常からサーバ等の機器を保護するための基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.4.1.(3)①	9.2.1 9.2.2	
	(3)機器の電源	26 ○	II) 予備電源装置の設置及び点検 情報システム管理者によって、停電等による電源供給の停止に備え付ければ、定期的に点検されている。	<input type="checkbox"/> 機器電源基準 <input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> 機器設置記録 <input type="checkbox"/> 機器保守点検記録 <input type="checkbox"/> 障害報告書	監査資料のレビュー及び管理区域の観察により、UPS(無停電電源装置)などの予備電源が設置されているか確認する。また、停電時や瞬断時に起動し、当該機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給できる容量があるかなど、定期的に点検されているか確認する。	3.4.1.(3)①	9.2.1 9.2.2 13.1.1 14.1.4	・設置した予備電源が、サーバ等の増設に対して十分な電力供給能力があるのかを定期的に確認しておくことが望ましい。
		27	III) 過電流対策 情報システム管理者によって、停電等による過電流からサーバ等の機器を保護する設備が備えられている。	<input type="checkbox"/> 機器電源基準 <input type="checkbox"/> システム構成図 <input type="checkbox"/> 機器設置記録 <input type="checkbox"/> 障害報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の観察により、停電等による過電流からサーバ等の機器を保護するためには、避雷設備やCVCF(定電圧定周波装置)を設置するなどの措置が講じられているか確認する。	3.4.1.(3)②	9.2.1 9.2.2 13.1.1 14.1.4	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー・ガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ 4.1. (4)通信ケーブル等の配線	4.1. (4)通信ケーブル等の配線	28	i)通信ケーブル等の配線に関する基準及び手続	□通信ケーブル等配線基準/手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや電話による視察により、通信ケーブルや電源ケーブルの配線基準やネットワーク接続口(ハブのポート等)設置基準、配線申請・変更・追加等の手續が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	3.4.1.(4)①	9.2.3	
			ii)通信ケーブル等の保護	□通信ケーブル等配線基準/手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや電話による視察により、通信ケーブルが配線収納管に収納されるなど、損傷から保護されているか確認かめる。	3.4.1.(4)①	9.2.3 9.2.4	・情報処理設備に接続する通信ケーブル及び電源ケーブルは、可能な限りは施設内の地下に埋設するか又はそれに代わる十分な保護手段を施すことが望ましい。 ・ケーブルの損傷等を防止するために、配線収納管を使用することが望ましい。 ・ケーブル用途(電源、通信等)で分離して配線することが望ましい。また、通信ケーブルを二重化している場合は、それぞれを別ルートで配線することが望ましい。
		29	○					
		30	iii)ケーブル障害対策	□通信ケーブル等配線基準/手続 □障害報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや電話による視察により、通信ケーブルの損傷等に対する対応が行われているか確認かめる。	3.4.1.(4)②	9.2.3 13.1.1 14.1.4	
		31	iv)ネットワーク接続口の設置場所	□通信ケーブル等配線基準/手続 □通信回線敷設図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや電話による視察により、ネットワーク接続口(ハブのポート等)が他の容易に接続できない場所に設置されているか確認かめる。	3.4.1.(4)③	9.2.1 9.2.3	
		32	v)配線変更・追加の制限	□通信ケーブル等配線基準/手續 □作業報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや電話による視察により、情報システム担当者及び委託者が記載した外部委託者だけに配線の変更及び追加が許可された者だけに制限されている。	3.4.1.(4)④	9.2.3 10.1.2	

3.4.1. サーバ等の管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連する規格番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ	4.1. (5)機器の定期保守及び修理	33	i) 機器の保守・修理に關わる基準及び手続	<input type="checkbox"/> 機器保守・修理基準/ 手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、サーバ等の機器の定期保守・修理に關わる基準及び手続が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにて、サーバ等の機器の定期保守が実施されているか確認され、正式に承認されているか確認される。	3.4.1.(5)	9.2.4	
		34 ○	ii) サーバ等の機器の定期保守	<input type="checkbox"/> 機器保守・修理基準/ 手續 □保守機器管理表 □保守体制図 □作業報告書 □障害報告書 □機器保守点検記録	監査資料のレビューにより、保守対象機器を保守実施時期(保守内容)、保守担当者が明確になっているか、保守が適切に行われているか確認される。また、実際にサーバ等機器の障害が発生している場合は、保守に問題があるか確認される。	3.4.1.(5)①	9.2.4	
		35 ○	iii) 記憶媒体を内蔵する機器の修理	<input type="checkbox"/> 機器保守・修理基準/ 手續 □保守機器管理表 □保守体制図 □作業報告書 □機密保持契約書	監査資料のレビューにより、記憶媒体を内蔵する機器を外部委託の事業者に修理させた場合にデータを消去しない場合で行なわれているか確認される。データを消去しない場合は、修理を委託する事業者との間で守秘義務契約を締結し、秘密保持体制等を確認しているか確認される。	3.4.1.(5)②	6.2.1 6.2.2 6.2.3 9.2.4 15.1.1 15.2.1	
		36	iv) 庁舎外への機器設置に關わる基準及び手續	<input type="checkbox"/> 機器設置基準/ 手続 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者により、庁舎の敷地外にサーバ等の機器を設置する場合の基準及び手續が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、庁舎外にサーバ等の機器を設置する場合の基準及び手續が文書化され、正式に承認されているか確認される。	3.4.1.(6)	9.2.5 9.2.7	・地方公共団体の敷地外の装置を保護するため十分な措置が取られていることが望ましい。 ・損傷、盗難、傍受といったセキュリティリスクを考慮し、それぞれの場所に応じ最も適切な管理制度を導入することが望ましい。
		37	v) 敷地外への機器の設置の承認	<input type="checkbox"/> 機器設置基準/ 手続 □庁舎外機器設置申請書／承認書 □情報資産管理台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、庁舎外に設置しているサーバ等の機器が、最高情報統括責任者に承認されているか確認される。 また、情報資産管理台帳を確認し、庁舎外に設置していることが記載されているか確認される。	3.4.1.(6)	9.2.5 9.2.7	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連する規格JSQ27002番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ 4.1. (6)敷地外への機器への設置 4.2. サーバ等の管理	38	iii) 敷地外の機器の設置状況確認 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、序文の敷地外に設置しているサーバ等の機器への情報セキュリティ対策状況が定期的に確認されている。	<input type="checkbox"/> 機器設置基準/手続 <input type="checkbox"/> 外部委託先訪問記録 <input type="checkbox"/> 外部委託先監査報告書	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにての情報の敷地外に設置された機器への情報セキュリティ対策状況が、定期的に確認されているか確認かめる。	3.4.1.(6)	9.2.5 9.2.7 15.2.1		
(7)機器の廃棄等	39	i) 機器の廃業等に関する基準及び手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、機器の廃業又はリース返却等を行う場合の基準及び手續が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 機器廃棄・リース返却基準 <input type="checkbox"/> 機器廃棄・リース返却手続	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにての機器を廃業又はリース返却する場合の基準及び手續が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	3.4.1.(7)	9.2.6		・委託契約等により、サービス提供を受けている業務においても留意する必要がある。
	40	ii) 記憶装置の情報消去 情報システム管理者によって、廃業又はリース返却する機器内部の記憶装置からすべての情報が消去され、復元が不可能な状態にされている。 ○	<input type="checkbox"/> 機器廃棄・リース返却基準 <input type="checkbox"/> 機器廃棄・リース返却手続 <input type="checkbox"/> 情報資産管理制度台帳 <input type="checkbox"/> 記憶装置消去記録	監査資料のレポートと情報システム管理者へのインタビューにより、機器内部の記憶装置からすべてのデータが復元が不可能なように消去されているか確認かめる。	3.4.1.(7)	9.2.6		・委託契約等により、サービス提供を受けている業務においても留意する必要がある。

3.4.2. 管理区域(情報システム室等)の管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	関連する 情報セキュ リティポリ シーガイド ラインの例 文の番号	JSQ27002 番号	留意事項
4. 4.2. (1) 物理的 的セ キュ リティ の構造 の構造 管理区 域(情 報シ ステム 室等)の 管理	41		i) 管理区域の構造基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、管理区域の 構造についての基準が定められ、文書 化されている。	□管理区域構造基準 □建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのベンタビューにて、管理 区域の構造が文書化され、正式に承認されてい るか確認がめる。 また、情報システム室や電磁的記憶媒体の保管庫が 管理区域に指定されているか確認する。	3.4.2.(1)	9.1.1	・管理区域の中に特にセ キュリティ要求事項の高い 領域が存在するときは、他 の領域との間で、物理的 アクセスを管理するための 障壁及び境界を追加する ことが望ましい。
	42		ii) 管理区域の配置 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、管理区域が 自然災害の被害から考慮された場所で あって、かつ外部からの侵入が容易に できない場所に設けられている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのベンタビューにて、管理 区域の観察により、外壁へ通じるドアを必要最低限と し、鍵、監視機能、警報装置等が設けられているか確 かめる。	3.4.2.(1)	② 9.1.1 9.1.4	・管理区域の存在そのものを 外部の者から分からないように 表示等を明示しないこ とが望ましい。
	43	○	iii) 管理区域への立ち入り制限機能 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、管理区域へ の許可されない立ち入りを防止す るための対策が講じられている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのベンタビューにて、管理 区域の観察により、外壁へ通じるドアを必要最低限と し、鍵、監視機能、警報装置等が設けられているか確 かめる。	3.4.2.(1)	③ 9.1.1	・外部へ通じるドアを必要 最小限とするにあたり、消 防法に違反しないよう留意 する必要がある。
	44	○	iv) 情報システム室内の機器の配置、 防火、防水対策 統括情報セキュリティ責任者又は情報 システム管理者によって、情報システム 室内の機器等に耐震、防火、防水等の 対策が施されている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのベンタビューにて、管理 区域の観察により、機器等に耐震、防火、防水等 の対策が実施されているか確認する。	3.4.2.(1)	④ 9.1.1 9.1.4	
	45		v) 管理区域の構造 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、管理区域 を囲む外壁等の床下開口部が塞がれ ている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのベンタビューにて、管理 区域の観察により、管理区域を囲む外壁等の床下開口 部がすべて塞がれているか確認する。	3.4.2.(1)	⑤ 9.1.1 9.1.4	
	46		vi) 管理区域の消火機器 統括情報セキュリティ責任者及び情報 システム管理者によって、管理区域 に配置する消火薬剤や消防用設備等 が、機器等及び記録媒体に影響を与 えないようにされている。	□建物フロアレイアウト図 □敷地図面 □管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのベンタビューにて、管理 区域の観察により、管理区域に配置する消火薬剤や消 防用設備等が、機器等及び記録媒体に影響を与え ないよう配慮されているか確認する。	3.4.2.(1)	⑥ 9.1.4	・管理区域に配置する消 化薬剤等の発泡性のもの を避けるべきである。また、 情報システム機器等に水 がかかる位置にスプリン グーを設置してはならない。

3.4.2. 管理区域(情報システム室等)の管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが定められた手続	関連する規格番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ 物理的セキュリティ の管理	4.2. (2) 物理的セキュリティ の管理	47	i) 管理区域への入退室に關わる基準 及び手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、管理区域への入退室に關わる基準及び手続が定められ、文書化されている。	□管理区域入退室基準/ 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、管理区域への入退室が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.4.2.(2) 9.1.2		JISQ27002 番号	
			ii) 管理区域への入退室制限 情報システム管理者によって、管理区域への入退室が制限され管理されている。 情報システム管理者によって、管理区域への入退室が制限され管理されている。	□管理区域入退室基準/ 手続 □管理区域入退室記録 □認証用カード管理記録 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の観察により、入退室管理基準に従つて管理区域への入退室を制限しているか確認する。 また、ICカード、指紋認証等の生体認証、又は入退室管理簿への記録による入退室管理を行っているか、及びICカード等の認証用カードが管理・保管されているか確認する。	3.4.2.(2) 9.1.2			・入退室手続にて業者名、訪問者名等の個人情報を記述しているような場合は紛失、覗き見等が生じないように管理する。 ・ICカードや指紋等生体認証の入退室管理システムを導入した場合、故障等により入退室に支障が生じるのを未然に防止するため定期的に保守点検することが望ましい。 ・必要以上の入退室や通常時間外の入退室など、不信任な入退室を確認する必要がある。
		48	○					
			iii) 身分証明書等の携帯 情報システム管理者によって、職員等及び外部委託事業者が管理区域に入室する際は、身分証明書等を携帯させ、求めに応じて提示させている。	□管理区域入退室基準/ 手続 監査資料のレビュー及び管理区域の観察により、外部委託事業者の身分証明書の携帯状況や、職員等及び外部委託事業者の身分証明書等への身分証明書等の提示を促しているか確認する。	3.4.2.(2) 9.1.2			
		49						
			iv) 外部訪問者の立ち入り区域制限及び区別 外部訪問者が管理区域に入る場合、情報システム管理者によって、必要に応じて立ち入り区域が制限され、当該区域への入退室を許可されている職員が同行する対策が講じられている。	□管理区域入退室基準/ 手續 □管理区域入退室記録 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び管理区域の観察により、外部からの訪問者が管理区域に入る場合、立ち入り区域の制限や、当該区域への入退室を許可されている職員の同行、ネームプレート等の着用を行っているか確認する。	3.4.2.(2) 9.1.2			
		50						
			v) 管理区域への機器等の持込み制限 情報システム管理者によって、機密性の高い情報資産を扱うシステムを設置している管理区域に当該情報システムに開通しないコンピュータ、通信回線装置、外部記録媒体等を持ち込ませていないか確認する。	□管理区域入退室基準/ 手續 □管理区域入退室記録 監査資料のレビューにより、機密性2以上の情報資産を扱うシステムを設置している管理区域への入室の際、当該情報システムに開通しないコンピュータ、通信回線装置、外部記録媒体等を持ち込ませていないか確認する。	3.4.2.(2) 9.1.5			
		51						

3.4.2. 管理区域(情報システム室等)の管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ 物理的セキュリティ 機器等の搬入出 管理区域 (情報システム室等) の管理	4.2. (3)	52	i) 管理区域への機器等の搬入出に 關わる基準及び手続 統括情報セキュリティ責任者又は情報 システム管理者によつて、管理区域に 機器等を搬入出する場合の基準及び 手続が定められ、文書化されている。	□機器搬入出基準/手続 監査資料の例 は情報システム管理者へのインタビューにより、職員又は委託した業者が搬入する機器等が既存の情報システムに影響を与えないか確認しているか確認される。	監査資料の例 は情報システム管理者へのインタビューにより、職員又は委託した業者に既存の情報システムに与える影響について確認させている。	3.4.2.(3)(1) 9.1.5 9.1.6	3.4.2.(3) 9.1.5 9.1.6	・可能であれば許可され ていないアクセスを離ける ために、搬入口は管理区 域から離すことが望まし い。
		53	ii) 機器等の搬入 情報システム管理者によつて、機器等 の搬入の際は、あらかじめ職員又は委 託した業者に既存の情報システムに与 える影響について確認させている。	□機器搬入出基準/手續 監査資料の例 は情報システム管理者へのインタビューにより、機器等の搬入記録 管理区域入退室記録 機器搬入出記録	監査資料の例 は情報システム管理者へのインタビューにより、機器等の搬入出の際に職員が立会つ ているか確認する。	3.4.2.(3) 9.1.5 9.1.6	3.4.2.(3) 9.1.5 9.1.6	
		54	iii) 機器等の搬入時の立会い、 情報システム管理者によつて、管理区 域への機器の搬入出の際は、職員を立 ち合わせている。	○				

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される場合の例文の番号	関連する規格番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ	4.3. 通信回線及び通信回線装置の管理	55	i) 通信回線及び通信回線装置に関する基準	□ネットワーク管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による、府内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、府内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	3.4.3.	10.6.1 11.4.1	
		56 ○	ii) 通信回線及び通信回線装置の管理	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による、府内の通信回線及び通信回線装置が管理基準に従つて管理されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、府内の通信回線及び通信回線装置の管理基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	3.4.3.(①)	10.6.1 11.4.1	
		57	iii) 通信回線及び通信回線装置に関する文書の保管	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による、府内の通信回線及び通信回線装置が適切に保管されている文書が適切に保管されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビュー及び文書保管場所の視察により、通信回線及び通信回線装置に關する文書が適切に保管されていることを確認する。	3.4.3.(①)	10.6.1 11.4.1	・通信回線敷設図、結線図の電子ファイルについてもアクセス制限やパスワード設定など、外部への漏えい防止対策を講じる必要がある。
		58	iv) 外部ネットワーク接続ポートの制限	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、行政系の外部ネットワークへの接続ポートが設けられないか確認がある。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、行政系の外部ネットワークへの接続ポートが設けられないか確認がある。	3.4.3.(②)	10.6.1 11.4.1	
		59	v) 行政系ネットワークの集約	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による、行政系のネットワーク(LGWAN)が総合行政ネットワークに集約されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、行政系のネットワークが総合行政ネットワークが総合行政ネットワーク(LGWAN)に集約されているか確認する。	3.4.3.(③)	—	・合理的な理由がある場合は、集約されないこともあります。
		60	vi) 通信回線の選択	□ネットワーク管理基準 □通信回線敷設図 □結線図 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による、機密性の高い情報資産を取り扱う情報システムに接続している通信回線がある場合、適切な回線が選択されているか確認する。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機密性2以上の情報資産を取り扱う情報システムに接続回線を接続する場合、セキュリティ水準に見合った適切な回線が選択されているか確認する。	3.4.3.(④)	10.6.1 11.4.1	・例えば、機密性の高い情報資産を扱う場合には、専用線かVPN回線等を用いること。

3.4.3. 通信回線及び通信回線装置の管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
4. 物理的セキュリティ	4.3、 61	vi) 受信情報の暗号化 vii) 送信情報のセキュリティ対策	□ネットワーク管理基準 □システム運用基準	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューには情報システム管理者により機密性2以上の情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による機密性2以上の情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。	3.4.3.(④) 3.4.3.(⑤)	10.6.1 11.4.1	・暗号化についてでは、No.174～176も関連する項目であることから参考にすること。
4.3、 62	viii) 通信回線のセキュリティ対策	□ネットワーク管理基準	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による機密性2以上の情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による機密性2以上の情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による機密性2以上の情報を送受信する場合、必要に応じ、情報の暗号化が行われているか確認する。	3.4.3.(⑤)	10.6.1	・通信回線の断線、通信機器の故障のための装備、ケーブル類の予備在庫をもつことが望ましい。 ・可用性の観点から必要な通信回線を確保することが望ましい。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
4. 物理的セキュリティによる端末の管理	4.4, 63	□)パソコン等の管理基準	□)パソコン等の管理基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、執務室等のパソコン等の端末の管理基準が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、執務室等のパソコン等の端末の管理基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、執務室等のパソコン等の端末の管理基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.4.4.①	9.2.1	定期的に端末管理体制を点検し、紛失、盗難等の事故の早期発見に努めることができるが望ましい。
4. 物理的セキュリティによる端末の管理	64	□)パソコン等の盗難防止対策	□)パソコン等の管理基準 情報システム管理者によって、執務室等のパソコン等の端末に盗難防止対策が講じられているか確認する。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認のワイヤー固定、保管庫等の設置などの盗難防止の対策が講じられているか確認する。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認のワイヤー固定、保管庫等の設置などの盗難防止の対策が講じられているか確認する。	3.4.4.①	9.2.1	・パスワードの管理及び取り扱いについては、No.119～126、207～208も関連する項目であることから参考にする。 ・ログイン時のシステム設定については、No.206も関連する項目であることから参考にすること。
4. 物理的セキュリティによる端末の管理	65	○)ログインパスワード設定	□)パソコン等の管理基準 情報システム管理者によって、情報システムへのログイン時にパスワード入力をするよう設定されている。	監査資料のレビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等が併用されているか確認する。	監査資料のレビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等が併用されているか確認する。	3.4.4.②	11.5.1 11.5.2 11.5.3	・パスワードの管理及び取り扱いについては、No.119～126、207～208も関連する項目であることから参考にする。 ・ログイン時のシステム設定については、No.206も関連する項目であることから参考にすること。
4. 物理的セキュリティによる端末の管理	66	□)パスワードの併用	□)パソコン等の管理基準 情報システム管理者によって、BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等のパスワードの併用が行われている。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等が併用されているか確認する。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、BIOSパスワード、ハードディスクパスワード等が併用されているか確認する。	3.4.4.③	11.2.3	・管理用パスワードは必要最小限の者で管理されること。 ・相当変更等が実施された場合は、同時にパスワードを変更することが望ましい。
4. 物理的セキュリティによる端末の管理	67	□)生体認証の併用	□)パソコン等の管理基準 情報システム管理者によって、パスワード以外に指紋認証等の生体認証の併用が行われている。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、パスワード以外に指紋認証等の生体認証が併用されているか確認する。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、パスワード以外に指紋認証等の生体認証が併用されているか確認する。	3.4.4.④	11.5.2	・生体認証の併用は必ず行わなければならぬものではなく、セキュリティ機能強化の方法として、その必要性、経費等を勘案して導入するものである。
4. 物理的セキュリティによる端末の管理	68	□)暗号化機能の利用	□)パソコン等の管理基準 情報システム管理者によって、パソコン等の端末のディスクデータの暗号化機能又は端末に搭載されているセキュリティチップの機能が有効に利用されている。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、ディスクデータの暗号化機能又は端末に搭載されているセキュリティチップの機能が有効に利用されているか確認する。	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー及び執務室等のパソコン等のサンプリング確認により、ディスクデータの暗号化機能又は端末に搭載されているセキュリティチップの機能が有効に利用されているか確認する。	3.4.4.⑤	12.3.1	

3.5.1. 職員等の遵守事項

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
5. 人材の職員等の遵守事項	5.1. (1) 職員等の遵守事項 (ア) 情報セキュリティポリシー等の遵守	○	i) 情報セキュリティポリシー等遵守の明記	□情報セキュリティポリシー及び実施手順を周知記録	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーによって、職員等が情報セキュリティポリシー及び実施手順を遵守しなければならないことが定められ、文書化されている。	3.5.1.1(①)	5.1.1	・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び対処について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合に職員等がとるべき手順について文書化され、正式に承認された文書が職員等に周知されているか確認する。
	69	○	ii) 情報セキュリティポリシー等の遵守	□情報セキュリティポリシー及び実施手順	監査資料のレポートと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、情報セキュリティポリシー及び実施手順の遵守状況を確かめる。また、情報セキュリティ対策について不明な点及び遵守が困難な点等がある場合、職員等が速やかに情報セキュリティ管理者に相談し、指示を仰げる体制が整備されているか確認する。	3.5.1.1(①)	5.1.1	・職員等の情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び対処については、No.273～281も関連する項目であることから参考にする。
	70	○	iii) 情報資産等の利用基準	□情報セキュリティポリシー及び実施手順	監査資料のレポートと情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーによって、職員等の業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを禁止している。	3.5.1.1(②)	6.1.4	・情報セキュリティポリシーの遵守状況を確かめる。
	71	○	iv) 情報資産等の利用禁止	□情報セキュリティポリシー及び実施手順	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、情報システムの持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを禁止している。	3.5.1.1(②)	6.1.4	・情報セキュリティポリシーの遵守状況を確かめる。
	72	○	v) 情報資産等の業務以外の目的での使用禁止	□端末アクセス記録 □電子メール送受信ログ □ファイアウォールログ	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務以外の目的での情報資産の持ち出し、情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスが行われていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.1.1(②)	6.1.4	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	留置事項
5. 人材セキュリティ	5.1. (1) 職員等の職務等に係る事項	73	i) パソコン等の端末の持ち出し及び手続	□端末等持出・持込基準 □手続 □庁舎外での情報処理 作業基準/手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにて、機密性2以上、可用性2、完全性2の情報資産を外部で処理する場合の安全管理措置について文書化され、実際に承認されているか確かめる。	情報セキュリティガイドラインの例文の番号 3.5.1.(1)③ 9.2.5 11.7.1 11.7.2
	ii) 情報資産等の外部持出制限	74 ○	職員等がパソコン等の端末、記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者により許可を得ている。	□端末等持出・持込基準 □手続 □庁舎外での情報処理 作業基準/手続 □端末等持出・持込申請書 書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等がパソコン等の端末や記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出す場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	情報セキュリティガイドラインの例文の番号 3.5.1.(1)③ (イ) 9.2.5 11.7.1 11.7.2
	iii) 外部での情報処理業務の制限	75 ○	職員等が外部で情報処理作業を行う場合、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。	□手続 □庁舎外での情報処理 作業基準/手続 □庁舎外作業申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が外部で情報処理作業を行う場合、情報セキュリティ管理者から許可を得ているか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	情報セキュリティガイドラインの例文の番号 3.5.1.(1)③ (ウ) 9.2.5 11.7.1 11.7.2
	iv) 私物パソコンの使用制限	76 ○	職員等が外部で情報処理作業を行う際に私物パソコンを用いる場合、情報セキュリティ管理者による許可を得ている。 また、機密性の高い情報資産の私物パソコンによる情報処理作業は行われない。	□手續 □私物パソコン等使用申請書/承認書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が外部で情報処理作業を行際に私物パソコンを用いる場合、情報セキュリティ管理者の許可を得ているか確かめる。また、機密性の高い情報資産の情報処理作業を行っていないか確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	情報セキュリティガイドラインの例文の番号 3.5.1.(1)③ (エ) 9.2.5 11.7.1 11.7.2

3.5.1. 職員等の遵守事項

項目	No.	必須 監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される場合の留意事項
5. 5.1. (1) 職員等の職務上の端末等の持込基準及び手続	77	i) 私物パソコン等の持込基準及び手続	<input type="checkbox"/> 端末等持出・持込基準 <input type="checkbox"/> 手続	監査資料のレビュートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや記録媒体の保管等の手順が、正式に承認されているか確認する。	3.5.1.(1)(4) 6.1.4
5. 5.1. (2) 職員等の端末等の持込基準及び手続	78 ○	ii) 私物パソコン等の持込制限	<input type="checkbox"/> 私物パソコン等使用申請書/承認書	監査資料のレビュートと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、私物パソコン及び記録媒体が行舎内に持ち込まれていないか確認する。持ち込まれている私物パソコン及び記録媒体がある場合は、情報セキュリティ管理者による許可を得ているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.1.(1)(4) 6.1.4
5. 5.1. (3) 職員等の端末等の持込基準及び手続	79	i) 端末等の持出・持込基準及び手続	<input type="checkbox"/> 端末等持出・持込基準 <input type="checkbox"/> 手續	監査資料のレビュートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや、端末等の持ち出し及び持ち込みに関する基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.5.1.(1)(5) 6.1.4
5. 5.1. (4) 職員等の端末等の持込基準及び手続	80 ○	ii) 端末等の持出・持込記録の作成	<input type="checkbox"/> 端末等持出・持込基準 <input type="checkbox"/> 手續 <input type="checkbox"/> 端末等持出・持込申請書/承認書	監査資料のレビュートと情報セキュリティ管理者へのインタビューや端末等の記録が作成され、保管されているか確認する。	3.5.1.(1)(5) 6.1.4
5. 5.1. (5) 職員等の端末等のセキュリティ設定変更基準及び手続	81	i) パソコン等の端末におけるセキュリティ設定変更基準及び手続	<input type="checkbox"/> 端末等セキュリティ設定変更基準/手続 <input type="checkbox"/> 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によるセキュリティ設定の変更に関するセキュリティ設定を文書化され、正式に承認されているか確認する。	監査資料のレビュートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューや、パソコン等の端末におけるセキュリティ設定の変更する場合の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.5.1.(1)(6) 一
5. 5.1. (6) 職員等の端末等におけるセキュリティ設定変更の禁止	82	ii) パソコン等の端末におけるセキュリティ設定変更制限	<input type="checkbox"/> セキュリティ設定変更申請書/承認書	監査資料のレビュートと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、パソコン等の端末におけるセキュリティ設定の変更が必要な場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得ているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.1.(1)(6) 一

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー・ガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
5. 人材の職員等の遵守事項	5.1. (1) 職員等の遵守事項 (2) デバイス・端末等の管理	83	i) 初上の端末等の取扱基準	□クリアデスク・クリアスクリーン基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのは情報セキュリティ責任者によって、離席時のパソコン等の端末や記録媒体、文書等の取扱基準が文書化されている。	3.5.1.(1)⑦	11.3.3	
		84 ○	ii) 初上の端末等の取扱	□クリアデスク・クリアスクリーン基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビュー、執務室の視察により、端末の画面面ロックや文書等の容易に閲覧されない場所への保管といった、情報資産の第三者者使用又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報が閲覧されることを防止するための適切な措置が講じられているか確認が講じられている。	3.5.1.(1)⑦	11.3.3	
	(1) 職員等の遵守事項 (2) 退職時等の遵守事項	85	iii) 退職時等の遵守事項	□職務規程	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、異動、退職等により業務を離れる場合の遵守事項が文書化され、正式に承認されているか確認が求められる。	3.5.1.(1)⑧	8.3.1 8.3.2	・退職時等には、認証用のICカード等を確実に返還させる。その他の法令遵守について、No.295～296も関連する項目であることから参考にすること。
		86	iv) 退職時等の情報資産の取扱い	□職務規程	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、異動、退職等により業務を離れる場合に情報資産が返却される場合、利用してしまった情報資産が返却される。また、異動、退職後も業務上知り得た情報を漏らさないよう職員等へ周知されている。	3.5.1.(1)⑧	8.3.1 8.3.2	
	(2) 非常勤及び臨時職員への対応	87	v) 非常勤及び臨時職員への対応基準	□非常勤及び臨時職員への対応基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのは情報セキュリティに關する基準が文書化され、正式に承認されているか確認が求められる。	3.5.1.(2) ①～③	8.1.1	

3.5.1. 職員等の遵守事項

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される場合の留意事項
5. 人的な職員等のセキュリティ対応	5.1. (2) 非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー等の遵守	88	i) 非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー等の遵守 情報セキュリティ管理者によれば、非常勤及び臨時職員を採用する際、情報セキュリティポリシー等のうち当該職員が遵守すべき事項を理解させ、実施、遵守させている。	<input type="checkbox"/> 研修・訓練実施基準 <input type="checkbox"/> 研修実施報告書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシー等のうち、採用時に非常勤及び臨時職員によって理解された事項が、非常に多い。必要に応じて、非常勤及び臨時職員へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.1.(2)① 8.1.3 8.2.2
	(2) 非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー等の遵守	89	i) 非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー等の遵守 情報セキュリティ管理者によれば、非常勤及び臨時職員採用時に、業務内容に応じて、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めている。	<input type="checkbox"/> 同意書	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、非常勤及び臨時職員採用時に、業務内容に応じて、情報セキュリティポリシー等を遵守する旨の同意書への署名を求めているか確かめる。	3.5.1.(2)② 8.1.3
	(2) 非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー等の遵守	90	i) 非常勤及び臨時職員のインターネット及電子メール使用制限 情報セキュリティ管理者によれば、非常勤及び臨時職員のインターネット及電子メールの使用が必要最小限に制限されている。	<input type="checkbox"/> ネットワーク管理制度基準 <input type="checkbox"/> 電子メール利用基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビュー及び執務室の視察により、インターネット及び電子メールの使用が業務上必要ない非常勤及び臨時職員には使用できないように制限されているか確かめる。	3.5.1.(2)③ 11.2.1

3.5.1. 職員等の遵守事項

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
5. 人材の職務等の遵守事項	5.1. (3) 情報セキュリティポリシー等の掲示	91	i) 情報セキュリティポリシー等の公表	□情報セキュリティポリシー シール	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者により、職員等が常に情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるように掲示することが定められている。	3.5.1.(3)	5.1.1	
		○	ii) 情報セキュリティポリシー等の掲示	□職員等への周知記録	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビュー及び勤務室の視察により、職員等が常に最新の情報セキュリティポリシー及び実施手順を閲覧できるよう、イントラネット等に掲示されている。	3.5.1.(3)	5.1.1	
	92	○	iii) 外部委託事業者の情報セキュリティポリシー等遵守の規定	□情報セキュリティポリシー シール	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を発注する外部委託事業者及び外部委託事業者がから再委託を受ける事業者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明しなければならないことが文書化され、正式に承認されるか確認かめる。	3.5.1.(4)	6.2.1 6.2.3	
	93	(4) 外部委託事業者に対する説明	iv) 外部委託事業者の説明義務	□業務委託契約書 □外部委託管理基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によって、外部委託事業者及び外部委託事業者から再委託を受ける事業者に対して、情報セキュリティポリシー等のうち外部委託事業者等が守るべき内容の遵守及びその機密事項が定められ、文書化されている。	3.5.1.(4)	6.2.3	・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認める場合には、再委託の業者における情報セキュリティ対策が十分取られたうえで、外部委託事業者と同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・外部委託事業者に対して、契約の遵守等について必要に応じ立ち入り検査を実施すること。 ・外部委託に関する事項については、No.286～288も関連する項目であることから参考にすること。
	94	○	v) 外部委託事業者に対する情報セキュリティポリシー等遵守の説明		監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの開発・保守等を外部委託事業者に発注する場合、情報セキュリティポリシー等のうち、外部委託事業者及び外部委託事業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項が説明されている。	3.5.1.(4)	6.2.3	

3.5.2. 研修・訓練

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
5. 人的研修・訓練セキュリティ	5.2. (1) 情報セキュリティに関する研修・訓練	95	i) 情報セキュリティ基準の実施責任者による研修・訓練	□研修・訓練実施基準 監査資料のレビューにより、情報セキュリティに関する研修・訓練の実施に定期的に実施されることが定められている。	監査資料のレビューにより、情報セキュリティに関する研修・訓練が実施されているか確認される。	3.5.2.(1)～(4)	8.2.2	
	ii) 情報セキュリティ研修・訓練の実施	96 ○	最高情報統括責任者による研修・訓練	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書	監査資料のレビューにより、情報セキュリティに関する研修・訓練が定期的に実施される。	3.5.2.(1)	8.2.2	
	(2) 研修計画の立案及び実施	97	i) 研修計画の立案及び実施	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレビューにより、情報セキュリティに関する研修計画が定期的に立案され、情報セキュリティ委員会で承認されている。	3.5.2.(1)	8.2.2	・研修計画には情報セキュリティ入門の育成も含まれていることが望ましい。
	ii) 情報セキュリティ研修計画	98	職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるように計画されている。	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画	監査資料のレビューにより、研修計画において、職員等が毎年度最低1回は情報セキュリティ研修を受講できるよう計画されているか確認する。	3.5.2.(2)	8.2.2	
	iii) 採用時の情報セキュリティ研修の実施	99	新規採用の職員等を対象に、情報セキュリティにに関する研修が実施されている。	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書	監査資料のレビューにより、新規採用の職員等を対象に、情報セキュリティに関する研修が実施されているか確認する。	3.5.2.(2)(3)	8.2.2	
	iv) 情報セキュリティ研修の内容の設定	100	研修の内容は、職員等の役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものになっている。	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画	監査資料のレビューにより、研修の内容が、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報セキュリティシステム管理者、情報システム担当者及びその他職員等に対して、自己の責任・義務・権限を理解できるように、それぞれの役割、情報セキュリティに関する理解度等に応じたものになっているか確認する。	3.5.2.(2)(4)	8.2.2	・研修内容は、毎回同じ内容ではなく、内部監査の結果や庁内外での事故等の発生状況等を踏まえ、継続的に更新することや、職員等が具体的に行動すべき事項を考慮することが望ましい。
	v) 情報セキュリティ研修の実施報告	101	最高情報統括責任者によって、情報セキュリティ研修の実施状況について、情報セキュリティ委員会に報告されている。	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレビューにより、職員等の情報セキュリティの実施状況について、毎年度1回、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認する。	3.5.2.(2)(5)	8.2.2	・幹部を含めた全ての職員等が参加しているかの確認が必要である。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
5. 人的研修・訓練(3)緊急時対応訓練の実施計画	5.2. (3)緊急時対応訓練	102	i)緊急時対応訓練の実施計画 最高情報統括責任者によって、緊急時対応を想定した訓練計画について定められ、文書化されている。	□研修・訓練実施基準 □研修・訓練実施計画	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのパンタビューより、緊急時対応を想定した訓練計画について文書化され、正式に承認されているか確認する。また、訓練計画には、ネットワークや各情報システムの構成等を考慮して実施範囲等が定められているか確認がある。	3.5.2.(3)	8.2.2	
		103	ii)緊急時対応訓練の実施 最高情報統括責任者によって、緊急時対応を想定した訓練が実施されている。	□研修・訓練実施基準 □訓練実施報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのパンタビューより、緊急時対応を想定した訓練計画が定期的かつ効果的に実施されているか確かめる。	3.5.2.(3)	8.2.2	・緊急時対応計画について No.282～285も関連する項目であるから参考にすること。
	(4)研修・訓練への参加	104	i)研修・訓練への参加 すべての職員等が定められた研修・訓練に参加している。	□研修・訓練実施基準 □研修実施報告書 □訓練実施報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのパンタビューより、幹部を含めすべての職員等が定められた研修・訓練に参加しているか確かめる。	3.5.2.(4)	8.2.2	

3.5.3. 事故、欠陥等の報告

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティ事故の報告手順	関連するJSQ27002番号	留意事項
5. 人的な事故、欠陥等の報告セキュリティ	5.3. ○	105	i) 情報セキュリティ事故の報告手順 統括情報セキュリティ責任者によつて、システム上の欠陥及び誤作動を発見した場合の報告手順が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティ事故等報告手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティに関する事故、システム上の欠陥及び誤作動を発見した場合、又は住民等外部からの事故等の報告を受けた場合の報告ルート及びその方法が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	3.5.3.(1)～(3)	13.1.1 13.1.2	・報告ルートは、団体の意思決定ルートど整合していることが重要である。
(1) 庁内からの情報セキュリティ事故等の報告	106 ○	106	ii) 行内から的情報セキュリティ事故等の報告 庁内で情報セキュリティに関する事故、システム上の欠陥及び誤作動が発見された場合、報告手順に従つて関係者に報告されている。	□情報セキュリティ事故等報告手順 □情報セキュリティ事故等報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者、職員等へのインタビューにより、職員等が情報システム管理者、職員等へのパンタビューや、情報システム管理者、職員等へのパンタビューや、報告手順に従つて星滞なく報告されているか確かめる。	3.5.3.(1) ～③	13.1.1 13.1.2	
(2) 住民等外部からの情報セキュリティ事故等の報告	107 ○	107	iii) 住民等外部からの情報セキュリティ事故等の報告 住民等外部からのネットワーク及び情報システム等の情報資産に関する事故、欠陥について報告を受けた場合、報告手順に従つて関係者に報告されている。	□情報セキュリティ事故等報告手順 □情報セキュリティ事故等報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報システム等の情報資産に関する事故、欠陥について報告を受けた場合、報告手順に従つて連絡なく報告されているか確かめる。	3.5.3.(2)(1) ～③	13.1.1 13.1.2	
(2) 住民等外部からの情報セキュリティ事故等の報告	108 ○	108	iv) 故障、欠陥等の窓口設置 最高情報統括責任者によつて、情報システムの情報資産に関する事故、欠陥について住民等外部から報告を受けたための窓口設置及び、当該窓口への連絡手段について定められておりる。	□情報セキュリティ事故等報告手順 □住民に対する広報記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報システム等の情報資産に関する事故、欠陥について住民等外部から報告を受けたための窓口設置及び、当該窓口への連絡手段について文書化され、公表されているか確かめる。	3.5.3.(2)(4) ～③	13.1.1 13.1.2	
(3) 事故等の分析・記録等	109 ○	109	v) 事故等の分析・記録等 統括情報セキュリティ責任者及び事故等を引き起こした部門の当該責任者によつて、事故等の発生から対応までの記録が作成、保存されるか確かめる。 また、事故等が起きたときに迅速に行動したか、報告内容等は適切であったかどうかを確かめる。	□情報セキュリティ事故等報告手順 □情報セキュリティ事故等報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ事故等の分析結果は、情報セキュリティ事故等が分析され、発生から対応までの記録が作成、保存されるか確かめる。 また、事故等が起きたときに迅速に行動したか、報告内容等は適切であったかどうかを確かめる。	3.5.3.(3)	13.1.1 13.1.2	・情報セキュリティ事故等の分析結果は、情報セキュリティボリューム等の見直しに活用されることが望ましい。 ・他部門も含めて同様の事故等の再発を防止するためには全庁横断的に再発防止策を検討する必要がある。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される基準の例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
5. 人的ICカード等の取扱いセキュリティ	5.4. (1) ICカード及びパスワード等の管理	110	i) 認証用ICカード等の取扱いに関する基準及び手続	<input type="checkbox"/> ICカード等取扱基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトーカンの取扱いに関する基準として、認証用ICカードやUSBトーカンが文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.5.4.(1)①～③	11.2.1 11.5.2	
		111	ii) 認証用ICカード等の共有禁止	<input type="checkbox"/> ICカード等取扱基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトーカンなどが職員等間で共有されないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(1)①～④	11.2.1 11.5.2	
		112 ○	iii) 認証用ICカード等の放置禁止	<input type="checkbox"/> ICカード等取扱基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー及び執務室の視察により、業務上不要な場合にカードリーダーやパソコン等の端末のスロット等から認証用のICカードやUSBトーカンが抜かれているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(1)①～④	11.2.1 11.5.2	
		113 ○	iv) 認証用ICカード等の紛失時対応	<input type="checkbox"/> ICカード等取扱基準 <input type="checkbox"/> ICカード紛失届書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトーカンが紛失した場合は、速やかに統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報され、指示に従わせていくか確認する。	3.5.4.(1)①～④	11.2.1 11.5.2	
		114 ○	v) 認証用ICカード等の回収及び廃棄	<input type="checkbox"/> ICカード等取扱基準 <input type="checkbox"/> ICカード等管理制度台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、紛失した認証用のICカードやUSBトーカンを使用したアクセス等が速やかに停止されているか確認する。	3.5.4.(1)②	11.2.1 11.5.2	
		115 ○	vi) 認証用ICカード等の回収及び廃棄	<input type="checkbox"/> ICカード等取扱基準 <input type="checkbox"/> ICカード等管理制度台帳	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、認証用のICカードやUSBトーカンを切り替える場合に切替前のICカードやUSBトーカンが回収され、破壊するなど復元不可能な処理を行った上で廃棄されているか確認する。	3.5.4.(1)③	11.2.1 11.5.2	・回収時の個数を確認し、紛失・盗難が発生していないか確認することが望ましい。

3.5.4. ID及びパスワード等の管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが定められた場合の取扱い	関連する規格番号	留意事項
5. 人材ID及びパスワード等の管理	5.4. (2) IDの取扱い	116	i) 職員等のID取扱基準 統括情報管理者によるIDの取扱いに際して、職員等のIDの取扱い基準が定められ、文書化されている。	□ID取扱基準	監査資料のレビューと統括情報管理者へのインタビューや情報システム管理者によるIDの取扱い基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.5.4.(2)	11.2.1 11.5.2	・利用者IDの取扱いについては、No.188～191も関連する項目であることを参考すること。
	5.4. (2) IDの取扱い	117	ii) 職員等のID貸与禁止 職員等に個人毎に付与されているIDを他人に利用させていな。	□ID取扱基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや職員等が利用するIDを他人に利用させないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(2)	11.2.1 11.5.2	
	5.4. (2) IDの取扱い	118	iii) 共用IDの利用制限 共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者が利用者以外の利用が制限されている。	□ID取扱基準 □ID管理台帳	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、共用IDの利用者が特定されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(2)	11.2.1 11.5.2	
	5.4. (3) パスワードの取扱い	119	i) 職員等のパスワードの管理基準 統括情報管理者によるIDの取扱いに際して、職員等のパスワードの管理基準が定められ、文書化されている。	□パスワード管理制度基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや情報システム管理者へのミスマッチ等に付いて、職員等が容易に照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないように取扱われているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(3)	11.3.1	・パスワードに関する情報の管理については、No.207～208も関連することから参考にすること。
	5.4. (3) パスワードの取扱い	120	ii) パスワードの取扱い 職員等のパスワードは当該本人以外に知られないように取扱われている。	□パスワード管理制度基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、職員等が容易に照会等に応じたり、他人が容易に想像できるような文字列に設定したりしないように取扱われているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(3)	11.3.1	・最短6文字以上で、次の条件を満たしていることが望ましい。 ①当人の関連情報(例えば名前、電話番号、誕生日等)から、他の者が不容易に推測できる事項又は容易に得られる事項に基づかないこと。 ②連続した同一文字又は数字だけ若しくはアルファベットだけの文字列でないこと。
	5.4. (3) パスワードの取扱い	121	iii) パスワードの不正使用防止 パスワードが漏出したおそれがある場合、不正使用されない措置が講じられている。	□パスワード管理制度基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューや、パスワードが流出したおそれがある場合、速やかに情報セキュリティ管理者に報告され、パスワードが変更されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(3)	11.3.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが定義された組織の監査基準	関連する規格番号	留意事項
5. 人的なID及びパスワードの取扱い、セキュリティポリシー等の管理	5.4. (3)	○	iv) パスワードの定期的な変更 パスワードが定期的に変更されている。	□パスワード管理基準	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、パスワードが定期的に、又はアクセス回数に基づいて変更されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(3)(4)	11.3.1	・機密性の非常に高い情報資産を取扱う情報システムのパスワードは、古いパスワードを再利用させないことが望ましい。
	5.4. (3) パスワードの取扱い、セキュリティポリシー等の管理	122	v) 同一パスワードの使用禁止 機密性の非常に高い複数の情報システムを扱う職員等のパスワードは、当該情報システム間で異なるようには設定されている。	□パスワード管理制度基準	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、複数の情報システム間で同一パスワードを使用していないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(3)(5)	11.3.1	
		123	vi) 仮パスワードの変更 仮パスワードは、最初のログイン時に変更されている。	□パスワード管理制度基準	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、仮パスワードが最初ログイン時に変更されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。また、サンプリングにより仮パスワードが残っていないかを確かめる。	3.5.4.(3)(6)	11.3.1	
		124	vii) パスワード記憶機能の利用禁止 パソコン等の端末にパスワードが記憶されていない。	□パスワード管理制度基準	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビュー、執務室の観察により、パソコン等の端末にパスワードが記憶されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(3)(7)	11.3.1	
		125	viii) パスワードの共有禁止 職員間でパスワードが共有されていない。	□パスワード管理制度基準	監査資料のレポートと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、職員間でパスワードが共有されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.5.4.(3)(8)	11.3.1	
		126						

3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが定められた文書の番号	関連する規格番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.1. (1) 文書サーバの設定等	127	i) 文書サーバに關わる設定基準 システム管理者によって、文書サーバには情報システム責任者又は情報システム管理者が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや文書サーバに關わる設定基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。		3.6.1.(1)	10.8.5 11.1.1 11.4.7 11.6.1	
	ii) 文書サーバの容量設定と職員等への周知 情報システム管理者によって、職員等が使用できる文書サーバの容量が設定され、職員等に周知されている。	128	<input type="checkbox"/> 文書サーバの構成 情報システム管理者によって、文書サーバが課室等の単位で構成され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないようになっている。	<input type="checkbox"/> 文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや文書サーバが課室等の単位で構成され、職員等が他課室等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないようになっているか確認する。		3.6.1.(1)	10.8.5	
	iii) 文書サーバのアクセス制御 情報システム管理者によって、特定の職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないような措置が講じられている。	129 ○	<input type="checkbox"/> 文書サーバのアクセス制御 情報システム管理者によって、特定の職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等が閲覧及び使用できないよう、別途ディレクトリを作成する等のアクセス制御が行われているか確認する。	<input type="checkbox"/> 文書サーバへ設定基準 監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや文書サーバ等の個人情報や人事記録といった特定の職員等しか取扱えないデータについて、担当外の職員等によって別途ディレクトリを作成する等のアクセス制御が行われているか確認する。		3.6.1.(1)	11.1.1 11.4.7 11.6.1	
	iv) バックアップの実施	130 ○	<input type="checkbox"/> バックアップに關わる基準及び手順 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、ファイルサーバ等に記録された情報のバックアップについて定期的なバックアップが実施され、正式に承認されている。	<input type="checkbox"/> バックアップ基準 <input type="checkbox"/> バックアップ手順 <input type="checkbox"/> リストア手順		3.6.1.(2)	10.5.1	
	(2) バックアップの実施	131	<input type="checkbox"/> バックアップの実施 情報システム管理者によって、ファイルサーバ等に記録された情報について定期的なバックアップが実施され、バックアップ媒体が適切に保管されている。	<input type="checkbox"/> バックアップ基準 <input type="checkbox"/> バックアップ手順 <input type="checkbox"/> バックアップ実施記録 <input type="checkbox"/> リストア手順 <input type="checkbox"/> リストアテスト記録		3.6.1.(2)	10.5.1	・サーバの冗長化について では、No.21～24も関連する項目であることから参考にすること。
		132 ○						

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6.	6.1. (3)	コンピュータ及びネットワークの管理	i)他団体との情報システムに関する基準 情報等の取扱いに係る基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による情報システムと他の団体との情報システムに関する情報及 びソフトウェアを交換する場合の取扱いに係る基準が文書化され、正式に承認されている。	<input type="checkbox"/> 情報及びソフトウェアの交換基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者による情報システムに関する情報及びソフトウェアにより、他の団体との情報及 びソフトウェアを交換する場合の取扱いに係る基準が文書化され、正式に承認されている。	3.6.1.(3)	6.2.3 10.8.1 10.8.2	・必要に応じて、他団体との間において契約を取り交わすことが望ましい。この契約におけるセキュリティの扱いは、関連する業務情報の重要度やリスクを低減させざる管理策を盛り込むことが望ましい。
	133		ii)他団体との情報システムに関する基準 情報等の交換 他団体との情報システムに関する情報及 びソフトウェアを交換する場合、情報シ ステム管理者によつて統括情報セキュリ ティ責任者及び情報セキュリティ責任者 の許可を得ている。	<input type="checkbox"/> 情報及びソフトウェアの交換基準 <input type="checkbox"/> 情報及びソフトウェアの交換に関する契約書 (覚書) <input type="checkbox"/> 他の組織との間の情報及 びソフトウェアの交換に関する申請書	監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、他の団体との情報システムに関する情報及びソフトウェアを交換する場合、情報シ ステム管理者によつて統括情報セキュリ ティ責任者及び情報セキュリティ責任者 の許可を得てているか確認する。	3.6.1.(3)	6.2.3 10.8.1 10.8.2	・必要に応じて、他団体との間において契約を取り交わすことが望ましい。この契約におけるセキュリティの扱いは、関連する業務情報の重要度やリスクを低減させざる管理策を盛り込むことが望ましい。
	134		iii)システム運用の記録及び作業の確認 に係る基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報 システム管理者によつて、所管する情報 システムの運用及び変更等の作業記 録、確認に係る基準が定められ、文 書化されている。	<input type="checkbox"/> システム運用基準 <input type="checkbox"/> システム運用記録	監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、所管する情報システムの運用及び変更等の作業内容を記 録することや、システム変更等の作業を確認してい ることなどが文書化され、正式に承認されてい るか確認する。	3.6.1.(4)	10.1.1 10.1.2 10.1.3 10.10.4 12.4.1 12.5.1	
	135	(4) システム 管理記録 及び作業 の確認	iv)情報システム運用の作業記録作成 に係る基準 情報システムの運用において、所管した 情報システムの運用において実施した 作業記録が作成されている。	<input type="checkbox"/> システム運用基準 <input type="checkbox"/> システム運用記録	監査資料のレビューにより、所管する情報システムの運用において実施した 作業記録が作成され、管理されているか確認 する。	3.6.1.(4)①	10.10.4	
	136	○	v)情報システム変更等作業の記録作成 及び管理 に係る基準 情報システムの変更等の作業記 録	<input type="checkbox"/> システム運用基準 <input type="checkbox"/> システム変更等作業記 録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、所管するシステムの変更等の作業記録が作成され、窃 取、改ざん等されないよう管理されているか確認 する。	3.6.1.(4)②	10.1.2 10.10.4 12.4.1 12.5.1	
	137		vi)システム変更等作業の確認 に係る基準 システム変更等を行った場合は、2名以上 で作業し、互いにその作業が確認され ている。	<input type="checkbox"/> システム運用基準 <input type="checkbox"/> システム変更等作業記 録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者又は情 報セキュリティ担当者及び操作作業を認められた外部委託事業者者がシステム変更等を行う場合は、2名以上で作業 し、互いにその作業内容を確認しているか確認する。	3.6.1.(4)③	6.2.3 10.1.3 10.2.2 10.10.4	
	138							

3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.1. (5) 情報システム仕様書等の管理	139	i) 情報システム仕様書等の管理基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、情報システムに関する文書の管理に関する基準が定められ、文書化されている。	□情報システム開運文書 □情報システム基準	監査資料のレコードと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、ネットワーク構成図、情報システム仕様書等の情報シス템開運文書の管理に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.6.1.(5)	10.7.4	
	6.1. (6) アクセス記録の管理	140 ○	ii) 情報システム仕様書等の管理 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者によって、情報システム仕様書等が管理されている。	□情報システム開運文書 □情報システム基準 □システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレコードと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、ネットワーク構成図、情報システム開運文書を業務上必要でない様書等の情報報システム閲覧や、紛失等がないよう、施設したキヤビットへの保管やフルダへのアクセス制限などによって管理されているか確認する。	3.6.1.(5)	10.7.4	
	6.2. データの漏洩対策	141	i) アクセス記録等の取得及び管理に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、アクセス記録等の取得及び管理に関する基準が定められ、文書化されている。	□システム運用基準	監査資料のレコードと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、アセス記録等の取得及び管理に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.6.1.(6)	10.10.1 10.10.2 10.10.3	
	6.2. データの漏洩対策	142 ○	ii) アクセス記録等の取得及び保存 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録が取扱い、保存されている。	□システム運用基準 □アクセス記録 □システム移動記録 □障害時のシステム出力ログ	監査資料のレコードと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、各種アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録が取得され、一定期間保存されているか確認する。	3.6.1.(6)	10.10.1 10.10.2	
	6.2. データの漏洩対策	143	iii) アクセス記録等の改ざん、誤消去等の防止 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、アクセス記録等が窃取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置が講じられている。	□システム運用基準	監査資料のレコードと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、アクセス記録等が窃取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置が講じられているか確認する。	3.6.1.(6)	10.10.3	
	6.2. データの漏洩対策	144	iv) アクセス記録等のバックアップ 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、システムから自動出力したアクセス記録等について、必要に応じ、バックアップされている。	□システム運用基準 □バックアップ記録	監査資料のレコードと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、システムから自動出力したアクセス記録等について、必要に応じ、外部記録媒体にバックアップされているか確認する。	3.6.1.(6)	10.10.3	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用する基準	関連する規則番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.1. (7) 障害記録	145	i)障害記録の記録及び保存に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、障害記録の記録及び保存に関する基準が定められ、文書化されている。	□障害対応基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等からのシステム障害の報告、システム障害に対する処理結果又は問題等の記録及び保存に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	3.6.1.(7) 10.10.3 10.10.5	3.6.1.(7)	10.10.3 10.10.5	
	6.1. (8) ネットワークの接続制御、経路制御等	146 ○	ii)障害記録の保存 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、障害記録が記録され、保存されている。	□障害対応基準 □障害報告書 □障害発生時のシステム出力ログ 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等からのシステム障害の報告、システム障害に対する処理結果又は問題が記録され、適切に保存されているか確かめる。	3.6.1.(7) 10.10.3 10.10.5	3.6.1.(8) 10.6.1 10.6.2 11.4.1	3.6.1.(7) 10.10.3 10.10.5	
		147 ○	iii)ネットワークの接続制御、経路制御等に関する基準 統括情報セキュリティ責任者によつて、ネットワークの接続制御、経路制御等に関する基準が定められている。	□ネットワーク設定基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワークの接続制御、経路制御等に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	3.6.1.(8) 10.6.1 10.6.2 11.4.1	3.6.1.(8)(①) 10.6.1 10.6.2 11.4.1	3.6.1.(8)(①) 10.6.1 10.6.2 11.4.1	・設定の不整合とは、例えば、通信機器間で通信経路の設定や通信パケットの通過ルールに齟齬がある等の場合をいう。
		148 ○	iv)ファイアウォール、ルータ等の設定 統括情報セキュリティ責任者によつて、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等が設定されている。	□ネットワーク構成図 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等が設定されているか確かめる。	3.6.1.(8)(②) 10.6.1 10.6.2 11.4.1	3.6.1.(8)(②) 10.6.1 10.6.2 11.4.1	3.6.1.(8)(②) 10.6.1 10.6.2 11.4.1	
		149 ○	v)ネットワークのアクセス制御 統括情報セキュリティ責任者によつて、ネットワークに適切なアクセス制御が施されているか確かめる。	□ネットワーク設定基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適切なアクセス制御を施しているか確かめる。				

3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.1. (9)	外部の者が利用できるシステムの分離等に関する基準	i) 外部の者が利用できるシステムの分離等による情報漏洩のリスクを評価するための内部ネットワークと外部ネットワークとの接続制限等	□ネットワーク管理制度基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインタビューにより、外部の者が利用できるシステムについて、不正アクセス等を防衛するために他のネットワークと切り離す等の基準が文書化され、正式に承認されているか、確かめる。	3.6.1.(9)	11.4.1 11.4.2 11.4.5	
	150		ii) 外部の者が利用できるシステムの分離	□ネットワーク管理制度基準 □通信回線敷設図 □階線図	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインタビューにより、外部の者が利用できるシステムについて、不正アクセス等を防衛するために他のネットワーク及び情報システムと物理的に分離する等の措置が取られているか、確かめる。	3.6.1.(9)	11.4.2 11.4.5	
	151		(10) 外部ネットワークとの接続に関する基準及び手続	□外部ネットワーク接続基準 □外部ネットワーク接続手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインタビューにより、所管するネットワークと外部ネットワークとの接続する場合の基準及び手続が文書化されているか、確かめる。	3.6.1.(10)	6.2.1 6.2.3 11.4.1 11.4.5 11.4.6 11.4.7 13.2.1	
	152	○	ii) 外部ネットワーク接続の申請及び許可	□外部ネットワーク接続基準 □外部ネットワーク接続手続 □外部ネットワーク接続申請書/承認書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システム管理者が所管するネットワークを外部ネットワークと接続する場合、最高情報統括責任者及び統括情報セキュリティ責任者から許可を得ているか、確かめる。	3.6.1.(10)	11.4.1 11.4.6 ①	
	153	○	iii) 外部ネットワークの確認	□外部ネットワーク接続基準 □外部ネットワーク接続手續 □外部ネットワーク調査結果	監査資料のレビューにより接続しようとする外部ネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等が調査され、戸内のすべてのネットワーク、情報資産に影響が生じないことが確認されているか、確かめる。	3.6.1.(10)	6.2.1 11.4.6 11.4.7 ②	・外部ネットワークの調査とは、例えば、接続しようとする外部ネットワークに係るネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を調査することをいいう。
	154		iv) 外部ネットワークによる損害賠償責任の担保	□外部ネットワーク接続基準 □外部ネットワーク接続手續 □サービス契約書	監査資料のレビューにより接続した外部ネットワークの瑕疵により、破壊、改ざん又はシステムダウン等に上る業務への影響が生じた場合に該当該外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任が契約上担保されているか、確かめる。	3.6.1.(10)	6.2.3 ③	当該外部ネットワークの管理責任者が契約上担保されているか、確かめる。
	155							

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される箇所の例文の番号	関連する規格・標準・ガイドラインの例文の番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.1. (10) 外部ネットワークとの接続制限等	○	v) ファイアウォール等の設置	□ネットワーク管理制度図 □通信回線構成図 □接続図	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューラーにより、ウェブサーバ等をインターネットに公開する場合、外部ネットワークとの境界にファイアウォール等が設置されている。	3.6.1.(10) ④	11.4.5 11.4.6 11.4.7	
	156		vii) 外部ネットワークの遮断	□外部ネットワーク接続基準 □外部ネットワーク接続手帳 □障害報告書	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューラーにより、接続した外部ネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報資産に脅威が生じることが想定される場合は、統括情報セキュリティ責任者の判断に従い、速やかに当該外部ネットワークが物理的に遮断されているか確認する。	3.6.1.(10) ⑤	13.2.1	
	157		(11) 無線LAN及びネットワークの盗聴対策に關わる基準	□ネットワーク管理制度基準 □無線LAN及びネットワークの盗聴対策に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューラーにより、無線LAN及びネットワークの盗聴対策に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.6.1.(11)	11.4.1 11.4.2 11.4.3 11.4.5 11.4.6 11.4.7 12.3.1	
	158		ii) 無線LAN利用時の暗号化及び認証技術の使用	□ネットワーク管理制度基準 □ネットワーク設計書	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューラーにより、無線LANを利用する場合には解説が困難な暗号化及び認証技術が使用され、アクセスポイントへの不正接続が防御されているか確認する。	3.6.1.(11) ①	11.4.1 11.4.2 11.4.5	
	159	○	iii) 機密性の高い情報を扱うネットワークの暗号化等の対策	□ネットワーク管理制度基準 □ネットワーク設計書	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューラーにより、情報の盗聴等を防ぐため、機密性の高い情報を扱うネットワークには暗号化等の措置が講じられているか確認する。	3.6.1.(11) ②	11.4.1 12.3.1	
	160							

3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが定められた場合の留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.1. (12) 電子メールのセキュリティ管理	161	i) 電子メールのセキュリティ管理に関する基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者による電子メールのセキュリティ管理制度に関する基準が定められ、文書化されている。	□電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、メールサーバーのセキュリティ対策等、電子メールのセキュリティ管理制度に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	3.6.1.(12) 6.2.3 10.8.1 10.8.4 10.10.2	関連する規格 JSQ27002 番号
	ii) 電子メール転送制限 統括情報セキュリティ責任者によつて、電子メールサーバーによる電子メール転送ができないように設定されている。	162 ○	□電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、権限のない者による外部からの電子メール転送(電子メールの中継処理)が行えないよう、電子メールサーバーの設定が行われているか確認がある。	3.6.1.(12) ① 10.8.1 10.8.4		
	iii) メールサーバ運用の停止 大量のスパムメール等の送受信を検知した場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、メールサーバーの運用が停止されている。	163	□電子メール管理基準 □障害報告書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、大量のスパムメール等の送受信を検知した場合にメールサーバーの運用が停止されているか確認がある。	3.6.1.(12) ② 10.8.1 10.8.4		
	iv) 電子メール送受信容量制限 統括情報セキュリティ責任者によつて、電子メールの送受信容量が制限されている。	164	□電子メール管理基準 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、電子メールの送受信容量の上限が設定され、上限を超える電子メールの送受信ができないよう設定されているか確認がある。	3.6.1.(12) ③ 10.8.1 10.8.4		
	v) 電子メールボックス容量制限 統括情報セキュリティ責任者によつて、職員等が使用できる電子メールボックスの容量が制限されている。	165	□電子メール管理基準 □職員等への周知記録 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等が使用できる電子メールボックスの容量の上限が設定され、それを超えた場合の対応が職員等に周知されているか確認がある。	3.6.1.(12) ④ 10.8.1 10.8.4		
	vi) 外部委託事業者の電子メールアドレス利用についての取り決め 外部委託事業者の作業員が会社内に常駐している場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、電子メールアドレス利用について、委託先との間で利用方法が取り決められている。	166	□電子メール管理基準 □業務委託契約書 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部委託事業者の作業員の電子メールアドレス利用について、委託先との間で利用方法が取決められているか確認がある。	3.6.1.(12) ⑤ 6.2.3 10.8.1 10.8.4		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される場合の例	関連する規則番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.1. (12) 電子メールのセキュリティ及びネットワークの管理	167 (13) 電子メールの利用制限	vii) 電子メールによる情報資産無断持ち出し禁止	□電子メール管理基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより職員が電子メールの送信等により情報資産を無断で外部に持ち出すことができないように、フィルタリング等、システムにおいて措置が講じられているか確認する。	3.6.1.(12) ⑥	10.8.1 10.8.4 10.10.2	・宛先メールアドレスのTOに限らず、CC、BCCにも留意しているか確認する必要がある。
		168	i) 電子メールの利用に関する基準	□電子メール利用基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正な情報の持ち出しへメールの利用に関わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.6.1.(13) ①	10.8.1 10.8.4	
		169	ii) 電子メール転送禁止	□電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、自動転送機能を用いて電子メールを転送しないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.1.(13) ②	10.8.1 10.8.4	
		170	iii) 電子メールの業務外利用の禁止	□電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務上必要な送信先に電子メールを送信しないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.1.(13) ②	10.8.1 10.8.4	
		171	iv) 電子メール送信先表示の禁止	□電子メール利用基準 □電子メール送受信ログ	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、複数人に電子メールを送信する場合、BCCに送信先を入力するなど、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしてईAIによるアシート調査を実施して確かめる。	3.6.1.(13) ③	10.8.1 10.8.4	
		172	v) 電子メール誤送信の報告	□電子メール利用基準	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に報告されるか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.1.(13) ④	10.8.1 10.8.4 13.2.1	
		173 ○	vi) フリーメール、ネットワークストレージサービス等の使用禁止	□電子メール利用基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、外部への不正な情報の持ち出し等を防止するため、ウェブで利用できるフリーメール、ネットワークストレージサービス等が使用されないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.1.(13) ⑤	10.8.1 10.8.4	

3.6.1. コンピュータ及びネットワークの管理

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.1. (14) 電子署名・暗号化	174	I)電子署名・暗号化等に関する基準	<input type="checkbox"/> 電子メール利用基準 <input type="checkbox"/> 電子メール送受信ログ	監査資料のレポートに統括情報管理者へのインタビューにより、外部には情報システム管理者へのインタビューにより、外部に送るデータの電子署名・暗号化又はペーストカードに送るデータの電子署名・暗号化又は認証されているか、確認がある。	3.6.1.(14) ①	10.8.1 10.8.4 12.3.1 12.3.2	
	ii)電子署名、暗号化又はバースワード設定	175	II)暗号化方法及び暗号鍵管理	<input type="checkbox"/> 電子メール利用基準	監査資料のレポートに統括情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合、最高情報統括責任者が定めた電子署名・暗号化又はバースワード設定の方法を使用して送信されている。	3.6.1.(14) ②	10.8.1 10.8.4 12.3.1 12.3.2	
	III)暗号化方法及び暗号鍵管理	176	(15)ソフトウェアの導入に関する基準及び手続	<input type="checkbox"/> 電子メール利用基準	監査資料のレポートに統括情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、最高情報統括責任者が定める方法により暗号化され、暗号鍵が管理されているか確認して、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	3.6.1.(14) ②	10.8.1 10.8.4 12.3.1 12.3.2	
	IV)ソフトウェアの無断導入の禁止	177	V)ソフトウェア導入の申請及び許可	<input type="checkbox"/> ソフトウェア導入基準/手続	監査資料のレポートに統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ソフトウェアの導入にかかる基準及び手続が定められ、文書化されている。	3.6.1.(15)	10.4.1	
	VI)不正コピー・ソフトウェアの利用禁止	178 ○		<input type="checkbox"/> ソフトウェア導入基準/手続 <input type="checkbox"/> ソフトウェア導入申請書/承認書	監査資料のレポートに統括情報セキュリティ責任者及び職員等へのインタビューにより、パソコン等の端末の確認により、パソコン等の端末に許可なくソフトウェアが導入されないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	3.6.1.(15) ①	10.4.1	
		179 ○		<input type="checkbox"/> ソフトウェア導入基準/手続 <input type="checkbox"/> ソフトウェア導入申請書/承認書	監査資料のレポートに統括情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務上必要なソフトウェアがある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て、ソフトウェアが導入されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	3.6.1.(15) ②	10.4.1	
		180 ○		<input type="checkbox"/> ソフトウェア導入基準/手続	監査資料のレポートに統括情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、不正にコピーや複数のソフトウェアが利用されないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認がある。	3.6.1.(15) ③	10.4.1 15.1.2	・不正コピーはライセンス違反や著作権法違反であることを認識させる必要がある。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用する基準及び手続	情報セキュリティポリシーと統括情報セキュリティ責任者により、職員又は情報システム管理者へのインタビューにより、端末に付し機器の構成を変更する場合の基準及び手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	関連する規則番号	留意事項
6. 技術的セキュリティの機器構成の変更の制限	6.1. (16) 機器構成の変更の制限	181	i) 機器構成の変更に関する基準及び手続 統括情報セキュリティ責任者は情報システム管理者によって、パソコン等の端末の機器構成の変更に關わる基準及び手続が定められ、文書化されている。	□端末構成変更基準/手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者により、職員又は情報システム管理者へのインタビューにより、端末に付し機器の構成を変更する場合が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.6.1.(16)	10.1.2		
	ii) 機器の改造及び増設・交換の禁止	182	パソコン等の端末に対して機器の改造及び増設・交換が無断で行われていない。	□端末構成変更基準/手續	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、パソコン等の端末に対し機器の改造及び増設・交換が行われていなければ許可なく機器の改造及び増設・交換が行われる場合が文書化され、正式に承認されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	3.6.1.(16)	10.1.2		
	iii) 機器の改造及び増設・交換の申請及ひ許可	183 ○	業務上パソコン等の端末に対し機器の改造及び増設・交換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行われている。	□端末構成変更基準/手續 □端末構成変更申請書/承認書	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務上パソコン等の端末に対し機器の改造及び増設・交換の必要がある場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得て行われているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	3.6.1.(16)	10.1.2		
(17)	i) ネットワーク接続の禁止	184 ○	統括情報セキュリティ責任者の許可なく、パソコン等の端末がネットワークに接続されていない。	□ネットワーク利用基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインターネット接続の許可なく、職員等や外部委託事業者がパソコン等の端末をネットワークに接続してあるか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	3.6.1.(17)	10.6.1		
(18)	i) 業務以外の目的でのウェブ閲覧禁止	185 ○	業務以外の目的でウェブが閲覧されていない。	□ネットワーク利用基準	監査資料のレビューと情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、業務以外の目的でウェブが閲覧されていないか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確認する。	3.6.1.(18)	11.4.1 11.4.6		
	ii) 業務以外の目的でのウェブ閲覧発見時の対応	186	職員等のウェブ利用について明らかに業務以外の目的でウェブを閲覧していることが発見された場合、統括情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティ管理者に通知され、適切な措置が求められ、対応されているか確認する。	□ネットワーク利用基準 □通知書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、職員等が明らかに業務以外の目的でウェブを閲覧していることが発見された場合、情報セキュリティ管理者に通知され、適切な措置が求められ、対応されているか確認する。	3.6.1.(18)	11.4.6 13.1.1 13.2.3		

3.6.2. アクセス制御

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが定めた際の留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.2. (1) アクセス制御	○	i.) アクセス制御に関する方針及び基準	□アクセス制御方針 □アクセス管理基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、所管するネットワーク又は情報システムの重要度に応じた許可範囲等のアクセス管理制度や、業務上の必要性や権限に応じた許可範囲等のアクセス管理制度が文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	3.6.2.(1)① 11.1.1 11.2.1 11.2.2 11.2.3 11.2.4
	(1) アクセス制御 (ア) ユーザーIDの取扱い	187				・開発、運用等を外部委託しており、重要な情報資産へのアクセスを許可している場合は、アクセス管理制度やアクセス管理制度に記載されていること等が記述されていることが望ましい。
	188	○	ii.) 利用者IDの取扱いに関する手続	□利用者ID登録・変更・ □利用者ID登録・抹消申請書 □利用者ID管理台帳	監査証拠資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、利用者IDの登録、変更、抹消等の取扱いが文書化され、正式に承認されているか確認かめる。	3.6.2.(1)② (ア) 11.2.1
	189	○	iii.) 利用者IDの登録・権限変更の申請	□利用者ID登録・変更・ □利用者ID登録・抹消申請書 □利用者ID管理台帳	監査証拠資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、ネットワーク又は情報システムにアクセスする業務上の必要がある場合は権限変更が生じた場合、当該職員等によって、利用者IDの登録、権限変更を申請しているか確認かめる。	3.6.2.(1)② (ア) 11.2.1
	190	○	iv.) 利用者IDの抹消申請	□利用者ID登録・変更・ □利用者ID登録・抹消申請書 □利用者ID管理台帳	監査証拠資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、利用者ID登録が終了し、利用者IDが登録されてないか、過剰なアクセス権限を付与していないかなどを定期的に点検しているか確認かめる。	3.6.2.(1)② (イ) 11.2.1
	191	○				3.6.2.(1)② (ウ) 11.2.4

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される手続の範囲	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.2. (1) アクセス制御 (2) 特権を付与されたIDの管理等	○	i) 特権IDの取扱に關わる手続	□特権ID取扱手続書 □特権ID認可申請書 □特権ID管理台帳	監査証拠資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システム管理者の権限等の特権を付与されたIDの取扱に關わる手続が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.6.2.(1)③	11.2.2	
			ii) 特権ID及びパスワードの管理	□特権ID取扱手続書 □特権ID管理台帳	監査証拠資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、必要以上に特権IDを付与していないか、当該ID及びパスワードが厳重に管理されているか確認する。	3.6.2.(1)③ (ア)	11.2.2	
	192	○						
	193	○						
	194		iii) 特権代行者の指名	□特権代行者承認書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の必要最小限に制限され、当該ID及びパスワードが厳重に管理されている。	3.6.2.(1)③ (イ)	11.2.2	
	195		iv) 特権代行者の通知	□特権代行者通知書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、最高情報セキュリティ責任者によつて、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が関係者(統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者)に通知されている。	3.6.2.(1)③ (ウ)	11.2.2	
	196	○	v) 特権IDの外部委託事業者による管理の禁止	□特権ID取扱手続書	監査証拠資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部委託事業者に特権ID及びパスワードの変更を行わせないか確認する。	3.6.2.(1)③ (エ)	11.2.2	
	197		vi) 特権ID及びパスワードのセキュリティ機能強化	□ネットワーク設計書 □システム設計書 □特権ID取扱手続書 □特権ID・パスワード変更記録	監査証拠資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにおいて、利用者IDのパスワード変更や入力回数制限等のセキュリティ機能が強化されている。	3.6.2.(1)③ (オ)	11.2.2	

3.6.2. アクセス制御

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用する方針及び手続	関連する規格番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.2. (2) アクセス制御	○ 職員等による外部からのアクセス等の制限	i) 外部からのアクセスに関わる方針 及手続	□リモートアクセス方針 □リモート接続手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのパンタビューや、外部からのアクセスに関わる方針及び手続が文書され、正式に承認されているか確かめる。	3.6.2.(2)	11.4.1 11.4.2 11.7.1 12.3.1	
	198	○	ii) 外部からのアクセスの申請及び許可	□リモート接続許可申請書／許可書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューや、職員等が外部からのネットワークに接続する必要のある場合、統括情報セキュリティ責任者及び当該情報システムを管理する情報システム管理者の許可を得て申請が行われる。	3.6.2.(2)①	11.4.1	・外部からのアクセスを認めることであっても、外部から行なった内ネットワークに接続する必要性などを確認することが望ましい。
	199	○	iii) 外部からのアクセス可能者の制限	□リモート接続許可申請書／許可書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へ提出された者が必要最小限に限定されているか確かめる。	3.6.2.(2)②	11.4.1	
	200		iv) 外部からのアクセス時の本人確認機能	□ネットワーク設計書 □システム設計書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのパンタビューや、外部からのアクセスを認めると場合、本人確認機能が設けられているか確かめる。	3.6.2.(2)③	11.4.2	
	201	○	v) 外部からのアクセス時の暗号化等	□ネットワーク設計書 □システム設計書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのパンタビューや、外部からのアクセスを認めると場合、通信途上による盗聴等による情報漏えいを防ぐため、通信データの暗号化等が行われているか確かめる。	3.6.2.(2)④	12.3.1	
	202		vi) 外部からのアクセス用端末のセキュリティ確保	□リモート接続手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのパンタビューや、外部からのアクセスに利用するパソコン等の端末を職員等に貸与する場合、セキュリティ確保の措置が講じられているか確かめる。	3.6.2.(2)⑤	11.7.1	
	203	○						

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される際の留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.2. (2) アクセス制御	○	vii) 外部から持ち込んだ端末のウイルス確認等	□ 端末接続時手続 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューワークに接続する場合、接続前に当該端末がコンピュータネットワークに感染していないことや、セキュリティホールや不正プログラムに対する適切なパッチが適用されていることが確認されているかを確かめる。	3.6.2.(2)(6) 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機器を自動識別するよう設定(例えは、MACアドレスによる識別情報の取得等)されているかを確かめる。	3.6.2.(2)(6) 11.7.1 JISQ27002 番号
	(3) 自動識別の設定	204	i) 自動識別の設定	□ ネットワーク設計書 □ 接続許可端末一覧	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、機器を自動識別するよう設定(例えは、MACアドレスによる識別情報の取得等)されているかを確かめる。	3.6.2.(3) 11.4.3
	(4) ログイン時の表示等	205	i) ログイン時のシステム設定	□ システム設計書 □ ログイン画面	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、ログイン時ににおけるメッセージ及びログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定、ログイン・ログアウト時刻の表示等、ログイン時のシステム設定があるかを確かめる。	3.6.2.(4) 11.5.1 ・ログイン手順では、許可されない利用者に助けるようメッセージ(例えば、IDは職員番号であることを表示する等)を表示しないかを確認することが望ましい。
	(5) パスワードに關する情報の管理	206	ii) パスワードファイルの管理	□ アクセス制御方針 □ アクセス管理基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、職員等のパスワードの暗号化機能等でパスワードファイルが厳重に管理されているかを確かめる。	3.6.2.(5)(1) 11.5.3 ・職員等によるパスワードの取扱いについては、No.119～126も関連する項目であることから参考すること。
	(6) 特権による接続時間の制限	207	iii) 特権による接続時間の制限	□ アクセス制御方針 □ アクセス管理基準 □ 利用者ID取扱手続	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者及び職員等へのインタビューにより、仮パスワードが速やかに変更されているかを確かめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.2.(5)(2) 11.2.3
		208	iv) 備考	□ アクセス制御方針 □ アクセス管理基準 □ ネットワーク設計書 □ システム設計書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、特権によるネットワーク及情報システムへの接続時間が必要最小限に制限されているかを確かめる。	3.6.2.(6) 11.5.5 11.5.6 ・外部ネットワークとの接続制限については、No.152～157も関連する項目であることから参考すること。
		209	v) 特権による接続時間の制限			

3.6.3. システム開発、導入、保守等

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される場合の留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.3. (1) 情報システムの調達	210	i) 情報システムの調達における情報セキュリティに関する基準	□ 情報システム調達基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのは情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの開発、導入、保守等の調達における情報セキュリティに関わる基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	関連するJSQ27002番号 3.6.3.(1) 12.1.1 12.5.5
	6.3. (2) 情報システムの開発	211 ○	ii) セキュリティ機能の明記	□ 調達仕様書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのは情報システム管理者へのインタビューにより、情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、必要とする技術的なセキュリティ機能が調達仕様書に明記されている。	3.6.3.(1)① 12.1.1 12.5.5
	6.3. (3) 情報システムの開発・導入、保守等	212	iii) セキュリティ機能の調査	□ 調達仕様書 □ セキュリティ機能調査結果	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのは情報システム管理者へのインタビューにより、機器及びソフトウェアの調達にあたり、セキュリティ機能が調査され、安全性が確認されているか確認する。	3.6.3.(1)② 12.1.1 12.5.5
		213	i) システム開発における基準	□ システム開発基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのは情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの開発について、情報システム管理者によつて、情報システムの開発に関わる基準が定められ、文書化されている。	3.6.3.(2) 12.1.1 12.5.5
		214 ○	ii) システム開発における責任者及び作業者の特定	□ システム開発体制図	監査資料のレビューと情報システム開発の責任者及び作業者が特定されているか確認する。	3.6.3.(2)① 12.1.1 12.5.5
		215	iii) システム開発用IDの管理	□ 開発用ID登録・削除手続 □ 開発用ID登録・削除申請書 □ 開発用ID管理台帳	監査資料のレビューにより、システム開発用IDが管理され、開発完了後は削除されているか確認する。	3.6.3.(2)② 8.3.3 11.1.1 11.2.1 11.2.2
		216 ○	iv) システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限設定	□ アクセス権限設定書 □ 開発用ID管理台帳	監査資料のレビューにより、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限が設定されているか確認する。	3.6.3.(2)② 11.1.1 11.2.1 11.2.2 12.4.3

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.3. (2) 情報システムの開発導入、保守等	217	V) システム開発に用いるハードウェア及びソフトウェアの特定 情報システム管理者によって、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアが特定されている。	<input type="checkbox"/> システム開発・保守計画	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアが特定されているか確認する。	3.6.3.(2)(3) (ア)	12.4.1	
		218	vi) 許可されないソフトウェアの削除 利用が認められない場合、情報システム管理者によって、当該ソフトウェアがシステム導入され、情報システムから削除されている。	<input type="checkbox"/> システム開発・保守計画	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、利用が認められないソフトウェアが導入されている場合、当該ソフトウェアをシステムから削除しているか確認する。	3.6.3.(2)(3) (イ)	12.4.1	
		219	i) 情報システムの導入に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、情報システムの導入に関する基準が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 情報システム導入基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報システムの導入に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.6.3.(3)	10.1.4 10.3.2	
		220	ii) 開発環境と運用環境の分離 情報システム管理者によって、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境が分離されている。	<input type="checkbox"/> 情報システム導入基準	監査資料のレビュー、管理区域の観察により、システム開発、保守及びテスト環境とシステム運用環境が分離されているか確認する。	3.6.3.(3)(1)	10.1.4	
		221	iii) 移行手順の明確化 情報システム管理者によって、システム開発、保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム運用環境への移行時に手順が明確にされている。	<input type="checkbox"/> システム開発・保守計画 <input type="checkbox"/> 移行手順書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューにより、システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発・保守計画策定期に手順が明確にされているか確認する。	3.6.3.(3)(1)	10.3.2	
		222	iv) 移行に伴う情報システム停止等の影響の最小化 システム移行の際、情報システム管理者によって、情報システムへの影響が最小限になるよう措置が移行前に検討されている。	<input type="checkbox"/> システム開発・保守計画 <input type="checkbox"/> 移行手順書	監査資料のレビューと情報システムの際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確實に行い、情報システムの停止等の影響が最小限になるよう、移行前に検討されているか確認する。	3.6.3.(3)(1) (ウ)	10.3.2	

3.6.3. システム開発、導入、保守等

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.3. (3) 情報システムの導入、導入、保全、運用、保守等	○	i)導入前のテスト実施	□システムテスト計画書 /報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや新たに情報システムを導入する場合、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験が行われているか確かめる。	3.6.3.(3)② (ア)	10.3.2	
	223		ii)相似環境での操作確認	□システムテスト計画書 /報告書 □ユーズテスト計画書/ 報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや運用テストを行う場合、情報システム管理者によって、あらかじめ擬似環境による操作確認が行われているか確かめる。	3.6.3.(3)② (イ)	10.3.2	
	224		iii)個人情報及び機密性の高いデータの使用禁止	□システムテスト計画書 /報告書 □ユーズテスト計画書/ 報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや個人情報及び機密性の高いデータを、テストデータとして使用されないか確かめる。	3.6.3.(3)② (ウ)	10.3.2 12.4.2	
	225	○	iv)システム開発・保守に関する資料等の保管に関する基準	□システム開発・保守に関する資料等の保管基準 /報告書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや個人情報システム管理者への保管・保守に関する資料等の保管基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	3.6.3.(4) (ア)	10.7.4	
	226		v)システム開発・保守に関する基準	□システム開発・保守に関する資料等の保管基準 /報告書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや又は管理区域及び執務室の視察、ファイルサーバー等の確認により、システム開発・保守に関する資料等が漏洩したり改ざん等されないように保管されているか確かめる。	3.6.3.(4)① (イ)	10.7.4	
	227	○	vi)資料等の保管	□システム開発基準 □システム仕様書等 □プログラム仕様書等 /報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや情報システム管理者によって、システム開発・保守に関連する資料及び文書が適切に保管されているか確かめる。	3.6.3.(4)① (ウ)	10.7.4	
	228	○	vii)テスト結果の保管	□システム開発基準 □システムテスト計画書 /報告書	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューや又は管理区域及び執務室の視察、ファイルサーバー等の確認により、テスト結果が一定期間保管されているか確かめる。	3.6.3.(4)② (エ)	10.7.4	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー・ガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ	6.3. (4)システム開発・保守用のソースコードの管理	○	IV)ソースコードの保管 情報システム管理者によつて、情報システムに係るソースコードが適切に保管されている。	□システム開発基準 □ソースコード	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューより、情報システム及び執務室の視察、サーバ等の確認により、情報システムに係るソースコードが誤消去や改ざん等された方法で保管されているか確認される。	3.6.3.(4)③	12.4.3	
	6.3. (5)システム開発・保守用の入出力データの正確性の確保	229	II)データの入力処理時の正確性の確保 情報システム管理者によつて、データ入力時的情報システム機能が組み込まれている。	□システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューより、データの入力処理時における範囲妥当性のチェック機能及びデータの不正な文字列等の入力を除去する機能が組み込まれた設計となついるか確認される。	3.6.3.(5)①	12.2.1	
	6.3. (6)情報システムの変更履歴の作成	230	II)データの内部処理時の正確性の確保 情報システム管理者によつて、故意又は過失による情報の改ざん又は漏えいを検出するチェック機能が組み込まれている。	□システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューより、データ抽出条件の誤りやデータベース更新処理時の計算式のミスなど、故意又は過失による情報の改ざん又は漏えいを検出するチェック機能が設計されれているか確認される。	3.6.3.(5)②	12.2.2	
	6.3. (7)開発・保守用のソフトウェアの更新等	231	III)データの出力処理時の正確性の確保 情報システム管理者によつて、データが正しく反映され、出力されるように情報システムが設計されている。	□システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューより、データの出力処理時に情報システムが正しく反映され、出力されるように情報システムが設計されているか確認される。	3.6.3.(5)③	12.2.4	
	6.3. (8)システム更新又は統合時の検証等	232	IV)システム変更管理基準 情報システム管理者によつて、データが正しく反映され、出力されるように情報システムが設計されている。	□システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューより、情報システムを変更した場合の変更管理に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認される。	3.6.3.(6)	10.1.2	
	6.3. (9)システム更新又は統合時の検証等	233	IV)システム変更履歴の作成 情報システム管理者によつて、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴が作成されている。	□システム仕様書等 □プログラム仕様書等	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビューより、情報システムを変更した場合、システム仕様書やプログラム仕様書等の変更履歴が作成されているか確認される。	3.6.3.(6)	10.1.2	
	6.3. (10)開発・保守用のソフトウェアの更新等	234	IV)開発・保守用のソフトウェアの更新等 情報システム管理者によつて、開発・保守用のソフトウェア等を更新、又はパッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性が確認されている。	□システム開発基準 □ソフトウェア管理台帳	監査資料のレビューにより、運用環境のシステム保守状況を踏まえて、開発・保守用のソフトウェア等を更新、又はパッチの適用をする場合、他の情報システムとの整合性が確認されているか確認される。	3.6.3.(7)	10.1.2 10.3.2 12.5.1 12.5.3 12.6.1	
	6.3. (11)システム更新又は統合時の検証等	235	IV)システム更新又は統合時の検証等 情報システム管理者によつて、システム更新又は統合時に伴うリスク管理体制の構築、移行基準及び更新統合後の業務運営体制の検証が行われている。	□統合時影響検討書 □システム統合手順 □異常時復旧手順	監査資料のレビューにより、システム更新・統合に伴うリスクの事前検証を実施し、リスクに応じたシステム更新・統合手順及び異常事態発生時の復旧手順が策定されているか確認される。	3.6.3.(8)	10.3.2	

3.6.4. 不正プログラム対策

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ 不正プログラム対策	6.4. 237	○	i) 不正プログラム対策に関する基準 及び手順	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにて、不正プログラム対策に関する基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.6.4.	10.4.1 10.4.2 12.6.1	
	(1) 238		ii) 外部ネットワークから受信したファイルのチェック	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正プログラムシステムへの侵入を防止するために、外部ネットワークから受信したファイルがインターネットのゲートウェイで、不正プログラムが含まれていないか、かどうかチェックされているか確認する。	3.6.4.(1)① 10.4.2	10.4.1	
	239		iii) 外部ネットワークへ送信するファイルのチェック	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、不正プログラムの外部への拡散を防止するために、ペーパーネットゲートウェイで、外部ネットワークへ送信するファイルに不正プログラムが含まれていないかどうかチェックされているか確認する。	3.6.4.(1)② 10.4.2	10.4.1	
	240		iv) 職員等への注意喚起	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □職員等への周知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、コンピュータウイルス等の不正プログラムが収集され、必要に応じ職員等に注意喚起されているか確認する。	3.6.4.(1)③ 10.4.1 10.4.2	10.4.1	
	241		v) 不正プログラム対策ソフトウェアの常駐	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ、及ひハシコン等の確認により、所掌するサーバ、及ひハシコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか確認する。	3.6.4.(1)④ 10.4.1 10.4.2	10.4.1	
	242	○	v) パーンファイルの更新	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのパーンファイルに更新されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ、及ひハシコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアのパーンファイルが最新のパーンファイルに更新されているか確認する。	3.6.4.(1)⑤ 10.4.1 10.4.2 12.6.1	10.4.1	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用するシステムの例	関連する規格番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ対策	6.4. (1) 総括情報セキュリティ責任者の指掌	○	vi) 不正プログラム対策ソフトウェアの更新 総括情報セキュリティ責任者によつて、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、導入された不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されているか確かめる。	3.6.4.(1)(6) 10.4.1 10.4.2 12.5.1 12.6.1	JISQ27002 番号	
	(2) 情報システム管理者の指掌	243						
		244	i) 不正プログラム対策ソフトウェアの常駐 情報セキュリティ管理者によつて、所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、所掌するサーバ及びパソコン等の端末に、不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させているか確かめる。	3.6.4.(2)(1) 10.4.1 10.4.2		
		245	ii) パーティンファイルの更新 情報セキュリティ管理者によつて、不正プログラム対策ソフトウェアのパートーンファイルが最新のバーティンファイルに更新されている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアのパートーンファイルが最新のバーティンファイルに更新されているか確かめる。	3.6.4.(2)(2) 10.4.1 10.4.2 12.6.1		
		246	iii) 不正プログラム対策ソフトウェアの更新 情報セキュリティ管理者によつて、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されている。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューと情報システム管理者へのインタビュー、サーバ及びパソコン等の確認により、不正プログラム対策ソフトウェアが最新のバージョンに更新されているか確かめる。	3.6.4.(2)(3) 10.4.1 10.4.2 12.5.1 12.6.1		
		247	iv) インターネット接続していないシステムにおける不正プログラム対策 インターネットに接続していないシステムにおいて記録媒体を使う場合、情報セキュリティ管理者は実施している。	□不正プログラム対策基準 □不正プログラム対策手順 □不正プログラム対策ソフトウェアのログ	監査資料のレビューにより、インターネットに接続していないシステムにおいて記録媒体を使う場合、情報セキュリティ対策ソフトウェア及びバーティンファイルの定期的な更新等、不正プログラム対策が実施されているか確かめる。	3.6.4.(2)(4) 10.4.1 10.4.2		

3.6.4. 不正プログラム対策

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ 不正プログラム対策 職員等の遵守事項	6.4. (3) 248		i) 不正プログラム対策ソフトウェアの設定変更の禁止	<input type="checkbox"/> 不正プログラム対策基準 <input type="checkbox"/> パソコン等の端末に不正プログラム対策ソフトウェアが導入されている場合、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアの設定が変更されない。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等がパソコン等の端末に導入されている不正プログラム対策ソフトウェアの設定を変更しないか確認がめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.4.(3)① 10.4.1 10.4.2		
	249	○	ii) データ等取り入れ時のチェック	<input type="checkbox"/> 不正プログラム対策基準 <input type="checkbox"/> 外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックが行われている。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックが行われているか確認がめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.4.(3)② 10.4.1 10.4.2 10.8.1		
	250	○	iii) 出所不明なファイルの削除	<input type="checkbox"/> 電子メール利用基準 <input type="checkbox"/> 差出人不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合、職員等によって、速やかに削除されているか確認がめる。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等が差出人不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合、速やかに削除されているか確認がめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.4.(3)③ 10.4.1 10.4.2 10.8.1		
	251	○	iv) 不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックの定期的実施	<input type="checkbox"/> 不正プログラム対策基準 <input type="checkbox"/> 職員等の使用する端末に対して、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックが定期的に実施されている。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、職員等の使用する端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるフルチェックが定期的に実施されているか確認がめる。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.6.4.(3)④ 10.4.1 10.4.2		
	252		v) ファイル送受信時のチェック	<input type="checkbox"/> 不正プログラム対策基準 <input type="checkbox"/> 添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合、職員等によって、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックが行われている。	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックが行われているか確認がめる。	3.6.4.(3)⑤ 10.4.1 10.4.2 10.8.1		

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される場合の留意事項
6. 技術的セキュリティ 不正プログラム対策 職員等の遵守事項	6.4. (3) 253		v) ウイルス情報の確認 統括情報セキュリティ責任者から提供されるウイルス情報を職員等によって、常に確認されている。	<input type="checkbox"/> 不正プログラム対策基準 <input type="checkbox"/> 不正プログラム対策手順	監査資料のレピューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、統括情報セキュリティ責任者がいつ提供されるファイルと情報が常に確認されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	情報セキュリティポリシーの例 JSQ27002 番号 3.6.4.(3)(6) 10.4.1 10.4.2 13.1.2
	6.4. (3) 254 ○		vii) 不正プログラムに感染した場合の対処 不正プログラムに感染した場合、職員等によって、LANケーブルが即時取外されている。	<input type="checkbox"/> 不正プログラム対策基準 <input type="checkbox"/> 不正プログラム対策手順 <input type="checkbox"/> 情報セキュリティ事故対応書	監査資料のレピューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、不正プログラムに感染した場合、LANケーブルが即時取外されているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	監査資料のレピューと情報セキュリティ管理者及び職員等へのインタビューにより、不正プログラムが即時取外されているか確認する。 3.6.4.(3)(7) 13.2.1 はNo.282~285も関連する項目であることから参考すること。
(4) 専門家の支援体制	255		i) 専門家による支援体制の確保 実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備えて、統括情報セキュリティ責任者によつて、外部の専門家の支援が受けられるようになっている。	<input type="checkbox"/> 不正プログラム対策基準 <input type="checkbox"/> 不正プログラム対策手順 <input type="checkbox"/> 業務委託契約書	監査資料のレピューと統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、実施している不正プログラム対策では不十分な事態が発生した場合に備えて、外部の専門家の支援が受けられるようになっているか確認する。	不正プログラム対策に関する情報については、外部の専門家から支援を受けるほか、公的なセキュリティ機関、定評のある刊行物、信頼できるインターネットサイト等からも収集することが望ましい。 3.6.4.(4) 6.1.7

3.6.5. 不正アクセス対策

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが定められた場合の留意事項
6. 技術的セキュリティ 不正アクセス対策	6.5. 256	「)不正アクセス対策に關わる基準及び対応手順 統括情報セキュリティ責任者によって、不正アクセス対策に關わる基準及び対応手順が定められ、文書化されている。	□不正アクセス対策基準 □不正アクセス対応手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正アクセス対策に關わる基準及び対応手順が文書化され、正式に承認されているか確認する。 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正アクセス対応手順が開鎖され、不正アクセスによる侵入を防止しているか確認する。	13.1.1 13.1.2 13.2.1 13.2.2 13.2.3 14.1.1 14.1.2 14.1.3	・ネットワークの管理について、No.147～149、152～157も関連する項目であることから参考すること。 ・ファイアウォールの設置について、No.156～157も関連する項目であることから参考すること。
(1) 統括情報セキュリティ責任者の措置	257	Ⅰ)未使用ポートの閉鎖 統括情報セキュリティ責任者によって、未使用されないポートが閉鎖されている。	□ネットワーク構成図 □ネットワーク管理記録 □ファイアウォール設定 □ファイアウォールログ	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、使用されていないポートが閉鎖され、不正アクセスによる侵入を防止しているか確認する。	11.4.4 11.4.6	・ファイアウォールの設置について、No.156～157も関連する項目であることから参考すること。
(2) 攻撃の予告	258	Ⅱ)ウェブページの検知 不正アクセスによるウェブページの改ざんを検出した場合、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報するよう設定されている。	□不正アクセス対応手順 □不正アクセスによるウェブページのデータの書換えを検出 □システム監視手順 □情報セキュリティ事故等報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正アクセスによるウェブページのデータの書換えを検出する、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に通報するよう設定しているか確認する。	3.6.5.(1)② 13.1.1	
	259	Ⅲ)システム設定ファイルの検査 統括情報セキュリティ責任者によって、重要なシステムの設定を行ったファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無が検査されている。	□ネットワーク管理基準 □システム設定検査記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、重要なシステムの設定を行ったファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無が検査されているか確認する。	3.6.5.(1)③ 13.1.1	
	260	Ⅰ)攻撃予告に対する措置 サーバ等に攻撃を受けることが明確になつた場合、最高情報統括責任者及び統括情報セキュリティ責任者によって、必要な措置が講じられるとともに、関係機関から情報が収集されているか確認する。	□緊急時対応計画 □情報セキュリティ事故等報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、サーバ等に攻撃を受けることが明確になつた場合、システムの停止等の適切な措置が講じられ、関係機関から情報が収集されているか確認する。	3.6.5.(2) 6.1.6 6.1.7 14.1.1 14.1.2 14.1.3	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	関連する 情報セキュ リティポリ シー・ガイド ラインの例 文の番号	JSQ27002 番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ (3)記録の保存 不正アクセス対策	6.5.261	■記録の保存 サーバ等に犯罪の可能性がある攻撃を及び 最高情報統括責任者及び 統括情報セキュリティ責任者によって、 攻撃の記録が保存されるとともに、警察 及び関係機関と連携・調整し、事案に 対して適切に対応している。	□緊急時対応計画 □情報漏洩事故等報告書 □アクセス記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのインタビューや等報告書等 がある場合、攻撃の記録が保存され、 警察及び関係機関と連携・調整し、事案に 対して適切に対応しているか確認すること。	3.6.5.(3) 6.1.6 6.1.7 13.2.3	・アクセス記録の取得及び 保管についてはNo.41～ 144も関連する項目である ことから参考にすること。 ・侵害時の対応については、 No.282～285も関連する 項目であることから参考 にすること。	JSQ27002 番号	
(4)内部からの攻撃 内部からの攻撃	262	■内部からの攻撃 システム管理者によって、職員等及び 外部委託事業者が使用しているパソコン等の 端末からの内部のサーバ等に対する攻撃 が監視されている。	□端末アクセス記録 □監視記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報システム管理者へのインタビューや等報告書等 がある場合、当該職員の内でのサーバ等や外部のサイトに 対する攻撃が監視されているか確認すること。	3.6.5.(4) 13.1.1 13.1.2	・情報システムの監視に ついては、No.269～272も関 連する項目であることから 参考にすること。		
(5)職員等による不正 アクセス	263	■職員等による不正 アクセス	□情報漏洩事故等報告書 □通知書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又 は情報セキュリティ管理者へのインタビューや等報告書等 による不正アクセスが発見された場合、当該職員の不正アクセスが 情報システム管理者によって、当該職員等が所属する課室等の情報セ キュリティ管理者に通知され、適切な処置が求められ ているか確認すること。	3.6.5.(5) 8.2.3	・職員等の違反行為に對 する対応については、 No.298～300も関連する 項目であることから参考に すること。		

3.6.6. セキュリティ情報の収集

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
6. 技術的セキュリティ情報の収集	6.6. 264	□)セキュリティホールや不正プログラム等の情報収集に關わる基準	□セキュリティ情報収集基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティホールや不正プログラム等の情報収集に關わる基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	3.6.6. 12.6.1	3.6.6.	12.6.1	・セキュリティホールに関する情報の収集先は、1ヶ所ではなく、複数から収集していることが望ましい。
	(1)セキュリティホールの情報収集及び共有	□セキュリティホール開通情報の通知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティホールに関する情報が収集され、情報システムを所管する部署等関係者間で共有されているか確かめる。	3.6.6.(1) 12.6.1	3.6.6.(1) 12.6.1	・セキュリティホールに関する情報の収集先は、1ヶ所ではなく、複数から収集していることが望ましい。		
	ii)ソフトウェアの更新	□ペッチ適用情報 □ペッチ適用記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティホールの緊急度に応じてペッチが適用され、ソフトウェアが更新されているか確かめる。	3.6.6. 12.6.1	3.6.6.(1) 12.6.1			
	(2)不正プログラム等のセキュリティ情報の収集及び周知	□職員等への周知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、不正プログラム等のセキュリティ情報を収集し、必要に応じ対応方法について、職員等に周知しているか確かめる。	3.6.6.(2) 12.6.1	3.6.6.(2) 12.6.1	・不正プログラムの対策についてでは、No.237～255も関連する項目であることを参考にすること。		
	(3)情報セキュリティに關する情報の収集及び共有	□情報セキュリティ開通情報の通知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報セキュリティに関する技術の動向や変化について情報を収集し、必要に応じ関係者で共有され、新たに脅威への対応方法について検討しているか確かめる。	3.6.6.(3) 12.6.1	3.6.6.(3) 12.6.1			
	(3)情報セキュリティに関する情報の収集及び共有	□情報セキュリティ開通情報の通知記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報セキュリティに関する情報が収集され、関係者間で共有されている。	3.6.6.(3) 12.6.1	3.6.6.(3) 12.6.1			

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用される基準の番号	関連する規格番号	留意事項
7. 運用 情報 システム 監視	7.1. 269		i) 情報システムの監視に関する基準 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、ネットワーク及び情報システムの稼動状況の監視に関わる基準が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> システム運用基準 <input type="checkbox"/> 監査資料の例	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、ネットワーク及び情報システムの稼動状況の監視対象や監視体制、サービスの時刻設定等、情報システムの監視に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確認がある。	3.7.1.	10.10.1 10.10.2	・監視の方法には、侵入検知システム(IDS)等の監視の他の専用システムを用いる方法の他に、対象システムのログによる監視がある。
	270		ii) 情報システム及びネットワークの常時監視 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、セキュリティに関する事案を検知するため、ネットワーク及び情報システムが常時監視されている。	<input type="checkbox"/> システム運用基準 <input type="checkbox"/> 監査記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、セキュリティにに関する事案を検知するため、ネットワーク及び情報システムが常時監視されているか確認する。	3.7.1.①	10.10.1 10.10.2	・監視結果は定期的に見直し、不正なアクセスや事件・事故の予兆がないか点検することが望ましい。
	271		iii) 時刻の同期 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、重要なアクセスログ等を取得するサーバの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期が行われている。	<input type="checkbox"/> システム運用基準 <input type="checkbox"/> 時刻設定手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、アクセスログ等の記述として正確性を確保するため、重要なアクセスログ等を取得するサーバの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期が行われているか確認する。	3.7.1.②	10.10.6	
	272	○	iv) 外部接続システムの常時監視 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者によって、外部と常時接続するシステムが常時監視されている。	<input type="checkbox"/> システム運用基準 <input type="checkbox"/> 監査記録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部と常時接続するシステムが常時監視されているか確認する。	3.7.1.③	10.2.2 10.10.2	

3.7.2. 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
7. 運用 適用	7.2. 273	(1) 尊守状況及び確認と対処 の流れ	i) 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び問題発生時の対応に関する基準 統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応に関する基準が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー システム運用基準 □情報セキュリティ事故等報告手順 □自己点検実施基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認及び問題発生時の対応に関する基準が文書化され、正式に承認されているか確かめる。	3.7.2.(1)	13.1.1 13.1.2 13.2.1 15.2.1 15.2.2	
			ii) 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者によって、情報セキュリティポリシーの遵守状況についての確認が行われ、問題が認められた場合には、速やかに最高情報セキュリティ責任者及び統括情報セキュリティ責任者に報告されている。	□情報セキュリティ事故等報告手順 □情報セキュリティ事故等報告書 □自己点検実施結果	監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーの遵守状況については、問題が認められた場合には、速やかに最高情報セキュリティ責任者に報告され、問題が認められた場合には、速やかに最高情報セキュリティ責任者に報告されるか確かめる。	3.7.2.(1)	13.1.1 13.1.2 13.2.1 15.2.1	
			iii) 発生した問題への対処 最高情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティポリシー遵守上の問題に対し、適切かつ速やかに対処されている。	□情報セキュリティ事故等報告手順 □情報セキュリティ事故等報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティポリシーの遵守状況に対する問題に対して、適切かつ速やかに対処されているか確かめる。	3.7.2.(1)	13.2.1 15.2.1	
			iv) システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認及び問題発生時の対処 統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者によって、システム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認が行われ、問題が発生している場合は適切かつ速やかに対処されている。	□情報セキュリティ事故等報告手順 □情報セキュリティ事故等報告書 □自己点検実施結果	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューや、ネットワーク及びサーバ等のシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について定期的に確認が行われ、問題が発生している場合は適切かつ速やかに対処されているか確かめる。	3.7.2.(1)	13.1.1 13.1.2 13.2.1 15.2.2	

3.7.2. 情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
7. 運用	7.2. (2) 端末及び記録媒体等の利用状況 の調査に關わる基準	277	i) 端末及び記録媒体等の利用状況調査 の実施結果	□情報セキュリティポリシー □利用状況調査基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、最高情報統括責任者及び最高情報統括責任者として、パソコン等の端末、記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等の利用状況の調査に關わる基準が定められ、文書化されている。	3.7.2.(2)	10.10.1 10.10.2	
	ii) 端末及び記録媒体等の利用状況 の調査	278	不正アクセス、不正プログラム等の調査 のために、最高情報統括責任者及び最高情報統括責任者が指名した者によつて、端末や記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等の利用状況が必要に応じて調査されている。	□利用状況調査結果	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、最高情報統括責任者及び最高情報統括責任者として、パソコン等の端末、記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等の利用状況が必要に応じて調査されている。	3.7.2.(2)	10.10.1 10.10.2	
	i) 情報セキュリティポリシー違反発見 時の対応に關わる手順	279	最高情報統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティポリシーに対する違反行為が発見された場合の対応に關わる手順が定められている。	□情報セキュリティ事故 等報告手順	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等が情報セキュリティポリシーに対する違反行為を発見された場合、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者に報告されているか確認する。	3.7.2.(3)	13.2.1	
	ii) 情報セキュリティポリシー違反発見 時の報告	280 ○	情報セキュリティポリシーに対する違反行為が発見された場合、職員等によって、直ちに統括情報セキュリティ管理者に報告されている。	□情報セキュリティ事故 等報告手順 □情報セキュリティ事故 等報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ事故等報告書に発見されたり場合、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者に報告されているか確認する。	3.7.2.(3)①	13.2.1	
	iii) 発見された違反行為に対する対処	281 ○	情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ上重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合、統括情報セキュリティ責任者が判断した場合、緊急時対応計画に従った対処が行われている。	□情報セキュリティ事故 等報告手順 □情報セキュリティ事故 等報告書 □緊急時対応計画	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに対する違反行為が直ちに情報セキュリティ事故等報告書に発見されたり場合、直ちに統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者が判断した場合、緊急時対応計画に従った対処が行われているか確認する。	3.7.2.(3)②	13.2.1	・緊急時対応計画について では、No.282～285も関連する項目であることを参考にすること。

3.7.3. 侵害時の対応

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーにおける緊急時対応計画に関する基準	関連するJISQ27002番号	留意事項
7. 運用 7.3. 侵害時の対応	282		I) 緊急時対応計画に関する基準 統括情報セキュリティ責任者によって、情報資産への侵害が発生した場合又は情報資産への侵害が発生した場合又は情報資産への侵害が発生した場合又は情報資産への侵害がある場合の緊急時対応計画に関する基準が定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのパンタビューレーにより、情報セキュリティに関する事実、情報セキュリティの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又は発生するおそれのある場合の緊急時対応計画に関する基準が定められ、正式に承認され、正確に文書化されるか確かめる。	3.7.3.	14.1.1 14.1.2 14.1.3 14.1.4 14.1.5	・緊急時対応計画の策定においては、自然災害及び事故、装置の故障及び故意による行為の結果などセキュリティ事件・事故時ににおける住民からの問合せ方法・窓口は常に明確にしておくことが望ましい。
(1) 緊急時対応計画の策定	283	○	II) 緊急時対応計画の策定 最高情報統括責任者又は情報セキュリティ委員会によって、緊急時対応計画が定められている。	□緊急時対応計画 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのパンタビューレーにより、緊急時対応計画が定められているか確かめる。	3.7.3.(1)(2)	13.2.1 14.1.3	
(2) 緊急時対応計画に盛り込むべき内容	284		I) 業務継続計画との整合性確保 業務継続計画を策定する場合、業務継続計画と情報セキュリティポリシーの整合性が確保されている。	□業務継続計画 □情報セキュリティポリシー □緊急時対応計画	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのパンタビューレーにより、業務継続計画と情報セキュリティポリシーの整合性が確保されているか確かめる。	3.7.3.(3)	14.1.4	
(3) 業務継続計画との整合性確保	285		I) 緊急時対応計画の見直し 最高情報統括責任者又は情報セキュリティ委員会によって、必要に応じて緊急時対応計画の規定が見直されている。	□緊急時対応計画 □情報セキュリティ委員会等の議事録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ委員会によって、情報セキュリティを取り巻く状況の変化や組織体制の変動等に応じ、必要に応じて緊急時対応計画の規定が見直されているか、確かめる。	3.7.3.(4)	14.1.5	
(4) 緊急時対応計画の見直し								

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシー シーガイド ラインの例 文の番号	関連する JISQ27002 番号	留意事項
7. 運用 外部 委託	7.4. 286	(1) 外部委託先の選定基準	i) 外部委託の情報セキュリティに関する基準	□外部委託管理基準 □外部委託選定基準	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのパンタビューや、外部委託を行なう場合の情報セキュリティに開かれる基準が文書化され、正式に承認されているか確認すること。	3.7.4. 6.2.1 6.2.3 10.2.1 10.2.2 10.2.3 12.5.5	6.2.1 6.2.3 10.2.1 10.2.2 10.2.3 12.5.5	・情報セキュリティポリシー等遵守事項の明義務について、No.93～94も関連する項目であることから参考にすること。
		(2) 外部委託事業者の選定基準	ii) 外部委託事業者の選定基準	□外部委託選定基準 □サービス仕様書(サービスカタログ)	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、外部委託先の選定の際、委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されているか確認しているか確認すること。	3.7.4.(1)① 6.2.1 10.2.1 12.5.5	3.7.4.(1)① 6.2.1 10.2.1 12.5.5	・外部委託選定基準には、「コンプライアンスに關してその管理体制、教育訓練等の対策が取られ、従業員が理解しているか、「委託業務の内容に即した技術、要員が確保されているかなど項目が含まれているか」などが望ましい。
	287	○	iii) 外部委託事業者の選定	□外部委託選定基準 □サービス仕様書(サービスカタログ)	監査資料のレビューと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、外部委託先の選定の際に、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得状況、情報セキュリティ監査の実施状況等が参考にされているか確認すること。	3.7.4.(1)② 6.2.1 10.2.1 12.5.5	3.7.4.(1)② 6.2.1 10.2.1 12.5.5	・再委託は原則禁止であるが、例外的に再委託を認めめる場合には、再委託の業者における情報セキュリティ対策が十分取られたと同等の水準であることを確認した上で許可しなければならない。 ・契約書において、再委託先の監督についても規定されていることが望ましい。
	288	○	iv) 外部委託事業者との契約	□業務委託契約書	監査資料のレビューと情報セキュリティ責任者又は情報システム管理者へのインタビューにより、外部委託事業者との間で締結される契約書に必要に応じて次の情報セキュリティ要件が明記されているか確認すること。 ・情報セキュリティ実施手順の遵守 ・委託先の責任者、委託内容、作業場所の特定 ・提供されるサービスレベルの保証 ・従業員に対する教育の実施 ・提供された情報の目的外利用及び受託者以外への提供の禁止 ・業務上知り得た情報の守秘義務 ・再委託に関する制限事項の遵守 ・委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等 ・委託業務の定期報告及び緊急時報告義務 ・委託元団体による監査、検査 ・委託元団体による事故時等の公表 ・情報セキュリティが遵守されたかといった場合の規定(損害賠償等) 等	3.7.4.(2) 6.2.3	3.7.4.(2) 6.2.3	
	289	○						

3.7.4. 外部委託

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
7. 運用 7.4. 外部委託	(3) 確認・措置等	1)外部委託事業者のセキュリティ対策の確認と報告	□外部委託管理基準 □作業嘱託書 □改善要望書 □改善措置実施報告書	監査資料のレポートと情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、外部委託事業者においてセキュリティが確保されているか、定期的に確認され、必要に応じ業務委託契約に基づいた改善要求等の措置が講じられておりかを確認する。また、確認された内容が統括情報セキュリティ責任者に報告され、それにその重要度に応じて最高情報統括責任者に報告されているかを確かめる。	監査資料のレポート 監査シス템管理者へのインタビュー 外部委託事業者におけるセキュリティ対策の確認 定期的に確認され、必要に応じ業務委託契約に基づいた改善要求等の措置が講じられておりかを確認する。また、確認された内容が統括情報セキュリティ責任者に報告され、それにその重要度に応じて最高情報統括責任者に報告されているかを確かめる。	3.7.4.(3)	10.2.2 10.2.3	・外部委託事業者の情報セキュリティ等の遵守事項については、No.93～94も参考すること。 ・契約事項の遵守状況の他、十分なセキュリティに対する必要があり、特に、再委託の制限、情報の持ち出しの禁止、業務終了後のデータの返還・消却、私物パソコンの使用について、違反がないか確認することが必要である。

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが適用する基準及び対応手続	関連するJSQ27002番号	留意事項	
7. 通用 運用	7.5. 例外 措置	291	i) 例外措置に関する基準及び対応手続	<input type="checkbox"/> 監査資料に対する基準/手続	監査資料に対する基準/手續は情報セキュリティ責任者へのインタビューや統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者によって、例外措置を探る場合の基準及び対応手続が文書化され、正式に承認されているかを確認する。	3.7.5.	6.1.2		
	(1) 例外措置 の許可	292	i) 例外措置の申請及び許可	<input type="checkbox"/> 監査資料のレポートと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報セキュリティ関係規定の適正な遂行を継続しなければならない場合、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者の許可を得たうえで例外措置が取られている。	<input type="checkbox"/> 監査資料の申請書/許可書 <input type="checkbox"/> 例外措置実施報告書	監査資料のレポートと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより、情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行を継続しなければならない場合、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者の許可を得たうえで例外措置が取られている。	3.7.5.(1)	6.1.2	・例外措置は単に適用を排除するだけでなく、リスクに応じて代替措置を定めていることを確認することが望ましい。
	(2) 緊急時の例外措置	293	i) 緊急時の例外措置	<input type="checkbox"/> 監査資料の実施報告書	監査資料の実施報告書	監査資料のレポートと情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者へのインタビューにより、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、最高情報統括責任者に報告されているかを確認する。	3.7.5.(2)	6.1.2	
	(3) 例外措置の申請書の管理	294	i) 例外措置の申請書の管理	<input type="checkbox"/> 監査資料の申請書/許可書 <input type="checkbox"/> 例外措置実施報告書	監査資料の申請書/許可書 <input type="checkbox"/> 例外措置実施報告書	監査資料のレポートと情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、最高情報統括責任者によって、例外措置の申請書及び審査結果が保管されているかを確認する。	3.7.5.(3)	6.1.2	

3.7.6. 法令遵守

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーがガイドラインの例文の番号	関連するJSQ27002番号	留意事項
7. 運用 7.6. 法令遵守	295	i) 遵守すべき法令等の明確化 統括情報セキュリティ責任者によって、職員等が職務の遂行において遵守すべき情報セキュリティに関する法令等の一覧が定められ、文書化されている。	<input type="checkbox"/> 関連法令等一覧	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのパンタビューや職員等が職務の遂行において遵守すべき情報セキュリティに関する法令等の一覧が定められているか確認する。	3.7.6. 15.1.1 15.1.2 15.1.3 15.1.4 15.1.5 15.1.6	3.7.6. 15.1.1 15.1.2 15.1.3 15.1.4 15.1.5 15.1.6	15.1.1 15.1.2 15.1.3 15.1.4 15.1.5 15.1.6	
	296	ii) 法令遵守 職員等が職務の遂行において遵守すべき情報セキュリティに関する法令等を遵守している。	<input type="checkbox"/> 関連法令等一覧	監査資料のレポートと職員等へのインタビューにより、職員等が職務の遂行において遵守すべき情報セキュリティに関する法令等を遵守しているか確認する。必要に応じて、職員等へのアンケート調査を実施して確かめる。	3.7.6. 15.1.1 15.1.2 15.1.3 15.1.4 15.1.5 15.1.6	3.7.6. 15.1.1 15.1.2 15.1.3 15.1.4 15.1.5 15.1.6	15.1.1 15.1.2 15.1.3 15.1.4 15.1.5 15.1.6	

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーにおける監査資料の例	関連するJISQ27002番号	留意事項
7. 運用 （1）懲戒処分等	7.7. 297	○ (2) 違反時の対応	i) 懲戒処分の対象 統括情報セキュリティ責任者によって、情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が地方公務員法による懲戒処分の対象となることが定められ、文書化されている。	□情報セキュリティポリシー 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーに違反した職員等及びその監督責任者が地方公務員法による懲戒処分の対象となることが文書化され、正式に承認されるか確認される。	□情報セキュリティポリシー 監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、職員等による情報セキュリティポリシーに違反する場合の対応手順が文書化され、正式に承認されるか確認される。	3.7.7.(1) 3.7.7.(2)	8.2.3 13.1.1 13.2.1 13.2.3 15.2.1	3.7.7.(1) 3.7.7.(2)
	298		ii) 違反時の対応手順 統括情報セキュリティ責任者によって、職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、関係者に通知し、適切な措置を求める。	□情報セキュリティ違反時 の対応手順 □通知書	□情報セキュリティ違反時 の対応手順 □通知書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者へのインタビューにより、職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、関係者に通知し、適切な措置を求めているか確認される。	3.7.7.(1) 3.7.7.(2)	8.2.3 13.1.1 13.2.1 13.2.3 15.2.1
	299		iii) 関係者への通知 職員等による情報セキュリティポリシーに違反する行動が確認された場合、関係者に通知し、適切な措置を求める。	□情報セキュリティ違反時 の対応手順 □通知書	□情報セキュリティ違反時 の対応手順 □通知書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、情報セキュリティ管理者の指導によつても改善がみられない場合、情報セキュリティ責任者によって当該職員等のネットワーク又は情報システムの使用する権利が停止又は剥奪され、最高情報統括責任者及び当該職員等の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知されているか確認される。	3.7.7.(3)	8.2.3 13.1.1 13.2.1 13.2.3 15.1.5 15.2.1
	300		iv) 情報システム使用の権利の制限 情報セキュリティ管理者等の指導によつても改善がみられない場合、情報セキュリティ責任者によって、当該職員等のネットワーク又は情報システムの使用を停止又は剥奪し、関係者に通知されている。	□情報セキュリティ違反時 の対応手順 □通知書	□情報セキュリティ違反時 の対応手順 □通知書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者又は情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者へのインタビューにより、情報セキュリティ管理者の指導によつても改善がみられない場合、情報セキュリティ責任者によって当該職員等のネットワーク又は情報システムの使用する権利が停止又は剥奪され、最高情報統括責任者及び当該職員等の所属課室等の情報セキュリティ管理者に通知されているか確認される。	3.7.7.(2)	8.2.3 13.1.1 13.2.1 13.2.3 15.1.5 15.2.1

3.8.1. 監査

項目	No.	必須 監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティ監査統括責任者へ 関連する JISQ27002 番号	留意事項
8. 評価・見直し	8.1. 監査	ⅰ) 情報セキュリティ監査に關わる基準 及び手順	□ 情報セキュリティ監査 実施要綱 □ 情報セキュリティ監査 実施マニュアル	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティ監査の実施に關わる基準及び手順が文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.8.1. 6.1.8 6.2.3 10.2.2 15.3.1 15.3.2	
(1) 実施方法	301	ⅰ) 監査の実施	□ 情報セキュリティ監査 実施要綱 □ 情報セキュリティ監査 実施マニュアル □ 監査実施計画 □ 監査報告書	監査資料のレポートと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティ監査の実施に關わる基準及び手順が文書化され、正しく実施されているか確認する。	3.8.1.(1) 6.1.8 15.3.1	
(2) 監査を行う者の要件	302	ⅰ) 監査人の独立性	□ 情報セキュリティ監査 実施要綱 □ 情報セキュリティ監査 実施マニュアル □ 監査実施計画 □ 監査報告書	監査資料のレポートと情報セキュリティ監査統括責任者へのインタビューにより、被監査部門から独立した第三者が依頼され、公平な立場で客観的に監査が実施されているか確認する。	3.8.1.(2)(1) 6.1.8 15.3.1	
	303	ⅱ) 監査人の専門性	□ 情報セキュリティ監査 実施要綱 □ 情報セキュリティ監査 実施マニュアル □ 監査実施計画 □ 監査報告書	監査資料のレポートと情報セキュリティ監査統括責任者へのインタビューにより、監査及び情報セキュリティ監査に関する専門知識を有する者が情報セキュリティ監査を実施しているか確認する。	3.8.1.(2)(2) 6.1.8 15.2.2	
	304	ⅲ) 監査実施計画の立案	□ 情報セキュリティ監査 実施マニュアル □ 監査実施計画 □ 情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレポートと情報セキュリティ監査統括責任者へのインタビューにより、監査実施計画が立案され、情報セキュリティ委員会の承認を得ているか確認する。	3.8.1.(3)(1) 6.1.8 15.3.1 15.3.2	
	305	ⅳ) 監査実施への協力	□ 情報セキュリティ監査 実施マニュアル □ 監査報告書	監査資料のレポートと情報セキュリティ監査統括責任者へのインタビューにより、被監査部門が監査の実施に協力しているか確認する。	3.8.1.(3)(2) 6.1.8	
	306					

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーの留意事項
8. 評価・見直し	8.1. 監査	(4) 外部委託事業者に対する監査	①)外部委託事業者に対する監査 情報セキュリティ監査統括責任者によつて、外部委託事業者(外部委託事業者からの下請けも含む)に対する情報セキュリティ委託責任者へのインタビューにより、外部委託事業者に対する情報セキュリティの遵守についての監査が定期的又は必要に応じて行われている。	□情報セキュリティ監査 実施要綱 □情報セキュリティ監査実施マニュアル □監査実施計画 □監査報告書	監査資料のレビュートと情報セキュリティ監査統括責任者へのインタビューにより、監査結果が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認する。	3.8.1.(4) 6.1.8 6.2.3 10.2.2
	(5) 報告	307	②)監査結果の報告 情報セキュリティ監査統括責任者によつて、監査結果が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されている。	□情報セキュリティ監査 実施マニュアル □監査報告書 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレビュートと情報セキュリティ監査統括責任者へのインタビューにより、監査結果が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認する。	3.8.1.(5) 6.1.2 6.1.8
	(6) 保管	308	③)監査証拠及び監査調査書の保管 情報セキュリティ監査統括責任者によつて、監査証拠及び監査調査書が適切に保管されている。	□情報セキュリティ監査 実施マニュアル □監査調査書	監査資料のレビュートと情報セキュリティ監査統括責任者へのインタビューにより、保管場所の観察により、監査実施によって収集された監査証拠及び監査報告書作成のための監査調査書が消失しないように保管されているか確認する。	3.8.1.(6) 6.1.8 15.1.3
	(7) 監査結果への対応	309	④)監査結果への対応 最高情報統括責任者によつて、監査結果を踏まえた指摘事項への対処が関係部局に指示されている。また、指摘事項を所轄していない部局においても同種の課題がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させている。	□情報セキュリティ委員会議事録 □改善指示書	監査資料のレビュートと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、最高情報統括責任者によつて、監査結果を踏まえた指摘事項への対処が関係部局に指示され、また、指摘事項を所轄していない部局においても同種の課題がある可能性が高い場合には、当該課題及び問題点の有無を確認させている。	3.8.1.(7) 6.1.8
	(8) 情報セキュリティポリシーの見直し等への活用	310 311	⑤)情報セキュリティポリシーの見直し等への活用 情報セキュリティポリシーの見直し等への活用	□情報セキュリティ委員会議事録 □情報セキュリティポリシーの見直し等の活用	監査資料のレビュートと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、監査結果が情報セキュリティポリシーの見直し、その他情報セキュリティ対策の見直しに活用されているか確認する。	3.8.1.(8) 5.1.2
					・情報セキュリティポリシーの見直しについては、No.318～319も関連する項目であることを参考にすること。	

3.8.2. 自己点検

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティ対策の自己点検に關する基準及び手順	関連するJSQ27002番号	留意事項
8. 評価・見直し	8.2.自己点検	312	i) 情報セキュリティ対策の自己点検に關する基準及び手順	□情報セキュリティ自己点検基準 統括情報セキュリティ責任者によつて、情報セキュリティ対策の実施状況に關する基準及び手順が定められ、文書化されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、情報セキュリティ対策の実施状況の自己点検が文書化され、況の自己点検が手順が定められ、文書化されているか確認する。	3.8.2.	15.2.1 15.2.2	
	(1) 実施方法	313	ii) ネットワーク及び情報システムに関する自己点検の実施	□自己点検実施計画 □自己点検結果報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われているか確認する。	3.8.2.(1)① 15.2.1 15.2.2	
		314	ii) 各部局の自己点検の実施	□自己点検実施計画 □自己点検結果報告書	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、情報セキュリティ管理者による点検結果と自己点検結果について、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、情報セキュリティ管理者による点検結果と自己点検結果について、毎年度及び必要に応じて自己点検が行われているか確認する。	3.8.2.(1)② 15.2.1 15.2.2	
	(2) 報告	315	i) 点検結果の報告	□自己点検結果報告書 □改善計画 □情報セキュリティ委員会議事録	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、自己点検結果と自己点検結果に基づく改悪策が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、自己点検結果と自己点検結果に基づく改悪策が取りまとめられ、情報セキュリティ委員会に報告されているか確認する。	3.8.2.(2) 6.1.2 15.2.1 15.2.2	
	(3) 自己点検結果の活用	316	ii) 管理範囲内の改善への活用	□自己点検結果報告書 □改善計画	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、自己点検結果に基づき、自分の権限の範囲内で改善が図られている。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、自己点検結果に基づき、自分の権限の範囲内で改善が図られているか確認する。	3.8.2.(3)① 15.2.1 15.2.2	
		317	ii) 情報セキュリティポリシーの見直しへの活用	□情報セキュリティ委員会議事録 □情報セキュリティポリシー	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、自己点検結果が情報セキュリティポリシーの見直し、その他の情報セキュリティ対策の見直し時に活用されているか確認する。	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者のインタビューにより、自己点検結果が情報セキュリティポリシーの見直し、その他の情報セキュリティ対策の見直し時に活用されているか確認する。	3.8.2.(3)② 5.1.2 15.2.1	

3.8.3. 情報セキュリティポリシーの見直し

項目	No.	必須	監査項目	監査資料の例	監査実施の例	情報セキュリティポリシーが定められた場合の監査実施の例	関連する規格番号	留意事項
8.評価・見直し	8.3.情報セキュリティポリシーの見直し	318	i)情報セキュリティポリシーの見直しに限る基準	□情報セキュリティポリシーの見直し	監査資料のレビューと統括情報セキュリティ責任者へのインタビューにより、情報セキュリティポリシーが文書化され、正式に承認されているか確認する。	3.8.3.	5.1.2	
		319	ii)情報セキュリティポリシーの見直し	○	□情報セキュリティポリシーの見直しによって、情報セキュリティ委員会及び自己点検の結果や情報セキュリティ監査及び自己点検の結果や情報セキュリティにに関する状況の変化等をふまえ、毎年一度見直しを行い、必要に応じて情報セキュリティポリシーの改善が行われているか確認する。また、改善された場合には、その内容が職員等や外部委託事業者に周知されているか確認する。	3.8.3.	5.1.2	

付録

- 監査資料例一覧／索引
- 情報セキュリティ監査実施要綱（例）
- 情報セキュリティ監査実施計画書（例）
- 情報セキュリティ監査報告書（例）
- 情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）
- 情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

監查資料例一覽／索引

監査資料例一覧／索引

(注)情報セキュリティ監査の実施にあたって、確認すべき文書や記録の例を示したもの。文書や記録は、各地方公共団体によって異なると考えられることから、必ずしもこの例によらない場合があることに留意する。また、必ずしも文書化が必須という訳ではない。

索引	名称	解説	該当No.
あ	ICカード等管理台帳	職員等に付与されている認証証のICカードやUSBトークンの発行から廃棄までを管理する文書。	114,115
	ICカード等取扱基準	認証のために職員等に発行されているICカードやUSBトークンなどの管理、紛失時の対応手順、廃棄時の手続などを記述した文書。	110,111,112, 113,114,115
	ICカード紛失届書	職員等が認証用ICカード等を紛失したことの報告及び、それに対してどのような対応をしたかを記録した文書。	113
	ID管理台帳	職員等に付与されているIDの発行、変更、抹消を記録した文書。	118,188,189, 190,191,192, 193,215,216
	ID取扱基準	職員等に付与されるIDの登録、変更、抹消等の情報管理、職員等の異動、出向、退職者に伴うIDの取扱い、貸与禁止や共用IDの利用制限など取扱いに関わる基準について記述した文書。	116,117,118
	アクセス管理基準	アクセス制御方針に基づき、利用者の権限に応じたアクセス制御を行なう基準を記述した文書。	187,207,208, 209
	アクセス記録	情報システムにアクセスした日時、アクセスしたID、アクセス内容等を記録した文書。	142,261
	アクセス権限設定書	参照、更新、削除のアクセス権限範囲の定義を記述した文書。	216
	アクセス制御方針	情報資産へのアクセスについて、業務上の必要性や禁止事項等の基本的な考え方を記述した文書。	187,207,208, 209
	移行手順書	システム開発・保守及びテスト環境からシステム運用環境への移行する具体的な手順を記述した文書。	221,222
	異常時復旧手順	情報システムの統合・更新作業中に異常事態が発生した場合に、作業前の状態に戻す手順を記述した文書。	236
か	改善計画	自己点検で問題点となった事項に対する改善計画を記述した文書。	315,316
	改善指示書	情報セキュリティ監査で明らかになった問題点に対し、当該部局などに対して改善指示を記述した文書。	310
	改善措置実施報告書	改善要望への対応結果を記録した外部委託事業者から提出される文書。	290
	改善要望書	不備が確認されたセキュリティ対策に対する改善要望を記述した文書。	290
	開発用ID登録・削除手順	開発者向けに発行するIDの登録、変更、抹消等の手続を記述した文書。	215
	開発用ID登録・削除申請書	開発用IDの発行、変更、抹消を申請する文書。	215
	開発用ID管理台帳	開発用IDを管理するために発行、変更、抹消及びアクセス権限区分を記録した文書。	215,216
	外部委託管理基準	外部委託業者との間で締結する契約の内容、委託業務の運用状況の確認等の基準を記述した文書。	93,94,286, 290
	外部委託先監査報告書	外部に設置された当該機器の情報セキュリティ対策状況を確認するために行った監査の結果及び改善勧告について記述した文書。	38

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	外部委託先訪問記録	外部に設置された当該機器の情報セキュリティ対策状況を確認するために訪問したこと(担当者、訪問日時等)を記録した文書。	38
	外部委託選定基準	外部委託事業者の選定基準や選定方法等を記述した文書。	286,287,288
	外部ネットワーク接続基準	外部ネットワークに接続する場合の事前調査や、損害賠償責任の担保、ファイアウォールの設置、問題が生じた場合の遮断などの基準を記述した文書。	152,153,154, 155,157
	外部ネットワーク接続申請書/承認書	所管するネットワークを外部ネットワークと接続する場合の許可を得るために申請し、承認する文書。	153
	外部ネットワーク接続手続	所管するネットワークと外部ネットワークとを接続する場合の申請手続を記述した文書。	152,153,154, 155,157
	外部ネットワーク調査結果	外部ネットワークのネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等の調査結果を記録した文書。	154
	監査実施計画	監査テーマ、監査項目、監査対象、監査実施日、監査実施者名、被実施部門名等を記述した文書。	302,303,304, 305,307
	監査調書	監査人が実施し確認した内容を記録した文書。	309
	監査報告書	監査対象、監査結果、確認した監査証拠、指摘事項等を記述した文書。	302,303,304, 306,307,308
	監視記録	ネットワークや情報システムへのアクセスの成功又は失敗等を記録・分析した結果を記録した文書。	262,270,272
	管理区域(情報システム室等)のレイアウト図	ネットワークの基幹機器や情報システムの設置状況が記載された文書。	20,41,42,43, 44,45,46
	管理区域構造基準	管理区域の配置や立ち入り制限、管理区域内の機器の保護などの基準を記述した文書。	41
	管理区域入退室基準/手続	管理区域への入退室を管理するため、入退室制限や身分証明書等の携帯、職員の同行などの基準や、管理区域への入退室権限の申請や承認などの手続を記述した文書。	47,48,49, 50,51
	管理区域入退室記録	管理区域への入退室情報(時間・IDナンバー等)を記録した文書や映像。	48,50,51, 54
	関連法令等一覧	職員等が遵守すべき法令(例えば、地方公務員法第34条-守秘義務や個人情報保護条例等)を一覧にした文書。	295,296
	記憶装置廃棄記録	記憶装置の廃棄手段・方法及び実施内容を記録した文書。	40
	機器設置基準/手続	サーバ等の機器を庁内あるいは庁外設置する場合に、火災、水害、埃、振動、温度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取外せないように固定するなどの基準や、設置する場合の申請や承認などの手続を記述した文書。	19,20,36,37, 38
	機器設置記録	ハードウェアを設置したときにベンダが作成する作業報告。	20,26,27
	機器電源基準	停電や瞬断、落雷等による過電流からサーバ等の機器を保護するための基準を記述した文書。	25,26,27
	機器廃棄・リース返却基準	機器を廃棄する場合やリース返却する場合の基準を記述した文書。	39,40

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	機器廃棄・リース返却手続	機器を廃棄する場合やリース返却する場合の申請や承認などの手続を記述した文書。	39,40
	機器搬入出基準/手続	管理区域への機器の搬入出の基準や、新しい情報システム等導入の際、既存のシステムへの影響を考慮するなどの基準、及び管理区域への機器搬入出の申請や承認などの手続を記述した文書。	52,53,54
	機器搬入出記録	業者が機器を搬入出した際の作業内容を記録した文書。	54
	機器保守・修理基準/手続	機器の保守や修理に関わる基準や、機器の保守や修理を行う場合の申請や承認などの手続を記述した文書。	33,34,35
	機器保守点検記録	ベンダが機器を保守点検したときの作業内容を記録した文書。	26,34
	機密保持契約書	職務上知り得た機密情報の取扱いや、負うべき義務・責任を定めた文書。	35
	業務委託契約書	システム開発や運用等を外部の事業者に委託する場合に、委託する作業の内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。	94,166,255,289
	業務継続計画	地震及び風水害等の自然災害等の事態に備えた、情報セキュリティにとどまらない危機管理を規定した文書。	284
	緊急時対応計画	情報セキュリティに関する事故、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産への侵害が発生した場合又は発生するおそれのある場合、関係者の連絡、証拠保全、被害拡大の防止、対応措置、再発防止措置の策定等を記述した文書。	260,261,281,283,284,285
	クリアデスク・クリアスクリーン基準	パソコン等にある情報を無許可の閲覧から保護するための基準や、使用していない文書及び記録媒体を適切な場所へ安全に収納する等、机上の情報の消失及び損傷のリスクを軽減するための基準を記述した文書。	83,84
	訓練実施報告書	訓練の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。	96,103,104
	結線図	庁内の通信回線装置間の配線を図に表した文書。	56,57,58,59,60,151,156
	権限・責任等一覧	情報セキュリティに関する事項について、誰がどのような権限及び責任を持っているかを記述した文書。	3
	研修・訓練実施基準	情報セキュリティに関する研修や緊急時対応訓練の計画、実施、報告の基準を記述した文書。	88,95,96,97,98,99,100,101,102,103,104
	研修・訓練実施計画	実施する研修・訓練のテーマ、実施予定日、内容、対象者、使用テキスト等を記述した文書。	97,98,100,102
	研修実施報告書	研修の実施日、内容、参加者、使用テキスト等を記録した文書。	88,96,99,101,104
さ	サーバ障害対応実施手順	情報システム個別に作成した具体的なサーバ障害時対応手順を記述した文書。	23,24
	サーバ障害対策基準	サーバ障害時のセカンダリサーバへの切り替え等の対策基準を記述した文書。	23,24
	サーバ冗長化基準	冗長化すべき対象サーバ、冗長化の方法などの基準を記述した文書。	21,22

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	サービス契約書	外部ネットワークに接続する場合に、利用するサービスの内容や期間、支払方法、責任範囲、機密保持、損害賠償等の事項についての取り決めを記述した文書。	155
	サービス仕様書(サービスカタログ)	サービスの提供者が提示するサービスの内容や体制等を記述した文書。	287,288
	作業報告書	外部委託事業者から提出される委託業務(保守作業や配線作業等)の作業状況を記録した文書。	32,34,35, 290
	敷地図面	敷地周辺及び敷地内の施設の配置を記述した文書。	41,42,43, 44,45,46
	時刻設定手順	コンピュータ内の時計を標準時に合わせるための手順を記述した文書。	271
	自己点検結果	情報システム等を運用又は利用する者自らが情報セキュリティポリシーの履行状況を点検、評価した結果を記録した文書。	274,276
	自己点検結果報告書	点検対象、点検結果、確認した文書、問題点等を記述した文書。	313,314,315, 316
	自己点検実施基準	情報システム等を運用又は利用する者自らが情報セキュリティポリシーの履行状況を点検、評価するための基準を記述した文書。	273,274,276
	自己点検実施計画	点検テーマ、点検項目、点検対象、点検実施日、点検実施者名等を記述した文書。	313,314
	システム運用基準	情報システムの日常運用や変更等に関わる体制、手続、手順等、システムを運用する上で遵守しなければならない基準を記述した文書。	61,135,136, 137,138,141, 142,143,144, 269,270,271, 272,273,274, 276
	システム運用作業記録	情報システムの運用担当者が作業した内容(作業時刻、作業内容、担当者名、作業結果等)を記録した文書。	136
	システム開発・保守計画	システム開発・保守にあたり、開発・保守体制、スケジュール、作業工程、会議体や開発・保守環境(使用するハードウェア、ソフトウェア)等を記述した文書。	217,218,221, 222
	システム開発・保守に関する資料等の保管基準	資料等やテスト結果、ソースコード等の保管の基準を記述した文書。	226
	システム開発基準	情報システムを開発する場合の工程、会議体、成果物、セキュリティ要件、変更管理等の基準を記述した文書。	213,227,228, 229,234,235
	システム開発体制図	情報システムを開発する場合の責任者、作業者とその役割を記述した文書。	214
	システム稼動記録	情報システムの稼働状況を記録した文書。	142
	システム監視手順	サーバに記録されているファイルのサイズや更新日付等を監視するための手順を記述した文書。	258
	システム構成図	情報システム個別に作成したサーバ等の機器やソフトウェアの構成を記述した文書。	22,26,27
	システム仕様書等	データの入力処理、内部処理、出力処理や画面、帳票の仕様などを記述した文書。	140,227,230, 231,232,234

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	システム設定検査記録	システム設定ファイルの変更等の状況を検査した結果を記録した文書。	258
	システムテスト計画書／報告書	導入前の総合的なテスト項目とその結果を記録した文書。	223,224,225, 228
	システム統合手順	情報システムの統合・更新時の具体的な作業手順、作業結果の成否の確認方法、失敗や異常の判定方法等を記述した文書。	236
	システム変更管理基準	プログラムの保守等、情報システムを変更した場合の管理の基準を記述した文書。	233
	システム変更等作業記録	情報システム変更等の作業に関する内容(作業時刻、変更作業内容、担当者名、作業結果、確認者等)を記録した文書。	137,138
	実施手順	対策基準を具体的な情報システムや手順、手続に展開して個別の実施事項として記述した文書。	70
	私物パソコン等使用申請書/承認書	職員等が私物パソコン及び記録媒体を用いる場合に、作業の目的、内容、私物パソコン及び記録媒体を用いる理由、期間等を申請し、情報セキュリティ管理者の承認を得たことを記録する文書。	76,78
	住民に対する広報記録	『広報誌』『ホームページ』『メールマガジン』『電子掲示板』等、住民等外部から事故等の報告を受ける窓口及び連絡手段を公表した記録。	108
	障害時のシステム出力ログ	障害時にどのような事象が発生したのかを記録した文書。	142,146
	障害対応基準	情報システム等の障害が発見された場合の対応体制、手続、手順などを記述した文書。	145,146
	障害報告書	情報システム障害等の発生経緯、発生時の状況、原因、暫定対応、恒久対策などを記録した文書。	24,26,27, 30,34,146, 157,163
	情報及びソフトウェアの交換基準	送主、送信、発送及び受領を通知する手順及び管理や責任範囲について記述した文書。	133,134
	情報及びソフトウェアの交換に関する契約書(覚書)	他団体との間において情報やソフトウェアを交換する際の契約書や覚書。	134
	情報資産管理基準	情報資産の管理責任、分類表示、入手から廃棄までの局面ごとの取扱等の基準を記述した文書。	7,8,9,10,11, 12,13,14,15, 16,17,18
	情報資産管理台帳	情報資産の名称、管理方法、管理責任者等の情報を記録した文書。	8,9,10,11,12, 13,14,15,16, 17,18,20,37, 40
	情報資産取扱基準	情報資産の分類に基づく管理方法について記述した文書。	71
	情報資産廃棄記録	情報資産を廃棄した日時、担当者及び処理内容を記録した文書。	18
	情報資産分類基準	機密性・完全性・可用性に基づく情報資産の分類基準や取扱制限等を記述した文書。	6
	情報システム関連文書管理基準	ネットワーク構成図や情報システム仕様書等の作成から廃棄までの管理に関わる基準を記述した文書。	139,140
	情報システム調達基準	情報システムの開発、導入、保守、機器及びソフトウェア等の調達に関する基準を記述した文書。	210

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	情報システム導入基準	開発環境と運用環境の分離、移行、テスト等の基準を記述した文書。	219,220
	情報セキュリティ委員会議事録	情報セキュリティに関する各事項を取り決める、最高情報統括責任者、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者等で構成された委員会において討議、決定された事項について記録した文書。	5,97,101,283, 305,308,310, 311,315,317, 319
	情報セキュリティ委員会設置要綱	構成員、会議、事務局等を規定した文書。	4,5
	情報セキュリティ違反時の対応手順	情報セキュリティ違反の重大性、発生した事案の状況等に応じて、違反した職員等及びその監督責任者への対応手順を記述した文書。	298,299,300
	情報セキュリティ監査実施要綱	情報セキュリティ監査の計画、実施、報告等の基本的事項を記述した文書。	301,302,303, 304,306
	情報セキュリティ監査実施マニュアル	情報セキュリティ監査を実施する際の計画、調達、実施、報告等の手順を記述した文書。	301,302,303, 304,305,306, 307,308,309
	情報セキュリティ関連情報の通知記録	情報セキュリティに関する情報について、関係者に対して通知した記録。	268
	情報セキュリティ自己点検基準	情報セキュリティ対策が整備・運用されていることを自ら点検し、評価するための基準を記述した文書。	312
	情報セキュリティ自己点検実施手順	情報セキュリティ対策が整備・運用されていることを自ら点検し、評価するための実施手順を記述した文書。	312
	情報セキュリティ事故等報告書	発生した情報セキュリティ事故等の発見日時、発見者、状況、業務への影響などを記録した文書。	106,107,109, 254,258,260, 261,263,274, 275,276,280, 281
	情報セキュリティ事故等報告手順	府内あるいは住民等外部からの事故等の報告ルートとその方法を記述した文書。	105,106,107, 108,109,273, 274,275,276, 279,280,281
	情報セキュリティポリシー	組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書。	1,2,3,4,5,6,7, 69,70,71,91, 93,273,274, 276,277,282 284,297,298, 311,317,318, 319
	職員等への周知記録	首長等によって承認された決定事項や関係者で共有すべき情報を職員等に公表・通知した文書。	69,92,128, 165,240,267, 319
	職務規程	職員等の職務について必要な事項を定めた文書。	85,86
	セキュリティ機能調査結果	調達する機器及びソフトウェアに必要とする技術的なセキュリティ機能が組み込まれているか調査し、その結果を記録した文書。	212
	セキュリティ情報収集基準	セキュリティホールや不正プログラム等に関する情報を収集・周知するための基準を記述した文書。	264
	セキュリティ設定変更申請書/承認書	所属課室名、名前、日時、変更対象物、理由、管理者の確認印等を記録した文書。	82

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	セキュリティホール関連情報の通知記録	セキュリティホールに関する情報をについて、関係者に対して通知した記録。	265
	接続許可端末一覧	外部から接続することを許可した端末の一覧を記録した文書。	205
	ソースコード	プログラミング言語を用いて記述したプログラムのこと。	229
	ソフトウェア管理台帳	プログラム等のバージョンなどの情報を記録した文書。	235
	ソフトウェア導入基準/手続	ソフトウェアを導入する場合の基準や、ソフトウェアの導入許可を得るための手続を記述した文書。	177,178,179,180
	ソフトウェア導入申請書/承認書	業務上必要なソフトウェアがある場合の導入許可を得るために申請し、承認する文書。	179
た	建物フロアレイアウト図	建物の各フロアの構成配列・配置を記述した文書。	20,41,42,43,44,45,46
	端末アクセス記録	端末の利用状況や、操作内容を記録した文書。	72,262
	端末構成変更基準/手続	パソコン等の端末の機器構成を変更する基準や、パソコン等の端末の機器構成を変更する場合の手続を記述した文書。	181,182,183,
	端末構成変更申請書/承認書	パソコン等の端末に対し機器の改造及び増設・交換の必要がある場合に許可を得るために申請し、承認する文書。	183
	端末接続時手続	外部から持ち込んだ端末を庁内ネットワークに接続する際に実施すべき手續を記述した文書。	204
	端末等セキュリティ設定変更基準/手続	パソコン等の端末のソフトウェアに関するセキュリティ機能の設定を変更する基準や、セキュリティ機能の設定を変更する場合の手続を記述した文書。	81
	端末等持出・持込基準/手続	パソコン等の端末や情報資産を庁舎外に持ち出す場合の基準や、庁舎外に持ち出す場合の許可を得る手續を記述した文書。	73,74,77,79,80
	端末等持出・持込申請書/承認書	職員等がパソコン等の端末や記録媒体、情報資産及びソフトウェアを持ち出す場合又は持ち込む場合に、所属課室名、名前、日時、持出/持込物、個数、用途、持出/持込場所、持ち帰り日/返却日、管理者の確認印を記録した文書。	74,80
	庁舎外機器設置申請書／承認書	庁舎外に機器を設置するにあたり、最高情報統括責任者の承認を得るために申請する文書。	37
	庁舎外作業申請書/承認書	職員等が外部で情報処理作業を行う場合に、作業の目的、内容、期間等を申請し、情報セキュリティ管理者の承認を得たことを記録する文書。	75
	庁舎外での情報処理作業基準/手続	職員等が外部で情報処理作業を行う場合のパソコン等の端末の持ち出しや庁舎外で作業する際の注意事項、私物パソコンの使用制限などの基準、及び外部で情報処理作業を行う場合の申請や承認などの手續を記述した文書。	73,74,75,76
	調達仕様書	調達する情報システムの要件、機能、必要となるセキュリティ機能等の仕様を記述した文書。	211,212
	通信回線敷設図	庁内の通信回線の敷設状況を図に表した文書。	31,56,57,58,59,60,151,156
	通信ケーブル等配線基準/手続	電源ケーブルや通信ケーブルを損傷等から保護するための配線基準やネットワーク接続口(ハブのポート等)の設置基準、及び配線や設置に関わる申請や変更・追加等の手續を記述した文書。	28,29,30,31,32

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	通知書	情報セキュリティポリシーに違反する行動等が確認された場合、関係者に改善のための指示を通知する文書。	186,195,263, 299,300
	電子メール管理基準	電子メール転送禁止や送受信容量制限、業務外利用禁止など、電子メールの運用・管理に関わる基準を記述した文書。	161,162,163, 164,165,166, 167
	電子メール送受信ログ	電子メールの送受信が行われた日時や送受信データの内容などを記録した文書。	72,169,170, 171,174
	電子メール利用基準	電子メールを送受信する場合の基準を記述した文書。	71,90,168, 169,170,171, 172,173,174, 175,176,250
	同意書	情報セキュリティポリシー等を遵守することを誓約し、署名あるいは記名捺印した文書。	89
	統合時影響検討書	情報システムの統合・更新を実施した場合に想定される影響範囲と影響の大きさ及びその対処方針について、検討した結果を記述した文書。	236
	特権ID・パスワード変更記録	特権IDや特権IDのパスワードの変更したことを記録した文書。	197
	特権ID管理台帳	特権IDの付与情報を記録した文書。	192,193
	特権ID取扱手続	特権IDの取り扱い(登録、変更、抹消等)の認可手続きや、パスワードの管理について記述した文書。	192,193,196, 197
	特権ID認可申請書	特権ID利用の許可を得るため申請を記録した文書。	192
	特権代行者承認書	統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行者を最高情報統括責任者が承認したことを記録した文書。	194
	特権代行者通知書	統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の特権を代行する者を関係者に通知したことを記録した文書。	195
な	認証用カード管理記録	入退管理システムで使用する認証用カードの発行状況を記録した文書。	48
	ネットワーク管理基準	ネットワークにおけるデータのセキュリティを確保するための体制、責任、ネットワークに接続したサービスを無認可のアクセスから保護するための基準等、ネットワークの運用、変更などに関わる基準を記述した文書。	55,56,57,58, 59,60,61,62, 90,150,151, 156,158,159, 160,259
	ネットワーク管理記録	ネットワーク管理基準に従って実施した管理作業の実施日、実施者、実施内容等について記録した文書。	257
	ネットワーク設計書	ネットワークの構成や設定などを記述した文書。	159,160,197, 201,202,205, 209
	ネットワーク設定基準	個々のネットワーク毎に、どのような通信経路を介して、接続するのかなどを記述した文書。	147,148,149
	ネットワーク利用基準	庁内ネットワークやインターネットを利用する場合の基準を記述した文書。	71,184,185, 186
は	パスワード管理基準	パスワードの選択や変更等、管理の基準を記述した文書。	119,120,121, 122,123,124, 125,126

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	パソコン等管理基準	パソコン等の端末の盗難防止対策やパスワード設定、データ暗号化等の基準を記述した文書。	63,64,65,66, 67,68
	バックアップ基準	ファイルサーバ等の故障等に備えて実施しておくべきバックアップの基準について記述した文書。	131,132
	バックアップ記録	何を、いつ、どこにバックアップしたかを記録した文書。	144
	バックアップ実施記録	バックアップを行った内容(媒体識別番号、実施日時、作業者名、範囲(フルバック、差分バックアップなど))等を記録した文書。	132
	バックアップ手順	バックアップの実施方法や実施間隔、バックアップ媒体の保管方法等について記述した文書。	131,132
	パッチ適用記録	パッチをソフトウェアに適用した結果を記録した文書。	266
	パッチ適用情報	セキュリティホールや不正プログラム等に対するパッチの適用情報を記録した文書。	266
	非常勤及び臨時職員への対応基準	非常勤及び臨時職員の情報セキュリティポリシー遵守、同意書への署名、インターネット接続及び電子メール使用等の制限などに関わる基準について記述した文書。	87
	ファイアウォール設定	ネットワークを分離するために設置したファイアウォールの設定やアクセス制御のためのルール、ポートなどの制御に関するルール等を記述した文書。	257
	ファイアウォールログ	内部から外部ネットワーク、外部から内部ネットワークへの通信が行われた日時や利用したサービス(メール、web等)等を記録した文書。	72,257
	不正プログラム対策基準	コンピュータウイルスやスパイウェア等の不正プログラムから情報資産を保護するための不正プログラム対策ソフトウェアの導入や定期的なパターンファイル・ソフトウェアのバージョン更新等の基準を記述した文書。	237,238,239, 240,241,242, 243,244,245, 246,247,248, 249,250,251, 252,253,254, 255
	不正プログラム対策ソフトウェアのログ	不正プログラム対策ソフトウェアでファイル等をチェックした結果を記録した文書。	238,239,242, 243,245,246, 247,248,249, 251,252
	不正プログラム対策手順	不正プログラム対策ソフトウェアの導入や定期的なパターンファイル・ソフトウェアのバージョン更新等の手順を記述した文書。	237,238,239, 240,241,242, 243,244,245, 246,247,248, 249,250,251, 252,253,254, 255
	プログラム仕様書等	システム仕様書に基づいてプログラムを開発する際の具体的な仕様を記述した文書。	140,227,230, 231,232,234
	文書サーバ設定基準	文書サーバの容量や構成、アクセス制御などの設定基準について記述した文書。	127,128,129, 130
	他の組織との間の情報及びソフトウェアの交換に関する申請書	他団体との間において情報やソフトウェアの交換の許可を得るために申請する文書。	134
	保守機器管理表	保守対象機器、保守実施時期、保守内容、保守担当等を一覧表などで記述した文書。	34,35

監査資料例一覧／索引

索引	名称	解説	該当No.
	保守体制図	当該機器の保守依頼の受付窓口や担当者等、体制を記述した文書。	34,35
や	ユーザテスト計画書／報告書	業務に精通している利用部門による操作確認のテスト項目とその結果を記録した文書。	224,225
ら	リストア手順	情報システムを正常に再開するためのバックアップ媒体から情報を元に戻す手順を記述した文書。	131,132
	リストアテスト記録	バックアップ媒体から正常に情報を元に戻せるかどうかを検証した結果を記録した文書。	132
	リモートアクセス方針	外部から内部のネットワーク又は情報システムへのアクセスに対する方針を記述した文書。	198
	リモート接続許可申請書／許可書	リモート接続の申請と許可を記録した文書。	199,200
	リモート接続手続	外部から内部のネットワークへ接続する具体的な手続きを記述した文書。	198,203
	利用者ID管理台帳	利用者IDの付与情報を記録した文書。	188,189,190,191
	利用者ID登録・変更・抹消申請書	利用者IDを登録、変更、又は抹消の申請を記録した文書。	188,189,190
	利用者ID取扱手続	利用者IDの取り扱い(登録、変更、抹消等)の認可手続きやパスワードの管理について記述した文書。	188,208
	利用状況調査基準	職員等の使用しているパソコン等の端末、記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等の利用状況の調査に関する基準を記述した文書。	277
	利用状況調査結果	職員等が使用しているパソコン等の端末、記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等の利用状況を調査した結果を記録した文書。	278
	利用者ID棚卸記録	利用者IDの登録状況、及びアクセス権の付与状況を定期的に確認したことを記録した文書。	191
	例外措置実施報告書	許可を得て実施した例外措置の内容を記録した文書。	292,293,294
	例外措置申請書/許可書	情報セキュリティ関係規定を遵守することが困難な理由を説明し、最高情報統括責任者に例外措置を採ることの許可を申請し、許可されたことを記録した文書。	292,294
	例外措置対応基準/手続	情報セキュリティ関係規定の遵守が困難な状況で行政事務の適正な遂行を継続しなければならない場合の対応基準や、例外措置の実施について申請、審査、許可に関する手続を記述した文書。	291
	ログイン画面	情報システムのログイン認証の画面。	206

情報セキュリティ監査

実施要綱（例）

情報セキュリティ監査実施要綱（例）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、〇〇〇市町村における情報セキュリティ監査に関する基本的事項を定め、本市町村の情報セキュリティの維持・向上に資することを目的とする。

（監査対象）

第2条 情報セキュリティ監査は、〇〇〇市町村情報セキュリティポリシーに定める行政機関を対象に実施する。

（監査担当部門および担当者）

第3条 情報セキュリティ監査は、〇〇〇室が担当する。

- 2 情報セキュリティ監査は、情報セキュリティ監査統括責任者が指名する監査人によって実施する。
- 3 外部監査を行う場合は、外部監査人の選定基準に基づき、客観的で公平な手続きに従って調達を行い、外部の専門家により情報セキュリティ監査を実施する。

（監査の権限）

第4条 監査人は、情報セキュリティ監査の実施にあたって被監査部門に対し、資料の提出、事実などの説明、その他監査人が必要とする事項の開示を求めることができる。

- 2 被監査部門は、前項の求めに対して、正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- 3 監査人は、外部委託先など業務上の関係先に対して、事実の確認を求めることができる。
- 4 監査人は、被監査部門に対して改善勧告事項の実施状況の報告を求めることができる。

（監査担当者の責務）

第5条 監査人は、監査を客観的に実施するために、監査対象から独立していなければならない。

- 2 監査人は、情報セキュリティ監査の実施にあたり、常に公正かつ客観的に監査判断を行わなければならない。
- 3 監査人は、監査及び情報セキュリティに関する専門知識を有し、相当な注意をもって

監査を実施しなければならない。

- 4 監査報告書の記載事項については、情報セキュリティ監査統括責任者および監査人がその責任を負わなければならない。
- 5 情報セキュリティ監査統括責任者および監査人は、業務上知り得た秘密事項を正当な理由なく他に開示してはならない。
- 6 前項の規定は、その職務を離れた後も存続する。

(監査関係文書の管理)

第6条 監査関係文書は、紛失等が発生しないように適切に保管しなければならない。

第2章 監査計画

(監査計画)

第7条 情報セキュリティ監査は、原則として監査計画にもとづいて実施しなければならない。

- 2 監査計画は、中期計画、年度計画および監査実施計画とする。

(中期計画および年度計画)

第8条 情報セキュリティ監査統括責任者は、中期の監査基本方針を中期計画として策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

- 2 情報セキュリティ監査統括責任者は、中期計画にもとづき、当該年度の監査方針、監査目標、監査対象、監査実施時期、監査要員、監査費用などを定めた年度計画を策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

(監査実施計画)

第9条 情報セキュリティ監査統括責任者は、年度計画にもとづいて、個別に実施する監査ごとに監査実施計画を策定し、情報セキュリティ委員会の承認を得なければならない。

- 2 特命その他の理由により、年度計画に記載されていない監査を実施する場合も、監査実施計画を策定しなければならない。

第3章 監査実施

(監査実施通知)

第10条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査実施計画にもとづく監査の実施にあたって、原則として〇週間以上前に被監査部門の情報セキュリティ管理者に対し、監

- 査実施の時期、監査日程、監査範囲、監査項目などを文書で通知しなければならない。
- 2 ただし、特命その他の理由により、事前の通知なしに監査を実施する必要性があると判断した場合には、この限りではない。

(監査実施)

第11条 監査人は、監査実施計画にもとづき、監査を実施しなければならない。ただし、特命その他の理由によりやむを得ない場合には、情報セキュリティ監査統括責任者の承認を得てこれを変更し実施することができる。

(監査調書)

第12条 監査人は、実施した監査手続の結果とその証拠資料など、関連する資料を監査調書として作成しなければならない。

(監査結果の意見交換)

第13条 監査人は、監査の結果、発見された問題点について事実誤認などがないことを確認するため、被監査部門との意見交換を行わなければならない。

第4章 監査報告

(監査結果の報告)

第14条 情報セキュリティ監査統括責任者は、監査終了後、すみやかに監査結果を監査報告書としてとりまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。ただし、特命その他の理由により緊急を要する場合は口頭をもって報告することができる。

- 2 監査報告書の写しは、必要に応じて、被監査部門の情報セキュリティ管理者に回覧または配付する。
- 3 情報セキュリティ監査統括責任者は、被監査部門に対して監査報告会を開催しなければならない。

(監査結果の通知と改善措置)

第15条 最高情報統括責任者は、情報セキュリティ委員会への監査結果報告後、すみやかに監査結果を被監査部門の情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。

- 2 前項の通知を受けた被監査部門の情報セキュリティ管理者は、改善勧告事項に対する改善実施の可否、改善内容、改善実施時期などについて、最高情報統括責任者に回答しなければならない。
- 3 情報セキュリティ委員会は、監査結果を情報セキュリティポリシーの見直し、その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(フォローアップ)

第16条 情報セキュリティ監査統括責任者は、被監査部門における改善勧告事項に対する改善実施状況について、適宜フォローアップしなければならない。

2 前項による確認結果については、適宜とりまとめ、情報セキュリティ委員会に報告しなければならない。

以 上

情報セキュリティ監査 実施計画書（例）

情報セキュリティ監査実施計画書（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1	監査目的	〇〇業務に関して、情報資産の管理体制が適切に確立されているか確認する。
2	監査テーマ	府内設備を利用するに当たって、内外の脅威に対する情報セキュリティ対策が行われているか確認する。
3	監査範囲	〇〇業務 〇〇情報システム
4	被監査部門	〇〇〇〇課(情報システム所管課) 〇〇〇〇課(原課)
5	監査方法	ア. 規程類、記録類の確認 イ. 情報システム、マシン室及び執務室の視察 ウ. 職員へのアンケート調査及びヒアリング
6	監査実施日程	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
7	監査実施体制	情報セキュリティ監査統括責任者 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇
8	監査項目	アクセス制御 不正プログラム対策 不正アクセス対策
9	適用基準	・〇市町村 情報セキュリティポリシー ・〇〇〇実施手順書

情報セキュリティ監査 報告書(例)

情報セキュリティ監査報告書（例）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

1	監査目的	〇〇業務に関して、情報資産の管理体制が適切に確立されているか確認する。
2	監査テーマ	府内設備を利用するに当たって、内外の脅威に対する情報セキュリティ対策が行われているか確認する。
3	監査範囲	〇〇業務、〇〇情報システム
4	被監査部門	〇〇〇〇課（情報システム所管課）、〇〇〇〇課（原課）
5	監査方法	ア. 規程類、記録類の確認 イ. 情報システム、マシン室及び執務室の視察 ウ. 職員へのアンケート調査及びヒアリング
6	監査実施日程	平成〇〇年〇〇月〇〇日～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
7	監査実施体制	情報セキュリティ監査統括責任者 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇 監査人 〇〇〇〇
8	監査項目	アクセス制御 不正プログラム対策 不正アクセス対策
9	適用基準	・〇市町村 情報セキュリティポリシー ・〇〇〇実施手順書

1. 総括

××××××××××××××××

(1) アクセス制御

① ×××××××

【監査結果】

×××××××××××××××

【指摘事項】

×××××××××××××××

【改善案】

×××××××××××××

(2) 不正プログラム対策

① ×××××××

・

・

情報セキュリティ監査 業務委託仕様書（例）

情報セキュリティ監査業務委託仕様書（例）

1 業務名

○○市町村情報セキュリティ監査業務

2 監査目的

本業務は、○○市町村の情報セキュリティポリシーに基づき実施している情報資産の管理、各種情報システムの保守・運用、職員研修等の情報セキュリティ対策について、第三者による独立かつ専門的な立場から、基準等に準拠して適切に実施されているか否かを点検・評価し、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言、指導を行うことによって、○○市町村の情報セキュリティ対策の向上に資することを目的とする。

3 発注部署

○○市町村△△部□□課 担当者：
連絡先〒XXX-XXXX ○○市○○町○○村××
電話番号：0XXX-XX-XXXX FAX：0XXX-XX-XXXX

4 監査対象

○○市町村行政LAN/WAN上の情報システムを対象とする（具体的な範囲は、別に受託者に指示することとし、個別ネットワークについては、監査対象に含まない。）。

5 業務内容

「地方公共団体情報セキュリティ監査ガイドライン」を基に、○○市町村の実情にあった監査項目を抽出して、助言型監査を実施すること。なお、技術的検証の実施も含まれることに留意する。

6 適用基準

(1) 必須とする基準

- ア ○○市町村情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）
- イ ○○市町村△△情報システム実施手順書

(2) 参考とする基準

- ア ○○市町村情報セキュリティ監査実施要綱
- イ ○○市町村個人情報保護条例
- ウ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- エ 地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
- オ 上記のほか委託期間において情報セキュリティに関し有用な基準等で、○○市

町村と協議して採用するもの

7 監査人要件

- (1)受託者は情報セキュリティ監査企業台帳に登録されていること。
- (2)監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザ等で構成される監査チームを編成すること。
- (3)監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。
 - ア システム監査技術者
 - イ 公認情報システム監査人（CISA）
 - ウ 公認システム監査人
 - エ ISMS主任審査員
 - オ ISMS審査員
 - カ 公認情報セキュリティ主任監査人
 - キ 公認情報セキュリティ監査人
- (4)監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が1人以上含まれていること。
 - ア 情報セキュリティ監査
 - イ 情報セキュリティに関するコンサルティング
 - ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）
- (5)監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

8 監査期間

平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

9 監査報告書様式

- (1)監査報告書の作成様式
 - ア A4版縦（必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）とし、様式は任意とする。
 - イ 監査報告書は監査対象についての脆弱点を網羅した非公開の「監査報告書（詳細版）」と公開を前提とした「監査報告書（公開版）」の2種類を作成し、提出すること。
- (2)監査報告書の宛名
1部を「〇〇市町村長」宛てとし、他を「最高情報統括責任者」宛てとする。

10 監査報告書の提出先

〇〇市町村△△部□□課とする。

11 監査報告会

監査対象となった課室の長及び情報セキュリティ責任者、情報システム管理者に対して、監査結果の報告会を実施すること。

1.2 監査成果物と納品方法

下記に掲げる監査成果物を書面（A4版縦を基本とし、必要に応じてA3版三つ折も可。A3版三つ折の場合、両面印刷は不可とする。）及び電子媒体（CD-R）にて、必要数を提出すること。

(1)監査成果物

- | | |
|----------------------|----|
| ア 監査実施計画書 | 2部 |
| イ 情報セキュリティ監査報告書（詳細版） | 2部 |
| ウ 情報セキュリティ監査報告書（公開版） | 2部 |

(2)納品方法

- | | |
|--------|--------|
| ア 紙媒体 | 上記のとおり |
| イ 電子媒体 | 1部 |

1.3 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、すべて〇〇市町村に帰属するものとし、書面による本〇〇市町村の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。ただし、成果物及びこれに付隨する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、本〇〇市町村は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

1.4 委託業務における留意事項

業務の実施にあたっては、以下の事項に留意する。

(1)監査実施計画書の提出

契約締結後、受託者は監査実施計画書を提出し、市町村及び受託者の協議により委託業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

(2)資料の提供等

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は本〇〇市町村が妥当と判断する範囲内で提供する。

なお、受託者は、本〇〇市町村から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものとの保管は厳格に行うものとする。また、契約終了後は本件監査にあたり収集した一切の資料を速やかに本〇〇市町村に返還し、又は破棄するものとする。

(3)技術的検証

技術的検証については、対象情報システム及び行政 LAN/WAN の運用に対し、支障及び損害を与えないように実施するものとする。

(4)再委託

受託者は、本業務の実施にあたり他の業者に再委託することを原則、禁止する。再委託が必要な場合は、本〇〇市町村と協議のうえ、事前に書面により本〇〇市町村の承認を得ること。

(5) 秘密保持等

受託者は本業務の実施にあたり、知り得た情報及び成果品の内容を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。これは、契約終了後又は契約解除後においても同様とする。

(6) 議事録等の作成

受託者は、本業務の実施にあたり本〇〇市町村と行う会議、打ち合わせ等に関する議事録を作成し、〇〇市町村にその都度提出して内容の確認を得るものとする。

(7) 関係法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守し業務を円滑に進めなければならない。

(8) 報告等

受託者は作業スケジュールに十分配慮し、本〇〇市町村と密接に連絡を取り業務の進捗状況を報告するものとする。

15 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については本〇〇市町村と協議のうえ決定するものとする。

以上

情報セキュリティ監査 業務委託契約書（例）

情報セキュリティ監査業務委託契約書（例）

自治体 甲：
事業者 乙：
(完成保証人 丙：)

委託業務名 : ○○市町村情報セキュリティ監査業務委託

履行場所 : ○○市町村○○

履行期限 自 平成○○年○○月○○日
至 平成○○年○○月○○日

甲は、乙と、下記のとおり頭書情報セキュリティ監査業務委託契約を締結し、その契約の証として、本書2通（完成保証人がある場合は3通）を作成し、当事者記名捺印の上これを保有する。

第1条（総則）

甲と乙は、以下の内容の請負契約※1を締結する。

- 1 名 称 ○○市町村情報セキュリティ監査業務
2 仕事の内容※2

別紙業務委託仕様書※3 第2項、第4項から第6項まで、第9項から第12項まで記載のとおり、乙が管理する監査チームの監査従事者が、甲の情報セキュリティ監査統括責任者に対し、監査時期において、監査の目的に従い、監査対象を適用基準に照らして評価することを含む監査範囲の監査を行い、その結果を記載した監査報告書を含む※4 監査成果物を定められた納品方法により提出すること。

- ①監査チームの構成及び監査従事者 別紙監査従事者名簿※5記載のとおり。
②監査時期 別紙業務委託仕様書第8項記載のとおり。
③監査の目的 同 第2項記載のとおり。
④監査対象 同 第4項記載のとおり。
⑤業務範囲 同 第5項記載のとおり。
⑥適用基準 同 第6項記載のとおり。
⑦成果物と納品方法 同 第9から12項まで記載のとおり。
⑧成果物の提出期限 平成○○年○○月○○日
⑨評価の基準日 平成○○年○○月○○日

3 代金及び支払いの時期

xxx万円（監査に要する一切の経費を含む（消費税及び地方消費税込））
支払日：平成○○年○○月○○日

※1 監査契約を請負契約とするものと準委任契約とするものがありうるが、本件監査では実務上多く存在する請負契約とした。ただし、監査契約が請負契約か準委任契約かその混合契約かの争いを防止するため、請負契約であることを明記した。

※2 仕事の内容のうち、明示されていない事項については、「仕事の内容につき本契約書に明記されていない事項及び本契約書の記載内容に解釈上の疑義を生じた場合には甲乙が協議して定める」という一項を入れることもある。さらに、監督員（地方自治法施行令第

167条の15第4項の規定に基づき監督を委託された者をいう)がいる場合は、「ただし軽微なものについては、甲又は監督員の指示に従うものとする。」というただし書きをつける場合もある。

※3 情報セキュリティ監査業務委託仕様書(例)を参照のこと。なお、業務委託仕様書と異なるときはその内容を記載する。

※4 監査従事者名簿は、本件監査に従事する者を特定することにより、監査の品質を裏づけるとともに、監査に関して問題が発生したときの責任の追及を容易にするためのものであるから、監査主体における地位(監査責任者、監査補助者等の監査主体における組織統制上の位置を明らかにする事項)、氏名、生年月日、住所、連絡先、資格などを記載する。記載内容が詳細にわたるため、契約書とは別に監査従事者名簿を作成する。

第2条(監査人の権限)

乙は、甲に、本契約に定めるセキュリティ監査(以下「本件監査」という)を実施するため甲に具体的な必要性を説明して、相当な方法をもって、以下の行為を行うことができる。

- 1 甲の所有・管理する場所に存する各種の文書類及び資料類の閲覧、収集。
- 2 甲の役職員に対する質問及び意見聴取。
- 3 甲の施設の現地調査。
- 4 監査技法を適用するためのコンピュータ機器の利用。
- 5 本件監査の監査報告書を決定する前における乙との意見交換。

第3条(品質管理)※6

乙は、監査結果の適正性を確保するために、別に定める品質管理を行う。

※6 品質管理の具体例としては、監査人要件、技術的検証の内容、監査ツール、監査結果の管理方法その他が考えられる。監査品質は監査結果とコストに影響するため、その内容を具体的に定めるときは契約時にその内容、方法及び評価の方法を具体的に特定しておくことが望ましい。ただし、その内容には実情に応じて定めるべきであり、契約書例では「別に定める」としている。

第4条(注意義務)※7

乙は、職業倫理に従い専門職としての相当の注意と○○団体が定めた倫理規則を遵守して誠実に本件監査を実施し、監査従事者全員をして乙の義務を履行させる。

※7 地方公共団体の情報セキュリティ監査には、高い公益性が認められるため、その注意義務の内容は、請負人の一般的な注意義務や善良なる管理者の注意義務以上の厳格なものであるべきである。そこで本条を設けた。契約にあたっては、乙が所属し倫理規範を設けている団体の名称を○○に挿入する。

第5条(監査人の責任)※8

- 1 乙は、監査対象事実と適用基準との乖離の有無と程度、その助言の内容を実施することによって乖離の程度が縮小するとの意見を表明する。
- 2 乙は、前項の意見が、前条に定める注意義務に照らして合理的に導かれた乙の評価に基づくことについて責任を負う。

※8 第1項は、助言型監査の場合の文例である。保証型監査の場合は、「乙は、監査対象事実と適用基準との乖離の有無の判断を内容とする意見を表明する」となる。

第6条（機密保持）

乙と監査従事者は、本件監査を行うに際して知り得た秘密※9 及び個人情報を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

※9 守秘義務の対象を、「秘密」とするときは、乙の契約違反の責任を追及する場合に甲が秘密として管理していることの立証に成功する必要がある。「事実」とするときは、およそすべての事実であり、甲がこれを秘密として管理していたか否かを問わないし、甲はその立証をする必要はない。なお、特に、個人情報については、地方公共団体の個人情報保護条例においても、個人データの外部委託先に対して、安全管理のための必要な監督を行う義務を負うことが規定されることが多いため、個人情報については特に守秘条項を記載した。

第7条（監査の手順）

乙は、監査計画に基づき、予備調査、本調査及び評価・結論の手順により本件監査を実施する。

第8条（監査実施計画書の提出・承認）

乙は、甲に、予備調査後速やかに※10 以下の事項を含む本件監査の手順及びその実施時期を具体的に記載した監査実施計画書を提出して甲の承認を得た後でなければその後の手順を行ってはならない。なお、乙は、本件監査の目的を達するため、監査実施計画書を、監査の進行に伴い、甲と協議して変更することができる。

- 1 本調査実施方法の要領
- 2 調査実施場所毎の監査従事者
- 3 調査実施場所毎の調査時期
- 4 収集する監査証拠の範囲
- 5 監査証拠の収集方法
- 6 特段の評価方法があるときはその旨
- 7 評価の日
- 8 監査の協議の日時・内容
- 9 監査結果の報告の日時・内容
- 10 その他本件監査に必要な事項

※10 具体的な日時を記載することが望ましい

第9条（監査調書の作成と保存）

- 1 乙は、本件監査を行うにあたり監査調書を作成する。
- 2 乙は、甲に、監査報告に際し、監査調書及び乙が本件監査にあたり収集した一切の物及び電磁的記録を引き渡し、それらに対する所有権、著作権その他一切の権利を放棄する。

第10条（監査報告書の記載事項）

乙は、監査報告書に、実施した監査の対象、監査の内容、証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づく意見※11、制約又は除外事項、その他本件監査の目的に照らして必要と判断した事項を明瞭に記載する。

※11 監査報告書は、監査証拠に裏付けられた合理的な根拠に基づくものであることを要する。したがって監査報告書中に、監査意見に至った根拠とそれを導く証拠が記載され、これを第三者が評価できるように整然と、かつ明瞭に記載することが望ましい。

第11条（監査報告書の開示）

甲は、乙から提出された成果物を、第三者に開示することができる。※12

※12 成果物の開示については、甲乙間でその手続、条件を定めることもある。その際の監査契約書の記載例としては、「甲は、乙の事前の承認を得て、本件監査の成果物を第三者に開示することができる。手續、条件は別途協議して定める」という記載が考えられる。

第12条（改善指導）

乙は、監査結果に基づいて、別に定めるところにより改善指導を行う。

第13条（解除）

甲が第1条により乙に支払うべき金員を支払わないときは、甲は、本件監査に関して保管中の書類その他のものを乙に引き渡さないでおくことができる。

第14条（紛争）

本件に関する紛争は、他に法令の定めがない限り、●●地方裁判所を唯一の第一審合意管轄裁判所とする。

第15条（その他）

1 本契約に定めのない事項については別添契約約款により、そのいずれにも定めのない事項は甲乙協議して定める。

2 なお、本契約のうち法令に反する部分は無効であり、他の契約又は約款のうち、本契約に反する部分は無効とする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲

印

乙

印

丙

印

以上